知的財産推進計画2018

2018年6月12日知的財産戦略本部

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
(1)「知的財産政策ビジョン」(2013年)策定後の状況・・・・・・・・・・	• 1
(2) 社会の変化と新たな知財戦略ビジョン検討の経緯・・・・・・・・・・	• 3
(3)「知的財産推進計画 2018」策定にあたって・・・・・・・・・・・・	• 4
2.「知的財産推進計画2018」重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
(1) これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる・・・・・・・	• 8
① 知財のビジネス上の価値評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
② デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進・・・・	• 9
③ 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援・・・・・・・・・・・	• 10
④ 知財創造教育・知財人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 12
⑤ クールジャパン人材の育成・集積・・・・・・・・・・・・・	• 13
⑥ 地方のクールジャパン資源の発掘・創出・展開・・・・・・・・・・	
(2) 挑戦・創造活動を促す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 15
① オープンイノベーションの加速・・・・・・・・・・・・・・・	• 15
② ベンチャー支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
③ コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立・・・・・・	
④ 模倣品・海賊版対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 19
(3) 新たな分野の仕組みをデザインする・・・・・・・・・・・・・	
① ビジネスモデルを意識した標準、規制等のルールのデザイン・・・・・・	
② 知財システム基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
③ データ・AI 等新たな情報財の知財戦略強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
④ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築・	
⑤ クールジャパン戦略の持続的強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
⑥ ロケ撮影の環境改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
⑦ デジタルアーカイブ社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	20
3. 工程表	
(1)「知的財産推進計画2018」重点事項	
(2)「知的財産推進計画2017」からの継続項目	

1. はじめに

(1)「知的財産政策ビジョン」(2013年)策定後の状況

知的財産戦略本部においては、2013年6月に知的財産政策ビジョンを決定し、これに基づき毎年の知的財産推進計画を策定することで、政府一体となった知的財産戦略を進めてきた。この5年間の主たる成果としては、以下のようなものがある。

① 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

我が国の知財制度を国際的求心力が高いものとし、グローバルな知財システム構築のための国際連携の推進を行うとともに、新興国に対して我が国知財制度の普及・浸透を図ってきた。また、人材育成に関しては、初等教育段階からの「知財創造教育」の普及を推進しているところであるが、事業戦略的な知財マネジメントを実践するグローバル知財人材の育成・活用については、引き続き取り組む必要がある。

- ・世界最速の特許審査(審査請求から一次審査通知期間まで11か月)を達成(2014年)
- ・特許協力条約 (PCT) 出願の国際調査等における日本の国際管轄拡大及び特許審査 ハイウェイの対象国拡充
- ・営業秘密の保護強化(法定刑の引上げ、非親告罪化、挙証責任転換等)(2015年)
- ・特許を受ける権利を初めから法人帰属とすることを可能とする職務発明制度の見 直し(2015年)
- ・データの不正取得等の禁止、データ・サービス等の標準化、適切かつ公平な証拠収集手続きの実現による紛争解決手続きの充実等を目的とする不正競争防止法等の改正(2018年)
- ・生産・流通プロセスや試験方法等も規格の対象とするための、農林物資の規格化等 に関する法律(JAS法)改正(2017年)
- ・学習指導要領の改訂(創造性の涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解に向けた教育の推進)(2017年)
- ・地域・社会と協働した学習支援体制の構築を支援する「知財創造教育推進コンソーシアム」を設置(2017年)
- ・「革新的研究開発推進プログラム」(ImPACT) の創設 (2013 年)
- ・農林水産物等の地理的表示を保護するための「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」の制定(2014年)

② 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

中小・ベンチャー企業の知財マネジメントが適切に行われるよう、その重要性の啓 発や知財の取得・海外展開・活用に至るまで各段階においてきめ細かな支援を行う体 制を全国に整備するとともに、知財活動に対するインセンティブを強化した。

- ・中小企業等のための「知財総合支援窓口」を各都道府県に整備(2011年設置、2016年に独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)に移管)、農林水産分野の知財相談も可能に(2016年)
- ・特許料全体の改定(2016年)、中小企業の特許料等の一律半減(2018年)

③ デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続ける観点から、デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備を行うとともに、オールジャパンの取り組みとしてデジタルアーカイブ構築を開始した。一方、コンテンツ産業の海外展開を含めた市場拡大や効果的な権利管理・利益配分の基盤となるコンテンツ流通プラットフォームの構築については、引き続き取り組む必要がある。

- ・デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定等の整備に係る 著作権法の改正(2018年)
- ・電子書籍に対応した出版権の整備に係る著作権法の改正(2014年)
- ・デジタルアーカイブの構築のため、知的財産戦略推進事務局に関係省庁等連絡会・ 実務者協議会を設置しガイドラインを取りまとめ(2016 年)。国立国会図書館と関 係省庁・機関の協力による国の分野横断型の統合ポータル(ジャパンサーチ(仮称)) の構築と、各分野アーカイブとの連携促進に向けて、「デジタルアーカイブジャパン 推進委員会」を設置(2017 年)

④ コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

コンテンツや衣食住等の日本の魅力を効果的に創出・展開するため、クールジャパン 戦略の推進体制を整備し、海外展開のための資金供給や日本コンテンツ等の海外展開 支援を実施するとともに、拠点の構築や人材育成等、クールジャパン戦略の基盤を強 化した他、海賊版対策を着実に進めた。一方、コンテンツ振興等に資する中小・ベン チャー企業の支援や、コンテンツ制作現場の環境改善に引き続き取り組む必要がある。

- ・異業種連携による新たなビジネス創出のため、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の設立 (2015 年)
- ・株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)設立(2013 年)や一般社団 法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、「ジャパン・コンテンツ ローカラ イズ&プロモーション支援助成金」(J-LOP 事業)、「放送コンテンツ無償提供」(国 際交流基金)等による日本コンテンツの海外展開支援
- ・ロケ撮影の環境整備に関する官民連絡会議の創設(2017年)
- •「クールジャパン拠点構築検討会」及び「クールジャパン人材育成検討会」とりまとめ (2017 年、2018 年)

・「インターネット上の海賊版サイトに関する緊急対策」の決定(2018年)

また、2015 年 11 月には、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)への対応のため、 知的財産戦略本部において「知的財産分野における TPP への政策対応について」を決 定し、これに基づき、特許法、商標法、著作権法等を改正する「TPP 協定の締結に伴 う関係法律の整備に関する法律(平成 28 年法律第 108 号)」を措置し、また地理的表 示保護制度の強化をはじめとする農業分野の知財戦略を強化するなどの対応を行っ た。

(2) 社会の変化と新たな知財戦略ビジョン検討の経緯

このように「知的財産政策ビジョン」の枠組みの下、我が国の知的財産戦略は着実に強化されてきたが、ビジョンが策定された 2013 年当時の想定を越えて、社会の諸状況の変化が進んでいる。

現在、IoT・ビッグデータ・人工知能・ブロックチェーンなどの技術進展と社会実装が加速するに従い、これらの技術を活用してモノ・サービス・コンテンツを供給する主体が広がるとともに供給と需要の直接媒介を行うプラットフォームが拡大し、また需要者の側にもコト消費やシェアリングエコノミーなど新しい価値観の広がり・多様化が起こっている。さらに、少子高齢化や新技術による格差拡大などの各国共通の社会課題も顕在化し始めている。

全世界が高度知識・情報化社会へ向かう中で、知的資産はあらゆる価値創造の源泉となるものである。我が国が国際競争の中でポジションを確保し、それをリードするためには、今起こりつつある変化のさらに先の社会・経済を展望した上で、知財戦略についてプロイノベーションの考え方を軸として、知的資産を創出しさらにそこから価値を生み出すための様々なシステムを、より柔軟・迅速に刷新していくことが求められている。

このような社会変化とそれに対応する知財システムの必要性については、既に「知的財産推進計画 2016」及び「知的財産推進計画 2017」にも萌芽的に指摘され、既存システムに対する様々な対応がされたところであるが、昨年末には「知的財産戦略ビジョン」の検討を開始し、2025年から 2030年頃を見据え、我が国社会と知的財産システムについて中長期の展望及び施策の方向性を示すための議論を重ね、「価値デザイン社会」を目指すべきビジョンとして位置付け、今般取りまとめた。引き続き産業及び社会状況の変化に合わせて、知的財産戦略ビジョン自体の見直しを適時行う必要があるが、今後の知的財産推進計画は、このビジョンを共有しながら政府一丸となって我が国の知財戦略を推進するため、毎年の検討を行うものである。

(3)「知的財産推進計画 2018」策定にあたって

「知的財産推進計画 2018」は、基本的には 2013 年の「知的財産政策ビジョン」の 枠組みの下での取組を前進させ、これまでの成果を次の段階への基盤としつつ、新た な知財戦略ビジョンへのバトンゾーンとして位置付けられる。

この新たな知財戦略ビジョンへの移行にあたり、特に昨年から今年にかけての知的財産を取り巻く状況も、以下の通り急速に変化していることを意識する必要がある。

ひとつは、新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会として 2016 年に提唱された「Society 5.0」への取組が、産業界も含め様々な分野において加速していることである。

また、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals¹)実現に向けた国内の機運も、我が国における 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催や 2019年の 20 か国・地域(G20)首脳会合主催が決定する中で高まっている。SDGs が世界の共通語としてますます幅広く認知されるようになり、経済界においてもその追求が経営課題として広く認識されるようになってきた。わが国でも、2017年11月に日本経済団体連合会が「企業行動憲章」の改定を通じて Society 5.0 と SDGs の達成を結びつけ、その達成された姿が Society 5.0 であると位置づけるようになった。

次に、ビッグデータ、AIに次ぐ新技術の社会展開である。ブロックチェーン技術が幅広く使われるようになり、仮想通貨をはじめとする金融分野での活用事例に留まらず、商流管理やシェアリングエコノミー、コンテンツなど非金融分野での利用が始まりつつあり、それを活用した知的財産の管理にも十分な可能性が出てきた。これによって、例えば、コンテンツの(資金調達を含む)制作・配信・享受の方法の変化や、一般ユーザーも取り込んだ制作主体の多様化を通じて、コンテンツ産業の在り方が変わる可能性がある。

また、量子コンピューティング技術が急速に実用化に向かっている。これが社会の中でより幅広く使われるようになると、例えば創薬などの分野でビッグデータや AI の活用が普及し、研究開発の在り方やそれに伴う知的財産の扱いに大きな変化をもた

¹ 2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず先進国も取り組むユニバーサル(普遍的)なものと位置づけられている。

らす可能性が高まってきた。

さらにゲノム編集技術などの最先端バイオ技術は、ビッグデータやインフォマティクスなどデジタル技術とも結びつき、健康・医療・食料生産等に革新的な変化をもたらす。これらの分野からはデータを含め一層多くの知的財産が創出されることが予期されるが、個人情報保護や安全性、倫理等に関する分野独自の要請も踏まえながら、その扱いについて検討していく必要がある。

IoT、ビッグデータ、AI 時代における供給者と需要者の直接的な結びつきは、世界中で新たなビジネスを生むと同時に、消費者の側にも、よりきめ細やかな「カスタマイズ」への欲求や、モノの所有よりも社会的共有から便益を得ようとするシェアリングエコノミー、使用価値や体験を重視するコト消費といった新たな価値追求が生じている。体験や共感を求めるユーザーの多様な価値観が市場を牽引する時代へと変化する中、企業は、無形資産を活用し、ユーザーの多様な価値観に訴求する価値創造メカニズムを機動的・継続的にデザインすることが求められており、そうした活動の結果、イノベーションを加速することが期待されている。そのため、各企業では、自社の有する無形資産を的確に把握し、それらをどのように活用し、外部資源を有効に組み合わせて価値を創造するかについて、明確に認識し、共有しておくことが重要となる。

一方、このような消費者のデータを囲い込む大型プラットフォーマーの問題も指摘されていたが、膨大なデータを握り、プラットフォームを提供する事業者の力が、時には既存の産業生態系を破壊するなど顕在化する中で、欧州連合(EU)のようにそれらの自由な活動に一定の追加的コストを負担させようとしたり、個人データの移動について制限を設けたりする動きが出てきた。我が国としても、国際的な動向を見極めながら、適切に対応する必要がある。

また、新技術から生ずる負の側面としては、昨年から今年にかけ、マンガや動画コンテンツに関するインターネット上の海賊版被害が大きく取り上げられ、正規版コンテンツの流通促進と並行した早急かつ抜本的な対応が必要となっている²。

第三に、国内においては、訪日外国人旅行者数が3,000万人に迫る勢いとなっている。それに伴い、訪日回数が2回以上に及ぶ「リピーター」の数も増加しているが、リピーター全体の8割以上を占める東アジア近隣4か国・地域では訪日回数の増加とともに旅行支出が大きくなる傾向があり、地方訪問の割合が増加することが明らかになっている3。また、北海道ニセコ町がひとつの先進例であるが、外国人の定住につ

² このため、2018 年 4 月に検証・評価・企画委員会の下に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」を設置し、法制度整備等に関する検討を今後行うこととしている。

³ 観光庁「訪日外国人消費動向調査(平成29年(2017年)年間値(確報))「訪日外国人旅行者の訪日回数と消費動向の関係について一韓・台・香・中のリピーターに着目して-」(2018年

いても広がりを見せている 4。このような状況は、地域の活性化や、各国において、 クールジャパンの優良顧客やインフルエンサーとなりうる層の増加に資するもので あり、クールジャパン戦略を加速するまたとない好機である。

これらの流れからは、今この時点が社会全体のパラダイムの大きな転換点にあるこ と、そして我が国が新たな知財戦略ビジョンで描かれた「価値デザイン社会」の実現 に向けた取組を加速させる必要が明らかである。このような意識に立ち、知的財産戦 略本部において、「知的財産推進計画 2018」を取りまとめた。それに至るまで、2017 年11月から同本部の検証・評価・企画委員会の枠組みの下で、「産業財産権分野に関 する会合」、「コンテンツ分野に関する会合」及び「知財のビジネス価値評価検討タス クフォース」において議論を行ってきた。

「知的財産推進計画 2018」 においては、時代の変化に機敏に対応するのみならず望 ましい変化を自ら作り出す、プロイノベーション戦略を基調とする新たな知的財産戦 略ビジョンに向かう起点を設定する必要がある。そのため、「知的財産推進計画 2018」 においては、これまでの知的財産推進計画に位置付けてきた施策全体の推進をさらに 図りつつ、知的財産戦略ビジョンが提示する方向性を視野に入れ、特に「これからの 時代に対応した人材・ビジネスを育てる」「新しい挑戦・創造活動を促す」「新たな分 野の仕組みをデザインする」を柱として、新たに取り組むべき、または強化すべき施 策を重点事項として位置付けることとした。

今後、「知的財産戦略ビジョン」「知的財産推進計画」双方について、社会・国民と の対話に取り組み、常に新たな視点を加えながら、官民の関係者が一体となって知財 戦略を展開していくことが期待される。

重点事項(1)これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる

- ① 知財のビジネス上の価値評価
- ② デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進
- ③ 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援
- ④ 知財創造教育・知財人材育成の推進
- ⑤ クールジャパン人材の育成・集積
- ⑥ 地方のクールジャパン資源の発掘・創出・展開

³月20日)

⁴ 法務省「平成29年末現在における在留外国人数について(確定値)」(2018年3月27日)

重点事項(2)挑戦・創造活動を促す

- ① オープンイノベーションの加速
- ② ベンチャー支援
- ③ コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立
- ④ 模倣品·海賊版対策

重点事項(3)新たな分野の仕組みをデザインする

- ① ビジネスモデルを意識した標準、規制等のルールのデザイン
- ② 知財システム基盤の強化
- ③ データ・AI 等新たな情報財の知財戦略強化
- ④ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築
- ⑤ クールジャパン戦略の持続的強化
- ⑥ロケ撮影の環境改善
- ⑦ デジタルアーカイブ社会の実現

2. 「知的財産推進計画 2018」重点事項

(1) これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる

産業の供給力が需要を上回り、需要者の多様な価値観が市場を牽引する時代には、イノベーション創出の過程や価値創造の在り方そのものが変化する。そこでは、新たな知的財産を生み出すことや、アイデアをはじめとする自らのリソースと他人の持つリソースを適切に組み合わせ、価値を生む/高める仕組みを工夫することが極めて重要である。特に、需要サイドを理解した企業の価値創造のメカニズムのデザインがあらゆる分野における成長の核心となるため、大企業から地方・中小企業、また農林水産業などの分野に至るまで、このような考え方を普及させる必要がある。

その大きなデザインの下、企業その他の経済活動体は、具体的なビジネスモデルの中で知財を適切に把握してその価値を評価し、ビジネスにおける資源の一つとして活用していくことが求められる。すなわち、知財価値評価のツールを整備・普及するとともに、デザイン力を持つ人材育成のため、知財創造・活用能力の育成を小学校段階から行うことが必要である。

さらに、我が国には、外国人が魅力を感じる「クールジャパン」として価値を発揮し得る資源が、全国にあまた存在する。こうした魅力を外国人に効果的に訴求する商品・サービス等として創造・展開する人材の育成や、地域資源等の発掘・編集を通じて、海外展開や地域の活性化をリード・サポートする外国人材の集積も行う必要がある。

① 知財のビジネス上の価値評価

(現状と課題)

モノの供給力が需要を上回ることにより、ユーザーの多様な価値観に選択されるコト・サービスの価値が急速に高まる。そのため、企業においては、モノの製造を行う有形資産に比べて、ユーザーニーズやウォンツを喚起し、それらに訴求するようにデザインされた価値創造メカニズム、それらに接近するためのデータ等の知財に代表される無形資産の果たす重要性が相対的に増すことになる。

また、従来、実務の現場では、知財の価値評価は、知財を取引対象や金融資産と捉えて資金調達を行ったり、事業売買を行ったりする際におこなうものと捉えられてきた。そのため、ビジネスにおいて知財が果たす役割を把握し、その価値を評価するという考え方は必ずしも十分には浸透してこなかった。

そこで、ビジネスにおける知財の価値を適切に把握し、知財がビジネスの中で有効 に活用される状況を作っていくため、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースに おいて、企業の価値創造のメカニズムと知財の関係を見える化し適正に評価すること を可能とする「経営デザインシート」を作成したところである。今後は、経営デザインシートを活用することで、企業が自社、他社の資源を適切に組み合わせて新たな価値を生み出す仕組みをデザイン(構想)していくとともに、金融の円滑化が促進されることが期待される。

(施策の方向性)

- ・知的資産経営報告書、統合報告、ローカルベンチマーク等コミュニケーションツールを普及する際に知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を広めていくとともに、金融機関が行っている事業性評価の取組においてもその考え方が導入されるよう促し、それらの状況に基づいて経営デザインシートの見直し等の必要な検討を行う。(短期、中期)(経済産業省、金融庁、内閣府)
- ・知的資産プラットフォーム (p. 17 を参照) に格納する情報として経営デザインシートの活用を検討する。(短期、中期) (内閣府)

② デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進

(現状と課題)

特許庁と経済産業省の下、2017年7月に「産業競争力とデザイン⁵を考える研究会」 を設置し、デザインによる我が国産業の競争力強化に向けた課題を整理し、その対応 の検討を行ったところである。

当該研究会の検討においては、デザイン力を重要な経営資源として活用し、製品・サービス・ビジネスのイノベーションを創出する力及びブランド構築を可能とする力を向上させる「デザイン経営」の重要性が確認された。今後は、企業がデザイン経営を実践することを促すことで、我が国産業の競争力強化につながるような取組を行っていくことが求められる。

(施策の方向性)

- ・ IoT、AI、ビッグデータ等の新技術による社会変革(イノベーション)を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等、「デザイン経営」に資する制度の整備等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権制度の在り方について検討し、その結果を踏まえて、法改正を含めた必要な措置を講ずる。 (短期、中期)(経済産業省)
- ・デザイン経営を取り入れて成功している企業の具体的な事例について、企業規模や

⁵ 当該研究会では、インターネットサービスの普及以降、デザインの対象がサービスやビジネス などにまで拡大しており、デザインは、イノベーション創出及びブランド構築の有効なツール の一つとして期待される、との指摘がなされた。 業種別に取りまとめた事例集を作成し、経営者へのデザイン経営の重要性の普及啓発を行うとともに、デザイン経営を奨励する方策について検討を行う。

(短期、中期) (経済産業省)

③ 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援

(現状と課題)

地域経済の担い手である中小企業による知的財産の積極的な活用を支援していくことは、地方創生の観点からも重要である。個別の中小企業支援メニューは、例えば特許庁が2016年9月に「地域知財活性化行動計画」を策定・公表し、知的財産権の取得、知的財産の活用の各段階に応じたきめ細やかな支援に取り組むなど、一定程度揃ってきたところではあるが、中小企業自身や、中小企業支援に重要な役割を果たす地方の行政機関、金融機関等においても、知財及びその関連施策に関する認識が必ずしも十分ではないとの指摘もある。地方創生を実現するためには、中小企業がより主体的に価値創造の中での知財の位置づけとその役割を認識し、これを活用できるようにするための支援が必要であり、引き続き「知財総合支援窓口(47都道府県に設置)」等も活用した個別中小企業への支援を続けていくことが重要である。

また、金融機関に対しては、金融庁が、取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価(「事業性評価」)に基づく融資や本業支援に積極的に取り組むように促しており、これを通じて、地域経済の活性化が図られることが期待されている。

さらに、農業分野においては、2015年5月に策定された「農林水産省知的財産戦略 2020」に基づき、地理的表示の活用によるブランド化の推進、海外市場における模倣 品対策、種苗産業の競争力強化等について具体的な対応方向を策定しており、引き続き、同戦略に基づいて農業分野の知財政策を推進するとともに、農業分野においてデータ化されたノウハウ等の価値ある情報が知財として適切に保護され、利活用される環境を整備することが求められている。

また、農業分野の競争力強化に向け、2018年4月に施行された改正 JAS 法 ⁶の枠組みも活用した標準・認証政策の着実な推進も求められている。

(施策の方向性)

- ・中小企業による知財活用を促進するため、平成30年度特許法等改正によって導入される中小企業の特許料等の一律半減について広く周知するととともに、減免申請手続きの簡素化についても検討する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・知財総合支援窓口の、支援担当者の増員、弁理士・弁護士等専門家の活用、直接訪問による支援、中小企業支援機関との連携等により相談体制の強化を図るとともに、

٠

⁶ 日本農林規格等に関する法律

ビジネス・知財総合支援の強化に向けて経営デザインシート等の活用方策について も検討する。(短期、中期)(経済産業省)

- ・金融機関による知財の活用も含めた事業性評価融資や本業支援等の取組を促すため、 金融仲介機能のベンチマーク等の指標を活用し、必要に応じ、知財の活用状況等も 考慮しながら、金融機関との対話を行う。(短期、中期)(金融庁)
- ・金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見も踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、中小企業知財金融支援策の一層の充実に向けて、今後の在り方について検討を行う。また、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方が普及されるよう促し、それらの状況に基づいて経営デザインシートの見直し等の必要な検討を行う。(短期、中期)(経済産業省、金融庁、内閣府)
- ・知的資産経営報告書、統合報告、ローカルベンチマーク等コミュニケーションツールを普及する際に知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を広めていくとともに、金融機関が行っている事業性評価の取組においてもその考え方が導入されるよう促し、それらの状況に基づいて経営デザインシートの見直し等の必要な検討を行う。(短期、中期)(経済産業省、金融庁、内閣府)【再掲】
- ・種苗法における侵害の立証の適正化、権利範囲の明確化、品種登録情報へのアクセスの在り方などについての検討をさらに進めるとともに、職務育成品種の帰属、異議申立などの在り方についても検討を行う。(短期、中期)(農林水産省)
- ・我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、海外への品種登録出願の支援や、重要な品種についての国内での品種保護の在り方について、必要に応じ制度的な手当も含め検討する。(短期、中期)(農林水産省)
- ・日 EU 経済連携協定 (EPA) に対応し、より高いレベルで地理的表示の保護を図るため、広告・インターネット販売等のサービス分野も地理的表示の保護対象とし、現行法では無期限に認められている先使用期間を制限すること等を内容とする特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の改正を行う。(短期、中期)(農林水産省)
- ・種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、第三者により悪意で商標出願される問題について、対応策を検討する。(短期)(経済産業省、農林水産省)
- ・ICT 等を活用して、幅広くデータの取得・共有・活用ができる農業データ連携基盤を整備すること等によって、「スマート農業」、「スマート林業」、及び、「スマート水産業」の実現に向けて取り組む。特に農業分野においては、取得したデータを他者に提供・使用許諾する際の具体的な契約条項の雛形等の検討を行い、農業データ連携基盤等に活用できるデータ利活用・契約に関するガイドラインを作成する。

(短期、中期)(農林水産省)

- ・アジア諸国における JAS⁷認証の取得・活用の促進、新たな JAS マークの創設、独立 行政法人農林水産消費安全技術センターの各国の認定機関との相互承認協定締結 等を通じて、JAS 規格・認証の認知度・影響力向上を図るとともに、国際規格の制 定を目指す。(短期、中期)(農林水産省)
- ・林業分野において、知財戦略・標準化戦略の立案等についての支援を図るとともに、 産学官の連携を進め、産業競争力の確保・強化を図る。(短期、中期)(農林水産省)

④ 知財創造教育・知財人材育成の推進

(現状と課題)

イノベーションの創出のためには、新しいものを創造する人材や、創造されたものを活用したり他の様々なものと組み合わせたりして、新しい価値を生み出す仕組みをデザインできる人材が必要である。

2017年1月に設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」では、「新しい創造をする」こと、「創造されたものを尊重する」ことを理解させ、育むことを柱とする「知財創造教育」を推進するための取組を行っており、2017年3月に公示された学習指導要領において、創造性の涵養を目指した教育を充実させていくことが示されたことを踏まえ、2017年度は、知財創造教育を学校教育の中に取り入れやすくするよう、知財創造教育と新学習指導要領との対応関係等を整理することを通じて、小中学校における知財創造教育の体系化を行った。また、知財創造教育を地域において実施するための体制構築に関する調査を行ったところである。

今後は、知財創造教育を一層教育現場に浸透させるための取組を行うとともに、高等学校における知財創造教育の体系化や、現場の教職員が知財創造教育を実践できるようにするための支援方策について検討することが求められる。

(施策の方向性)

・知財創造教育を実施するための教材の収集、小中学校における知財創造教育の実証、 高等学校における知財創造教育の体系化、知財創造教育の成功事例の発信等を通じ、 教育現場に知財創造教育を浸透させるための取組を推進する。

(短期、中期) (内閣府)

- ・地域において知財創造教育を推進する体制(地域コンソーシアム)の拡充について 検討する。(短期、中期)(内閣府)
- ・ 創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校において、発達 の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の徹

⁷ 日本農林規格、Japanese Agricultural Standards

底を図る。(短期、中期)(文部科学省)

・教育現場の教職員が知財創造教育の必要性を理解し、自ら知財創造教育を実施できるようにするため、教職員および教職員を目指す学生向けの教材を作成する。

(短期、中期)(内閣府、経済産業省)

⑤ クールジャパン人材の育成・集積

(現状と課題)

2017年2月より、「クールジャパン人材育成検討会」を開催し、コンテンツを含むクールジャパン産業に求められる人材像を明確化した上で、プロデュース人材、専門人材、外国人材、地域プロデュース人材など、クールジャパン関連産業に求められる人材を育成するために必要な今後の対応の方向性について、同年5月に第一次とりまとめを行った。

2018年3月には、第一次とりまとめを踏まえた関係省庁の施策の進捗・成果(専門職大学における実務家教員の積極的任用のための仕組みの整備など)を確認しつつ、「外国人材と企業のマッチングの取組」、「企業における外国人の就業環境整備」、「外国人材受入に係る産学官の全国的な協力体制構築」、「地域プロデュース人材の効果的な育成」などの新たな論点を含む最終とりまとめを行ったところ。本最終とりまとめに基づく施策を着実に実行する必要がある。

また、クールジャパンの優良顧客やインフルエンサーとして需要サイドを支える外国人の日本への関心を一層高め、その層の厚みを増していくことが重要であることから、例えば、エストニアにおける e-Residency⁸制度など、諸外国の取組も参考にしながら、日本に関心を持つ外国人の登録等を通じて一定の便益が得られる仕組みを構築する等、「日本ファン」を増やす取組に加え、様々な目的で我が国に長期滞在する消費力の高い外国人を増やす方策についても、今後検討していくことが重要である。

(施策の方向性)

・クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ(2018年3月)に基づき、クールジャパン人材の育成に資する専門職大学制度の運用、外国人材の活用・集積に向けた制度面での取組や外国人材受入れに係る産学官の地域レベル・国レベルでの情報共有等の協力体制構築、海外における日本語の普及、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できる人材の育成、最近の産業ニーズに対応した専門人材の育成に資する取組を推進する。(短期、中期)(内閣府、関係府省)

⁸ 申請によりエストニア政府発行の ID が取得でき、EU における起業、契約、資金決済などをオンラインで行える仕組み。「e-Residency - New Digital Nation」(エストニアホームページ)https://e-resident.gov.ee/

⑥ 地方のクールジャパン資源の発掘・創出・展開

(現状と課題)

地方には、各地域で育まれてきた地域産品や郷土料理、伝統的工芸品など、クールジャパン資源として潜在力があるものが数多く存在するものの、外国人に訴求できるような形でプロデュースされていないため、その魅力を十分に活用しきれていないとの指摘がある。

「クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ」でも言及しているとおり、外部 の視点の導入、例えば、

- アーティスト・イン・レジデンスの支援
- I ターン・U ターン・J ターンの促進
- ・アニメ制作会社の地方誘致により、産業誘致・地域プロデュース人材の集積・地域 の魅力発信を合わせて実現する

など、都市のシーズや人材を地方が受け入れ、地方のシーズ・ニーズと組み合せることで相乗効果を発揮して、効果的に地域の魅力を創出・編集し、商品やサービスとして展開していくことが重要である。

また、2017年5月には、「クールジャパン拠点構築検討会最終報告書」において、例えば、ロケ地情報の効果的な集約・発信等を目的としたゲートウェイとなるサイト作りや、アニメツーリズム促進における海外ブロガー等のインフルエンサーとの協働方法等、全国各地のクールジャパン拠点同士の効果的な連携手法を取りまとめたところである。

(施策の方向性)

・地方による都市のシーズや人材、あるいは外国のインフルエンサーの活用などの手法やノウハウ等を踏まえ、地方版クールジャパン推進会議において、地域のさまざまな魅力を一体的に発信・展開していく方策などを議論していくとともに、地域の課題解決方策などを具体的に議論する地域セミナーをより効果的に実施していく。 (短期、中期)(内閣府)

(2)挑戦・創造活動を促す

(1)で述べたように、イノベーションの起こり方、価値創出の在り方が大きく変化しており、我が国の国際競争力を確保し続けるためには、スピード感を持ってビジネスを刷新し、産業の新陳代謝を図らねばならない。また、デジタル・ネットワークを媒介にして、既存の産業生態系も変貌する中で、新たなビジネスモデルを作り続けるためには、いかに外部のニーズやリソースを迅速かつ柔軟に取り込むかが課題となる。そのため、我が国産業界全体においてオープンイノベーションやベンチャー創出を促進することが重要になり、特に大企業において率先して産学・産産連携を行うとともに、積極的に中小・ベンチャー企業をパートナーとして活用する必要がある。

コンテンツ分野においても、デジタル技術の発展により、その制作・流通方法を含む生態系に変化が生じている。国際的に人気を博し、クールジャパンの重要な一翼を担うコンテンツ産業を持続的に発展させるため、クリエーターやそれを支える企業の新たな挑戦を促進するエコシステムの整備が必要である。また一方で、挑戦者の安心の基盤として、デジタル時代の技術や流通手法の発展も踏まえた実効性ある海賊版対策を、国際的な連携と協調の下で行うことが必要である。

① オープンイノベーションの加速

(現状と課題)

イノベーションの在り方が変わり、従来の自前主義はかえって競争力を低下させかねない中、競争力を獲得・維持するためには、自社のコア・コンピタンス領域を確保したうえで、自社の技術、アイデア、サービス、ノウハウ及びデータ等を、系列を超えた他社や大学・研究機関といった異業種・異分野のそれと組み合わせ、さらにはユーザーを巻き込んで、社会実装可能な新たな価値創造を行うオープンイノベーションの推進が不可欠である。

これまでもオープンイノベーションの必要性について語られてきたが、我が国の大学・研究機関・企業それぞれの意識の遅れなどもあり、必ずしもスピード感を持って実現されていない。また、技術シーズのみならず、今後は、ビッグデータや AI の技術を活用しながらユーザーのニーズやウォンツをいかに取り込むかが価値創出の鍵となる。このような観点から、オープンイノベーションを活性化するための体制や環境の整備が求められる。

(施策の方向性)

・オープンイノベーションを推進していく際に必要となる、知的財産上の課題について整理し、対応策を検討する。(短期、中期)(内閣府)

・SDGs に向けての課題解決に資する我が国が有するシーズと、世界各国の抱える SDGs 推進上の課題ニーズとをマッチングさせられるような、知的資産プラットフォームの在り方について、検討を行う。

(短期、中期)(内閣府、経済産業省、外務省)

- ・大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践している TLO、産業界、大学のネットワーク強化を図るなど、イノベーションマネジメントハブ(仮称)の形成に向けた取組を推進する。(短期、中期)(文部科学省)
- ・大学のイノベーションの拠点化に資するものとして、研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの充実・強化を図るため、その実務能力に関する質保証制度⁹の構築に向け、関係団体とともに検討に取り組む。

(短期、中期) (文部科学省)

- ・企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築、非 競争領域における複数企業との共同研究等の推進により、オープンイノベーション の最大化に向けた大学における体制整備等を支援する。(短期、中期)(文部科学省)
- ・イノベーションの源泉である大学の基礎的な研究成果を確実に実用化し、幅広く普及させるため、事業化を見据えた発明の発掘から権利化、活用まで、一貫した支援を行う。(短期、中期)(経済産業省)
- ・2018 年度から国内外の宇宙システムの知財を巡る動向等を分析・調査し、宇宙分野における、政府機関・宇宙機関(国立研究開発法人宇宙研究開発機構: JAXA)・民間の全体の知財戦略の策定に向けて検討を行う。

(短期、中期) (経済産業省、内閣府、関係府省)

② ベンチャー支援

(現状と課題)

ベンチャー企業は、特に新産業分野においてスピード感を持ったイノベーション創出の担い手として期待されており、我が国のイノベーション創出を加速化させるという観点から、その創出や育成の支援の強化は重要である。そのため、ベンチャー企業が生み出される環境や、ベンチャー企業と大企業が連携することでベンチャー企業が育っていく環境を整備することが必要である。

また、ベンチャー企業においては、知的財産が主要な資産となる場合が多いため、 その保有する知的財産に対する気づきを促し、知財の取得や活用に対してスピーディー な支援をすることが重要である。しかしながら、現状では、中小企業への支援メニュ

⁹ ここでいう質保証制度とは、リサーチ・アドミニストレーターに求められる必要な知識、能力等について、申請に基づきその習得状況を確認することを想定。

ーは多々あるものの、資金調達の難しさやノウハウ蓄積の少なさなどベンチャー企業 独自の課題に対応しきれていないことが指摘されている。

そこで、ベンチャー企業に焦点を当てた支援を充実させ、ベンチャー企業によるイノベーションが連続的に創出される環境を整備していくことが求められる。

(施策の方向性)

- ・イノベーションの担い手であるものの、権利取得の経験が少ないベンチャー企業の早期権利化を支援するため、対象となるベンチャー企業の要件を適切に定めつつ、希望により原則1か月以内に1次審査結果を通知できる(「スーパー早期審査」)体制を2018年度中に整える。また、審査官と相対で直接意思疎通を図る面接などを通じてベンチャー企業が活用しやすい権利の取得を支援することなどを実施していく。(短期、中期)(経済産業省)
- ・2017 年度に作成した国内外ベンチャー企業の知財戦略事例集などの知財コンテンツの発信や、ベンチャー・エコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ・インキュベータなど)と知財の関係者(弁理士・弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。

(短期、中期)(経済産業省)

- ・創業期のベンチャー企業を対象に、ベンチャー企業支援の経験を有する専門家からなるチームにより、ベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を支援する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ギャップファンドによる支援やライセンスの対価としての新株予約権の活用等により、大学発ベンチャーへの起業前段階も含めた資金調達の円滑化を促進する。

(短期、中期)(文部科学省、経済産業省)

③ コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立

(現状と課題)

マンガ、アニメ、映画、音楽、ゲーム、放送番組などのコンテンツは、クールジャパン戦略を牽引する要素であり、対日理解促進においても不可欠なものである。これまで、ローカライズやプロモーションを支援する「ジャパン・コンテンツ ローカライズ&プロモーション支援助成金」(J-LOP事業)や、放送コンテンツ海外展開事業等の政府の施策が着実に実行され、成果を挙げてきた。

今後、海外展開を深化させていくためには、「モノ」から「コト・サービス」へと移りつつある消費動向や 5G 通信の整備等の技術革新、通信環境の変化を捉えた戦略が必要であり、異業種との連携を含めた面的展開の取り組みを支援していく事も必要となる。例えば、昨今、コンテンツ分野における新たな成長領域として注目される e-ス

ポーツ¹⁰は、配信の主流がデジタルになったことで生まれたビジネス展開であり、政府として、こうした新たな動きを迅速に捉え、必要に応じ、健全な発展のための適切な環境整備に取り組んでいくことが求められる。

加えて、コンテンツ産業の持続的発展のためには、制作環境の整備が必要であり、 クリエーター等が新たな手法で資金調達を行い、作品を流通させる試みを支援するこ とが求められる。ブロックチェーン技術等の新たな技術は、著作物の管理・利益配分 の仕組みの構築に寄与する可能性があり、こうした新たな技術の活用により、著作物 の利活用が容易になることで、クリエーターが適切な対価を得やすい環境整備や、死 蔵されている著作物の価値の最大化を促すような取組も併せて後押しする必要があ る。

(施策の方向性)

- ・グローバルな集客につながる魅力的なコンテンツ製作の担い手(クリエーター)を 中心としたエコシステムを創出すべく、①クラウドファンディング等による新たな 資金調達を活用するコンテンツ企画製作や海外プロモーションの取組、②海賊版に 対抗する世界同時展開の取組に対して支援を実施する。(短期)(経済産業省)
- ・一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)とも連携しつつ、日本の魅力を伝える放送コンテンツを制作し、継続的に海外に展開する取組を支援するとともに、放送コンテンツの海外展開に必要とされる人材育成や、展開先市場の調査に取り組むことで、インバウンドの拡大、クールジャパン、地方創生等に寄与する。(短期)(総務省)
- ・国際交流基金を通じ、商業展開が難しく日本文化へのアクセスが困難な国・地域を中心に、対日理解促進を目的とし、一度失うと獲得するのが困難な放送枠を維持しつつ、日本の放送コンテンツを提供し続けることで、日本ファンを爆発的に獲得する。加えて、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして、現地市場構造の調査及び現地テレビ局の番組購入意思の調査等を実施する。(短期)(外務省)
- ・コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等技術を活用した著作物の 管理・利益配分の仕組みの構築のための検討を行う。

(短期、中期)(経済産業省、文部科学省)

18

¹⁰ 「エレクトロニック・スポーツ」の略で、主にコンピューターゲームの対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。大勢の観衆の前で行う大会が世界各地で行われている。

④ 模倣品・海賊版対策

(現状と課題)

2017年は、国境を越えて先鋭化・巧妙化する知財侵害の猛威を再認識させられた年であった。具体的には、上半期には、極めて悪質な巨大侵害コンテンツ配信サイトが問題となり、下半期には、リーチサイトの運営者が自ら海賊版コンテンツの配信も行っていたとして逮捕されたり、マンガ等を発売日前にウェブサイトに公開する、いわゆる「ネタバレサイト」の運営者が逮捕されたりするなど、昨今のインターネット上の海賊版関連サイトに関する悪質性、被害拡大が印象付けられる報道が目立った。それ以降も、運営管理者の特定が非常に困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイトが出現・確認され、多くのインターネットユーザーのアクセスが集中する中、順調に拡大しつつあった電子コミック市場の売り上げが激減するなど、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態も生じている。

このような情勢の中、「知的財産推進計画 2017」において、インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策を掲げてきたが、急激に拡大する権利侵害を食い止めるため、本年4月13日に、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において緊急対策が決定¹¹されたところである。

本年度においては、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、模倣品・海賊版対策の進め方について、民間の取組を支援しつつ、政府一体となって改めて検討を強化していく必要がある。それにより、現在横行している悪質な侵害に対して歯止めを掛け、加えて、先見性を持って対策を講じていくことを検討することにより、製造産業やコンテンツ産業等における将来の被害を極小化させることが期待される。

(施策の方向性)

- ・インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、有識者及び関係府省に おける検討の場を設け、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、正規版等の流通 の在り方を含む模倣品・海賊版対策について、その実態や官民の取組状況を共有す るとともに、サイトブロッキングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策 に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討する。 (短期、中期) (内閣府、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、 関係府省)
- ・リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護 と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、

¹¹ 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」 (2018 年 4 月) (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/honpen.pdf)

速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。(短期)(文部科学省)

- ・越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を把握しつつ、具体的な対応の方向性について検討する。(短期)(財務省、経済産業省)
- ・知財に関する教材の充実の観点から、海賊版対策を含めた著作権教育に資する教材 等の在り方を検討した上で、教材等の開発・普及を行う。

(短期、中期)(文部科学省)

・模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、 視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツ を含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各 省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。

(短期、中期)(警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

(3) 新たな分野の仕組みをデザインする

我が国産業と文化の継続的な発展のためには、人材とビジネスを育て、新たな創造と挑戦を促すだけではなく、その活動を仕組みとして支え、活躍の場を拡大し、あるいは価値創造の新たな源泉を見つけていかなければならない。

このような観点からは特に、国際市場への展開においてますます重要となる標準化戦略を強化するとともに、技術動向や SDGs の推進を通じた課題解決への期待など知財をめぐる新たな状況に対応した知財システム基盤の整備を行うことが重要である。また、現代のフロンティアのひとつは、データ・AI 等技術の発達がもたらした新たな情報財であり、その円滑な利活用の方策を引き続き最大限に図る必要がある。

さらに、クールジャパン戦略においても、外国人が良いと思う日本の魅力の本質や、 その効果的な発信・展開方法等を見いだし、広く活用していくことで、様々な分野及 び地方でのクールジャパン資源の発掘、磨き上げ、価値創造が可能となる。

また、映画ロケは、制作や雇用など直接的な利益の他、ロケ地の魅力を国内外に発信できる可能性や、映画放映後のロケツーリズム、2017年の流行語にもなった「聖地巡礼」など二次的なビジネスチャンスを広げるものであり、民間事業者や自治体の自主的な取り組みも含めた今後の強化が期待される。

最後に、我が国の文化資源を中心とした幅広いコンテンツを、海外からも分野横断でワンストップ検索することができ、それらコンテンツの組み合わせも含めた円滑な利活用の助けとなるオールジャパンのデジタルアーカイブを、速やかに構築する必要がある。

① ビジネスモデルを意識した標準、規制等のルールのデザイン

(現状と課題)

第4次産業革命時代を迎え、様々なつながりによって新たな付加価値が創出される時代においては、あらゆるモノやサービスをつなぐための国際標準化が重要となっており、特に、個々の製品・技術のみならず、それらの上位レイヤとしてのシステムや、それらを活用したサービスの国際標準化、異業種連携、規制および認証との組み合わせも展開されている。

このような背景を踏まえ、2017年10月に「今後の基準認証の在り方」を産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会において取りまとめ、標準化戦略の在り方、官民の連携の在り方、標準化制度の在り方について方向性を示したところである。従来は国内規格や国際規格の開発を始めとした標準化活動そのものを中心としてきたが、今後は、標準をひとつのツールと捉え、標準化と研究開発、規制、認証等のそれぞれの要素の相互作用を俯瞰した上で、日本企業のビジネスモデルを踏まえた国全

体としての基本的対応の方向性を考え、標準、規制等のルールをデザインする必要がある。

また、従来の規制や認証の領域に加え、SDGs や Society 5.0 等、社会的な課題や 複合的なシステム等のより上位のコンセプトレベルの標準化についても、官民におい て検討されつつあるところである。

そこで、このような状況も踏まえつつ、我が国企業が有利に事業展開できるような 国際的なルール形成や標準化戦略策定の在り方、官民の連携体制の在り方等について 引き続き検討を行っていくことが求められる。

(施策の方向性)

・2017年10月に産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会でとりまとめられた答申「今後の基準認証の在り方」を踏まえ、ビジネスモデルを踏まえた国全体としての基本的対応の方向性を考え、標準の規制や認証での活用を見据えた国際標準化体制を整備し、官民が連携した国際標準化活動を一層促進する。

(短期、中期)(経済産業省)

- ・工業標準化法における、標準化の対象の拡大、JIS¹²制定の迅速化等の整備を踏まえ、サービス分野を含む標準化戦略策定に向けた各省連携の強化や、認定産業標準作成機関の認定基準整備等、法の適切な運用環境を整備するための必要な措置を講ずる。 (短期、中期)(経済産業省)
- ・2017年9月に設置した「国際標準獲得に向けた官民連携会議」を活用し、国際的なルールや標準の策定に我が国として特に注力すべき分野について検討するとともに、システム分野の国際標準化等についての官民連携の在り方について検討を行う。 (短期、中期)(内閣官房、経済産業省、関係府省)

② 知財システム基盤の強化

(現状と課題)

AI、IoT、ビッグデータといった新技術により急激に社会が変革し、これを受けてビジネスの形態にも大きな変化が生じている。このような時代においては、ビジネスを支える有効なツールの一つである知的財産権についても、時代やユーザーニーズに合わせてより使いやすいものとしていくことが求められる。また、知的財産権を実現するための重要な手段である訴訟手続についても、日本経済再生本部裁判手続等の IT 化検討会において「全ての事件類型の民事訴訟手続について利用可能な IT 化の推進が期待される」(「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ」2018 年 3 月 30 日)と提言

¹² 日本工業規格、Japanese Industrial Standards

されているところである。そのため、既存の知的財産権制度について、新しい時代に 対応できるものとなっているか、時代遅れの利用しにくい制度になっていないかとい う観点から検討を行い、制度及び運用について必要な見直しを行うことが重要である。

(施策の方向性)

・近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、 審査期間がさらに延びることがないよう商標審査体制を整備する。また、新しいタ イプの商標の審査内容について、蓄積された事例の実態分析を行い、商標審査基準 等の改訂を視野に入れて検討を行う。さらに、国別の受入研修や意見交換などの機 会を通じて我が国における商標審査基準の普及と浸透を図る。

(短期、中期) (経済産業省)

・特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願について、ユーザーがより高品質な国際調査報告を得ることができるよう、海外知財庁と連携して国際調査報告を作成する枠組みである PCT 協働調査試行プログラムを 2018 年度中に開始し、着実に実施する。

(短期、中期)(経済産業省)

・特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」(2017年4月27日公表)に沿って、2017年度に実施した実証事業等の結果を踏まえ、AI技術の活用を加速化するための必要な体制整備も含め、具体的な検討をさらに進める。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームにおいて、照会できる審査・審判書類情報の拡充、及び、書誌情報・経過情報の提供の迅速化を進める。(短期)(経済産業省)
- ・我が国特許庁の審査・審判情報の発信力を高めるべく、日本語から英語へ機械翻訳 するシステムの精度を向上させるための環境を整備するとともに、我が国ユーザー が外国特許庁の知財情報へアクセスしやすくするべく、外国語から日本語へ機械翻 訳するシステムの精度を向上させるための環境を整備する。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きについて周知するとともに、2018年4月から開始した標準必須性に係る判断のための判定の運用により、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を図る。(短期、中期)(経済産業省)
- ・2018 年度特許法改正により導入される、書類提出命令・検証物提示命令において インカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度及び中 立的な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で証拠収集手続に関与でき るようにする制度について、適切な運用を見守るとともに周知を行う。

(短期) (経済産業省)

・国際的な紛争を解決する手段として有用性が高まっている国際仲裁の活性化に向け、 2018 年4月の関係府省連絡会議の中間とりまとめも踏まえ、官民連携の下、人材 育成や必要な基盤整備等の取組を着実に推進する。

(短期、中期)(法務省、関係府省)

- ・我が国における民事訴訟手続等の IT 化については諸外国のそれに比べて不十分であるという指摘を踏まえ、迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、利用者の利便に資することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなど、民事訴訟手続等の IT 化の検討を進める。(短期、中期)(法務省)
- ・主要な知財関係裁判例など我が国の知財紛争処理に関する情報について、海外への 情報発信の充実を引き続き期待する。

③ データ・AI 等新たな情報財の知財戦略強化

(現状と課題)

第4次産業革命時代においては、ネットワークを介して業種や国境を越えて大量の デジタルデータが集積され、AI等の解析技術と結びつけて処理することによって、新 たな付加価値を生み出し、ビジネスやイノベーションの創出につなげることが期待さ れる。このような時代においては、データ・AIを利活用しやすいような環境を整えて いくことが不可欠である。

現在、「知的財産推進計画 2017」を踏まえて、データ・AI の利活用促進に向け、不正競争防止法及び著作権法の改正やデータ契約ガイドラインの整備等がなされたところである。データ・AI の分野における技術やサービスの変化は激しく、引き続き学習済モデルや AI 生成物等の技術動向や運用上の課題について注視し、必要に応じ、現行の知財制度や運用の見直しについて検討していくことが求められる。

また、オープンサイエンス ¹³が急速な広がりを見せており、研究成果としての研究 データの管理・利活用の方針や計画の策定について検討が必要である。

さらに、データの流通を適正化する観点から、取引履歴を記録する技術として注目 されているブロックチェーン技術の活用についても検討することが適当である。

(施策の方向性)

・不正競争防止法におけるデータの不正取得等に対する差止めの創設等の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、不正競争防止法に関する普及・啓発などの必要な措置を講ずる。(短期、中期)(経済産業省)

 $^{^{13}}$ オープンサイエンスとは、オープンアクセスと研究データのオープン化(オープンデータ)を含む概念である。(第5期科学技術基本計画、2016年1月閣議決定)

・「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver1.0」を全面改訂し、データに関する契約の深掘りのほか、新たに AI の開発・利用を巡る契約の考え方について整理を行う。また、改訂されたガイドラインについて、契約当事者間での活用ひいてはデータ・AI の利活用を促進するため、その周知を行い普及を加速するとともに、利用上の課題の継続的把握や国際展開に向けた検討も行う。

(短期、中期)(経済産業省)

- ・情報信託機能の認定スキームに関する指針の運用の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装の検討、我が国におけるデータポータビリティの 在り方等に関する検討を継続する。(短期、中期)(内閣官房、総務省、経済産業省)
- ・保健医療データを連結し、迅速・円滑に利用可能な仕組みの構築に向け、データ利 活用推進のための必要な措置を講ずる。(短期、中期)(内閣官房、厚生労働省)
- ・オープンサイエンス推進のため、国際的な議論の動向や事例を注視するとともに、 国益や研究分野の特性等を意識したオープン・アンド・クローズ戦略に留意し、データポリシーやデータマネジメントプランの策定について検討を行う。

(短期、中期) (内閣府、関係府省)

・ICT 等を活用して、幅広くデータの取得・共有・活用ができる農業データ連携基盤を整備すること等によって、「スマート農業」、「スマート林業」及び「スマート水産業」の実現に向けて取り組む。特に農業分野においては、取得したデータを他者に提供・使用許諾する際の具体的な契約条項の雛形等の検討を行い、農業データ連携基盤等に活用できるデータ利活用・契約に関するガイドラインを作成する。

(短期、中期)(農林水産省)【再掲】

- ・技術やサービスの動向、海外の知財制度の動向の定点観測の実施と、それを踏まえたさらなる法整備等の必要性の検討。特に、学習用データ、AI プログラム、学習済モデル、AI 生成物について、技術やサービス等の変化に伴う知財制度の在り方を継続的に検討する。(短期、中期)(関係府省)
- ・著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)
- ・コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等技術を活用した著作物の 管理・利益配分の仕組みの構築のための検討を行う。

(短期、中期) (経済産業省、文部科学省) 【再掲】

④ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築

(現状と課題)

現行の著作権システムについては、大量の情報を利用する場合に全ての著作権者か

ら事前に許諾を得ることは事実上不可能であるなどの課題が指摘されていた。そのため、著作物の行為類型に応じた適切な柔軟性を確保した規定を整備する著作権法改正 法案が作成され、国会における審議を経て成立した。

上記改正法の成立を受け、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定などの措置を講ずる必要がある。また、保護と利活用のバランスを図りながら、イノベーションの促進のため、引き続き、新たな時代のニーズに的確に対応した著作権システムについての検討を継続する必要がある。

(施策の方向性)

- ・著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)【再掲】
- ・権利者団体と協力して実施している実証事業の結果等を踏まえ、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた方策について検討し、必要な措置を講ずる。 (短期、中期)(文部科学省)
- ・ 著作物等の利用円滑化の観点から、拡大集中許諾制度に係るこれまでの調査研究等 の結果を踏まえ、具体的課題について検討を進める。(短期、中期)(文部科学省)
- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利 情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あ わせて、音楽分野においてはコンテンツの権利情報を集約化したデータベースの整 備と、当該データベースを活用した権利処理プラットフォーム構築のための実証事 業を実施する。(短期、中期)(文部科学省、経済産業省)
- ・コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等技術を活用した著作物の 管理・利益配分の仕組みの構築のための検討を行う。

(短期、中期) (経済産業省、文部科学省) 【再掲】

・クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的 録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文 化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

(短期、中期)(文部科学省、経済産業省)

- ・ICT 活用教育等における著作物の円滑な利活用に向けて、教員・教育機関間の教育 目的での教材等の共有その他の学校等における著作物利用の円滑化方策について 検討を行う。(短期、中期)(文部科学省)
- ・教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンシン グ環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。

(短期、中期)(文部科学省)

⑤ クールジャパン戦略の持続的強化

(現状と課題)

訪日外国人の急速な増加など日本への関心が高まる中、クールジャパン戦略を将来へ向けて価値を生む成長戦略の一部と捉え、「外国人がよいと思う日本」から付加価値を生み出すため、「日本のどのような表現、考え方、文化等が、どのような外国人に、なぜ魅力的たりうるのか」を的確に捉え、それを踏まえた取組を進める必要がある。具体的には、

- ・外国人がよいと思う日本の魅力の本質(例えば、緻密さ・きめ細やかさ、道を究める姿勢等)を踏まえたクールジャパン資源を創出・発見・編集
- ・外国人に訴求するストーリーやコンテクストを紡ぎ出し、提示しての、効果的な発 信
- ・国や地域の市場の特性に加え、所得や宗教等の社会的属性による嗜好を踏まえた、 戦略的な展開

をプロダクトアウトの発想ではなく、マーケットイン(顧客ニーズをすくいとる発想)の観点から行い、より多くの外国人に、より高い付加価値をもって日本を消費してもらうことを目指すことが重要である。

(施策の方向性)

- ・ストーリーやコンテクストについては、地域文化や歴史上の背景等から語る、あるいは日本固有の表現から語るなど、効果的な方法を具体的に見いだし、クールジャパン官民連携プラットフォームの活動なども活かし、クールジャパンの付加価値向上に活かしていく。例えば、知的財産戦略推進事務局で委託、作成した「日本語り抄」等が参考となる。(短期、中期)(内閣府、関係府省)
- ・国別、属性別のクールジャパン分野への嗜好や市場性などの違いについて、分析する。例えば、知的財産戦略推進事務局で行った委託調査「クールジャパン海外展開のための国別調査」や「クールジャパンの再生産のための外国人意識調査」等も参考にしつつ、分析を更に深め、官民における活用を促していく。

(短期、中期) (内閣府、関係府省)

⑥ ロケ撮影の環境改善

(現状と課題)

「知的財産推進計画 2017」を踏まえ、国内の撮影環境を改善することにより我が国映像コンテンツの魅力の向上を図るため、「ロケ撮影の環境改善に関する連絡会議」を2017年度に設置し、ロケ撮影に関係の深い許認可手続に関する情報共有に加えて、

先進的な取組を行うフィルムコミッションからのヒアリングを通じた優良事例の整理、海外の大型作品誘致に関する関連制度・経済効果の調査等を実施してきた。この中から、許認可の円滑な取得にあたっては、許認可取得にあたってのプロセスの理解の浸透、撮影許可内容の遵守、ロケ地マップ等地域への貢献による地域全体の盛り上がり等が課題であることが明確となってきている。こうした好循環のスパイラルを創出するためにも、各法令の一元的な情報共有(ワンストップ窓口や、情報を一元的に整理したホームページなど)といった取組が重要との指摘がなされている。2018年度には、こうした工夫も含め、官民によるロケーション支援の在り方を検討し一定の結論を出す。

(施策の方向性)

・「ロケ撮影の環境改善に関する連絡会議」を実施し、ロケ撮影に関係の深い許認可 に係る最新情報の共有及び許認可取得にあたっての優良事例の整理・ノウハウの共 有化を進めるとともに、これまでの議論を踏まえ、官民によるロケーション支援の 在り方について 2018 年度中に一定の結論を得る。

(短期)(内閣府、警察庁、国土交通省、総務省、経済産業省、外務省、文化庁)

・海外の大型作品誘致に関して、2017年度に実施した諸外国調査の結果を踏まえ、日本の要素を多く取り扱うことによりクールジャパンの発信・インバウンドの促進など外国人への訴求力を有するような海外作品の誘致を強化する方策を検討する。

(短期、中期)(内閣府、関係府省)

⑦ デジタルアーカイブ社会の実現

(現状と課題)

様々なデータが日常的に利活用されやすい条件で提示され、誰でも自由に様々なシーンで新しいコンテンツ等を生み出せるような環境を作り出すことにより、デジタルアーカイブが日常的に活用され、様々な社会・学術・文化・経済活動を支える社会を実現することができる。

デジタルアーカイブの構築・利活用については、デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドラインの策定 (2017 年 4 月) の他、「知的財産推進計画 2017」を受け、2017 年 9 月には、デジタルアーカイブジャパン推進委員会を立ち上げ、様々な分野におけるデジタルアーカイブ構築の取組について工程表を決定するとともに、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するため、実務者検討委員会を設置した。実務者検討委員会においては、従前の検討体であるデジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会の報告書で示された施策等の取組状況について整理するとともに、権利関係が不明なコンテンツの利活用も含めデジタルアーカイブ構築・利

活用に係る課題への対応策などについて議論を行った。

今後、2020年までの立ち上げを目指している国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」の構築を進めるとともに、デジタルアーカイブの構築や新たな利活用策の検討を進めていくためには、引き続き、関係省庁・機関が工程表に沿った取組を着実に進めるとともに、産学官が協力して社会全体での取組を進めていく必要がある。

(施策の方向性)

・ジャパンサーチ(仮称)の普及・利用促進を効果的なものとするため年度内を目途に試験版を公開すると共に、公開に合わせた機運醸成を図るため、国立国会図書館¹⁴ や関係省庁が協力し、広報・説明イベントであるフォーラムを実施する。

(短期、中期)(内閣府、国立国会図書館、関係府省)

- ・関係省庁と連携しながら、デジタルアーカイブの利活用モデルの検討や各分野・地域におけるつなぎ役の役割の明確化、つなぎ役への国の支援の在り方について検討を行う。(短期、中期)(内閣府、国立国会図書館、関係府省)
- ・ジャパンサーチ(仮称)における共通メタデータフォーマットを踏まえた、各分野におけるメタデータの在り方について検討を行うとともに、メタデータやデジタルコンテンツの二次利用条件の表示を促進する施策を検討し、オープン化を進める(望ましい権利表記の共有等)。(短期、中期)(内閣府、国立国会図書館、関係府省)
- ・マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場とする。

(短期、中期)(文部科学省、関係府省)

_

¹⁴ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、アーカイブ施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っているため、便宜上本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

工程表「知的財産推進計画2018」重点事項

項目	施策内容 担当府省		短期		中期				
番号		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度				
重点	重点事項(1)これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる								
	①知財のビジネス上の価値評価								
1	知的資産経営報告書、統合報告、ローカルベンチマーク等コミュニケーションツールを普及する際に知財のビジネスの値評価検討タスクフォースの考え方機関の取得でいる事業性評価の取導入さいる事業性評価の取導入されるよう促し、それらの状況に基づいて経営デザインシートの見直し等の必期・中期)	経済産業省	知的資産経営報告書、統合報告、ローカルベンチマーク等コミュニケーションツールを普及する際に知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を広めていく。	左記の検討結果を踏まえ、引き続き必要な取組	を実施。				
		金融庁	金融機関が行っている事業性評価の取組において知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方が導入されるよう促す。	左記の検討結果を踏まえ、引き続き必要な取組	を実施。				
		内閣府	関係省庁、関連団体等と連携し、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を普及するとともに、普及状況に基づいて必要な検討を行う。	左記の検討結果を踏まえ、引き続き必要な取組	を実施。				
2	知的資産プラットフォームに 格納する情報として経営デ ザインシートの活用を検討す る。(短期・中期)	内閣府	経営デザインシートを知的資産プラットフォーム に格納する情報として活用することについて検 討。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。					

	②デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進			
3	IoT、AI、ビッグデータ等の新技術による社会変革(イノベーション)を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザイン経営」に資する制度の整備等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権制度の在り方について検討し、その結果を踏まえて、法改正を含めた必要な措置を講ずる。(短期・中期)	経済産業省	IoT、AI、ビッグデータ等の新技術による社会変革(イノベーション)を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等、「デザイン経営」に資する制度の整備等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権制度の在り方について検討。	左記の検討結果を踏まえ、必要な措置を実施。
4	デザイン経営を取り入れて 成功している企業の具体的 な事例について、企業規模 や業種別に取りまとめた事 例集を作成し、経営者への デザイン経営の重要性の普 及啓発を行うとともに、デザ イン経営を奨励する方策に ついて検討を行う。(短期・中 期)	経済産業省	デザイン経営の事例集を作成し、経営者への 普及啓発を行うとともに、デザイン経営を奨励 する方策について検討。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。

	③地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援				
5	中小企業による知財活用を促進するため、平成30年度特許法等改正によって導入される中小企業の特許料等の一律半減について広く周知するととともに、減免申請手続きの簡素化についても検討する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業の特許料等の一律半減について広く 周知するとともに、減免申請手続きの簡素化 についても検討。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
6	知財総合支援窓口の支援担当者の増員、弁理士・弁護 士等専門家の活用、直接訪問による支援、中小企業支援機関との連携等により相談体制の強化を図るとともに、ビジネス・知財総合支援の強化に向けて経営デザインシート等の活用方策についても検討する。(短期・中期)	経済産業省	知財総合支援窓口の支援担当者の増員、弁理士・弁護士等専門家の活用、直接訪問による支援、中小企業支援機関との連携等により相談体制の強化を図る。また、ビジネス・知財総合支援の強化に向けて経営デザインシート等の活用方策を検討。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
7	金融機関による知財の活用 も含めた事業性評価融資や 本業支援等の取組を促すため、金融仲介機能のベンチ マーク等の指標を活用し、必 要に応じ、知財の活用状況 等も考慮しながら、金融機関 との対話を行う。(短期・中 期)	金融庁	金融機関が企業の事業内容や経営者の資質、 事業の将来性を適切に評価し、真に必要とする 先に対して、知財の活用も含めた事業性融資 や本業支援等が提供されることにより、企業の 経営改善や生産性向上が図られるようにする ため、金融仲介機能のベンチマーク等の客観 的指標を活用し、金融機関との間で深度ある対 話を進める。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	

8	金融機関による企業の事業性評価における知財活ける知財活がある知財が表別が、「知財が明まため、「知財が明またのでは、知財が明またるのでは、一人のでは、一人の見し、一人の見し、一人の見し、「知りの見し、「知りの見し、「知りの見し、「は、一人の見し、「知りの見し、「知りの見し、「知りの見し、「知りの見し、「知りの見し、「知りの見し、「知りの見し、「知りの見し、「知りの見」を行う。(短期・中期)を行う。(短期・中期)	経済産業省	金融機関による企業の事業性評価における知 財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」 について、利用者たる金融機関の意見も踏まえ つつ使いやすくするなど、その作成支援を強化 するとともに、中小企業知財金融支援策の一層 の充実に向けて、今後の在り方について検討を 行う。また、知財のビジネス価値評価検討タス クフォースの考え方が普及されるよう促す。	
		金融庁	金融機関が行っている事業性評価の取組において知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方が導入されるよう促す。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		内閣府	関係省庁、関連団体等と連携し、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を普及するとともに、普及状況に基づいて必要な検討を行う。	
	知的資産経営報告書、統合報告、ローカルベンチマーク等コミュニケーションツールを普及する際に知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を広めていくとともに、金融機関が行っている事業性所の取りにおいてもその考え方がの規にようにとあずいて経営デザインシートの見直し等の必要な検討を行う。(短期・中期)	経済産業省		
		金融庁	1に記載	
		内閣府		

_		-			
	9	種苗法における侵害の立証 の適正化、権利範囲の明確 化、品種登録情報へのアク セスの在り方などについての 検討をさらに進めるとともに、 職務育成品種の帰属、異議 申立などの在り方についても 検討を行う。(短期・中期)	農林水産省	種苗法の運用方法について課題を整理し、専門家、関係者に対するヒアリングを行い、侵害の立証の適正化や権利範囲の明確化に向けた 検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
	10	我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、海外への品種登録出願への支援や、重要な品種についての国内での品種保護の在り方について、制度的な手当も含め検討する。(短期・中期)	農林水産省	海外で育成者権の取得を支援するとともに、海外における流出・侵害実態を把握し、侵害対応への支援など総合的な海外流出防止対策を行う。 さらに、植物品種の海外流出を防止するため、重要な登録品種の流通の管理に関する検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
	11	日EU経済連携協定(EPA)に対応し、より高いレベルで地理的表示の保護を図るため、広告・インターネット販売等のサービス分野も地理的表示の保護対象とし、現行法では無期限に認められている先使用期間を制限するにと等を内容とする特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の改正を行う。(短期・中期)	農林水産省	日EU・EPAの発効に向け、高いレベルで地理的表示を保護するため、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の改正。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、第三者により悪意で商標出願される問題について、対応策を検討する。(短期・中期)	農林水産省	特許庁おいて、第三者により悪意で商標出願される問題の対応策の検討に対し、品種登録の際に品種名称に影響を受けている後願の商標の事例等の情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			経済産業省	種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、第三者により悪意で商標出願された場合の取扱いについて、商標審査基準ワーキンググループで検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

13	ICT等を活用した農業において取得したデータを他者に提供・使用許諾する際の具体的な契約条項のひな形等の検討を行い、農業データ連携基盤等に活用できるデータ利活用・契約に関するガイドラインを作成する。(短期・中期)	農林水産省	「農業分野におけるデータ契約ガイドライン検討会」において、農業分野におけるデータ利活用・契約に関するガイドラインを作成。	農業分野におけるガイドラインの作成等を踏まえ、他分野での契約ガイドラインの検討な ど必要な取組を引き続き実施。
	スマート農業実現に向けて、ICTやロボット技術等を活用した取組を推進していく必要。 データの連携・共有・提供機	農林水産省		
14	データの連携・共有・提供機能を持ち、農業におけるSociety5.0の実現に資する「農業データ連携基盤」の構築を進める。また、異なるITシステム間でデータの形式や用語等の相互運用性・可搬性を確保があため、これででがって、一大では新たな標準化がインを検討するとともに、農作物名・農作業名等の・中期)	内閣官房	平成31年4月の本格運用に向け、農業データ連携基盤の運営体制を検討するとともに、農業生産にとって有用なデータ等について、優先順位を付けて整備する。また、これまで策定した標準化ガイドラインの普及・展開を図るとともに、新たに「水管理情報のデータ項目」、「畜産分野における名称・データ項目等」について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		総務省		
		経済産業省		
15	スマート水産業の実現に向け、漁業の生産から流通にわたる多様なデータを集積・活用し、水産資源の評価や管理の高度化による資源の維持・回復、先進的・効率的な漁業への転換、流通・加工の低コスト化・高付加価値化等を可能にすることにより、水産バリューチェーン全体の生産性向上を図る。(短期・中期)	農林水産省	「スマート水産業」の実現に向け、水産業に関する情報・データを集約し、総合的な情報分析・情報共有・有効活用を可能とするため、漁業関係者や各種専門家との意見交換を行い、具体的な仕様や必要となる施策について整理・検証。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

16	航空レーザ計測やICT等の 先端技術を活用・収集した高 精度な森林資源情報や需給 情報等の各種情報を川上から川下までの関係者間で共 有するサプライチェーンを構 築し、木材の生産・流通の最 適化を図り、「スマート林業」 の実現に取り組む。(短期・ 中期)	農林水産省	航空レーザ計測等を活用した高精度な森林情報の整備や、これらを活用した施業集約化の効率化・省力化、経営の効率性・採算性の向上、簡素で効率的なサプライチェーン構築に向けた需給マッチングの円滑化などにICT等の先端技術を活用した実践的取組を進める。また、これらを高効率で行うICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施
17	アジア諸国におけるJAS認証の取得・活用の促進、新たなJASマークの創設、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの各国の認定機関との相互承認協定締結等を通じて、JAS規格・認証の認知度・影響力向上を図るとともに、国際規格の制定を目指す。(短期・中期)	農林水産省	事業者のニーズを反映した強みのアピールにつながる規格を順次制定。新たなJASマークを創設するとともに、JAS認証の内外における普及、FAMICの各国認定機関との相互承認手続を推進。併せて国内外の大学における講座の実施、専門家育成等の標準・認証についての啓発、人材育成など、規格開発・国際化に向けた環境を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を継続的に実施。
18	林業分野において、知財戦略・標準化戦略の立案等についての支援を図るとともに、産学官の連携を進め、産業競争力の確保・強化を図る。(短期・中期)	農林水産省	木材のマテリアル利用について、左記、産学の 取組を引き続き支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

	④知財創造教育・知財人材育成の推進					
19	知財創造教育を実施するための教材の収集、小中学校における知財創造教育の実証、高等学校における知財創造教育の財創造教育の体系化、知財創	内閣府	構築した「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、知財創造教育を実施するための教材を収集する。また、小中学校における知財創造教育の体系化の実証。 高等学校における知財	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
15	造教育の成功事例の発信等を通じ、教育現場に知財創造教育を浸透させるための取組を推進する。(短期・中期)	関係府省	教育の体系化の実証、高等学校における知財 は 創造教育の体系化、知財創造教育の成功事例 の発信等を通じ、教育現場に知財創造教育を 浸透させるための取組を推進。	左記の 吴旭仏沈を始まえ、必安な取祖を 吴 旭。		
20	地域において知財創造教育を推進する体制(地域コンソーシアム)の拡充について検討する。(短期・中期)	内閣府	地域において知財創造教育を推進する体制 (地域コンソーシアム)の拡充について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
21	創造性の涵養及び知的財産 の意義の理解等に向けて、 小中高等学校において、発 達の段階に応じた知的財産 に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨 の徹底を図る。(短期・中期)	文部科学省	小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場において新学習指導要領の趣旨を説明するなど、各種機会を捉えて周知。			
	教育現場の教職員が知財創 造教育の必要性を理解し、 自ら知財創造教育を実施で きるようにするため、教職員	内閣府	教育現場の教職員が知財創造教育の必要性を理解し、自ら知財創造教育を実施できるよう			
22	および教職員を目指す学生向けの教材を作成する。(短期・中期)	経済産業省		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

	⑤クールジャパン人材の	の育成・集積		
		内閣府	クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめに基づく施策を着実に実行するとともに、クールジャパン人材育成政府連絡会において、関係府省の取組状況をフォローアップ。	E記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		総務省	クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめに基づき、日本の魅力を発信する放送コンテンツを海外に効果的に展開できる人材の育成に取り組む。	E記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		外務省	クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめに基づき、海外における日本語の普及を始めと する施策に取り組む。	E記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	クールジャパン人材育成検 討会最終とりまとめ(2018年 3月)に基づき、クールジャパ ン人材の育成に資する専門 職大学制度の運用、外国人	財務省	酒類総合研究所において、日本産酒類の競争力を更に高めることにより、クールジャパンを推進する観点から、酒類の製造等に関する高度な技能や経営に係る実践的な知識などの習得を目指した人材育成のための講習を実施。	E記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
00	材の活用・集積に向けた制度面での取組や外国人材受入れに係る産学官の地域レ	文部科学省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。内	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。
23	ベル・国レベルでの情報共有等の協力体制構築、海外における日本語の普及、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できる人材の育成、最近の産業ニーズに対応した専門人材の育成に資する取組を推進する。(短期・中期)	農林水産省	世界の食市場の開拓のため、日本食・食文化の普及を担う海外人材の活用や育成等を実施。 また、日本食・食文化、日本産食材の魅力の海外発信を強化するため、海外における「日本料理の調理技能認定制度」を推進。	出き続き、左記の取組を実施。
		経済産業省	クールジャパン施策の効果的な推進に必要な 人材を育成するため、文部科学省で進められて いる新たな高等教育機関におけるカリキュラム の作成を支援。	E記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

		国土交通省	で観光地域づくりの推進を担う組織(DMO)における中核的な人材を育成するため、基礎・応用	【経営人材育成】 観光MBAのカリキュラム開発支援 【DMO】 民間において自主的に運営できるような体制を		【経営人材育成】 両大学においてM BAの自走化
		関係府省	関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係	府省において検討。		
	⑥地方のクールジャパ	ン資源の発掘・創	出・展開			
24	地方による都市のシーズや 人材、あるいは外国のインフ ルエンサーの活用などの手 法やノウハウ等を踏まえ、も 方版クールジャパン推進さ 議において、地域のさ信・展 開していく方策などを議論していくとともに、地域の課題 解決方策などを具体的に議 解決方策などを具体的に議 論する地域セミナーをより別果的に実施していく。(短期・ 中期)		地域の要望に応じて、地方版クールジャパン推 進会議や、地域セミナーを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施	拖。	

			有	期	中			
項目 番号	施策内容	担当府省	2018年度	2019年度		2021年度		
重点								
	①オープンイノベーショ	ンの加速						
25	オープンイノベーションを推進していく際に必要となる知的財産上の課題について整理し、対応策を検討する。 (短期・中期)	内閣府	オープンイノベーションを推進していく際に必要 となる知的財産上の課題について整理し、対応 策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。				
	SDGsに向けての課題解決に	内閣府(科技)	STIを活用しSDGsに向けての課題解決に資する我が国の技術シーズ(取組事例、技術、学術論文、特許等)と、世界各国の抱えるSDGs推進上の課題ニーズとをマッチングさせられるような、「STI for SDGs」プラットフォームの在り方について検討。	左記プラットフォームの構築に向け、必要な取組	を実施。			
26	資する我が国が有するシーズと、世界各国の抱えるSDGs推進上の課題ニーズとをマッチングさせられるような、知的資産プラットフォー	内閣府(知財)	SDGsに向けての課題解決に資するシーズと、 課題ニーズとをマッチングさせられるような知的 資産プラットフォームの在り方について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。				
	ムの在り方について、検討を 行う。(短期・中期)	経済産業省	関係府省と連携し, 必要に応じ所用の検討を実 施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。				
		外務省	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実 施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。				
27	大学の研究成果の効果的な 技術移転活動を実践してい るTLO、産業界、大学のネットワーク強化を図るなど、イノ ベーションマネジメントハブ (仮称)の形成に向けた取組 を推進する。(短期)	文部科学省	大学研究成果の効果的な技術移転活動を実施 しているTLO、産業界、大学等のネットワーク強 化を図るための方策について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。				

28	大学のイノベーションの拠点 化に資するものとして、研究 推進・研究経営を担うリサー チ・アドミニストレーターの充 実・強化を図るため、その実 務能力に関する質保証制度 の構築に向け、関係団体とと もに検討に取り組む。(短期・ 中期)	文部科学省	研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの充実・強化を図るための質保証制度について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
29	企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築、非競争領域における複数企業との共同研究等の推進により、オープンイノベーションの最大化に向けた大学における体制整備等を支援する。(短期・中期)	文部科学省	大学において、「オープンイノベーション機構」による支援を通じて企業の事業戦略に深く関わる(競争領域に重点)大型共同研究を集中的にマネジメントする体制を整備するとともに、「産学競争プラットフォーム共同研究推進プログラム」による支援を通じて非競争領域における複数企業との共同研究等を推進。	左記の検討結果を踏まえ、必要な取組を実施。引	引き続き、左記の取組を実施。
30	イノベーションの源泉である 大学の基礎的な研究成果を 確実に実用化し、幅広く普及 させるため、事業化を見据え た発明の発掘から権利化、 活用まで、一貫した支援を行 う。(短期・中期)	経済産業省	大学の基礎的な研究成果を確実に実用化し、 幅広く普及させるため、発明の発掘から権利 化、活用まで、一貫した支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
シ 等 に	2018年度から国内外の宇宙 システムの知財を巡る動向 等を分析・調査し、宇宙分野 における、政府機関一宇宙 機関(国立研究開発法人宇	巡る動向 、宇宙分野 関一宇宙	各種調査等を通じ、今後の市場拡大が予想される小型衛星分野における知財動向等を分析するとともに、有識者による議論を踏まえて、我が国宇宙産業における知財戦略を策定する。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	
	宙研究開発機構:JAXA) - 民間の全体の知財戦略の策定に向けて検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	その際、近年の衛星データのビッグデータ化も 踏まえ、データの取扱いや標準化等について も、必要に応じて検討。		

	②ベンチャー支援			
32	イノベーションの担い手で験るものの、権利取得の経験が少ないベンチャー企業の早期権利化を支援するため、対象となるベンチやので、希望により原則1か知で、希望により原則1が知った。新望により原則1が知った。また、審査官と相を対したが、審査を図るのでは、本記を通じてベンチャの取んでは、また、を通じてベンチャの取んでは、また、を通じてベンチャの取んでは、また、を通じてベンチャの取んである。また、を通じてベンチャの取んでは、大く(短期・中期)	経済産業省	ベンチャー企業の早期権利化を支援するため、 希望により原則1か月以内に1次審査結果を通 知できる(「スーパー早期審査」)体制を整える。 また、審査官と相対で直接意思疎通を図る面 接などを通じてベンチャー企業が活用しやすい 権利の取得を支援することなどを実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
33	2017年度に作成した国内外ベンチャー企業の知財戦略事例集などの知財コンテンツの発信や、ベンチャーエコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ・インキュベータなど)と知財の関係者(弁理士・弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。(短期・中期)	経済産業省	2017年度に作成した国内外ベンチャー企業の知財戦略事例集などの知財コンテンツの発信や、ベンチャーエコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ・インキュベータなど)と知財の関係者(弁理士・弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
34	創業期のベンチャー企業を対象に、ベンチャー企業支援の経験を有する専門家からなるチームにより、ベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を支援する。(短期・中期)	栓済圧耒省	「創業期ベンチャー企業に対する知財戦略構築 等支援事業」により、創業期のベンチャー企業 に対して、ベンチャー企業支援の経験を有する 専門家からなるチームにより、ベンチャー企業 のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築 等を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

35	ギャップファンドによる支援 やライセンスの対価としての 新株予約権の活用等により、大学発ベンチャーへの起 業前段階も含めた資金調達 の円滑化を促進する。(短期・中期)	文部科学省	研究成果最適支援プログラム(A-STEP)の一部として創設した概念実証のためのギャップファンド等により支援する。平成29年8月に国立大学法人等宛に発出した、大学が大学発ベンチャーに対して実施した業務の対価(ライセンス対価等)を新株予約権として取得できる旨を明示した通知の趣旨を、各国立大学法人等に対して引き続き周知。	大司の史族保治を殊する。必要な取組を史族
		経済産業省	大学が株式・新株予約権を取得する方法等に ついて検討。	左記の検討結果を踏まえ、必要な取組を実施。
	③コンテンツの持続的な	なクリエイション・コ	Cコシステムの確立	
	グローバルな集客につながる魅力的なコンテンツ製作の担い手(クリエーター)を中心としたエコシステムを創出すべく、クラウドファンディング等による新たな資金調達を活用するコンテンツ企画製作や海外プロモーションの取組に対して支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	クリエイターの海外挑戦や多様な資金調達手 法を目指した試作品開発等の支援。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	グローバルな集客につながる魅力的なコンテンツ製作の担い手を中心としたエコシステムを創出すべく、海賊版に対抗する世界同時展開の取組に対して支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	正規版コンテンツ等の海外同時展開を促進するための支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

3	一般社団法人放送コンテン ツ海外展開促進機構 (BEAJ)とも連携しつつ、放 送コンテンツを制作し、継続 的に海外に展開する取出コン テンツの海外展開に必要とれる人材育成や、展開先市 場の調査に取り組むことで、 インバウンドの拡大、クール ジャパン、地方創生等に寄 与する。(短期)	総務省	放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、訪日観光客の増加、地域産品の販路拡大、地方創生等に資する放送コンテンツを制作、発信する取組等を支援。また、地場産業等とも連携しながら、日本の魅力を発信する放送コンテンツを海外の放送事業者等と共同制作することができる人材や、放送コンテンツの海外への売り込みを効果的に行うことができる人材を育成する。さらに、放送コンテンツの海外展開先として有望と考えられる国・地域について、メディア状況や日本関連商品へのニーズ等の調査。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
3	国際交流基金を通じ、商業展開が難しく日本文化へのアクセスが困難な国・地域を中心に、対日理解促進得するのが困難な放送枠を維持しつ、日本の放送コンテロを提供し続けることで、するコンを提供し続けることで、するコンンが自立的に海外の一方として、現地テレビ局の番組するための先行マーケテの調査及び現地テレビ局の番組購入意思の調査等を実施する。(短期)	外務省	商業展開が難しく日本文化へのアクセスが困難な国・地域を中心に、日本の放送コンテンツを提供し続けることで、日本ファンを爆発的に獲得する。加えて、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして、現地市場構造の調査及び現地テレビ局の番組購入意思の調査等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
3:	コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等 技術を活用した著作物の管	め、ブロックチェーン等 京を活用した著作物の管 利益配分の仕組みの構 のための検討を行う。(短	ブロックチェーン等の新しい技術を活用した著	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
3	理・利益配分の仕組みの構築のための検討を行う。(短期・中期)		作物の管理・利益配分の仕組みの構築のため の検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

④模倣品•海賊版対策					
	インターネット上で流通する	内閣府			
	模倣品・海賊版対策について、有識者及び関係府省における検討の場を設け、各	警察庁	()		
	権利者、関係事業者等とも 連携しつつ、正規版等の流 通の在り方を含む模倣品・海	総務省	インターネット上で流通する模倣品・海賊版対 策について、有識者及び関係府省における検 討の場を設け、各権利者、関係事業者等とも連		
40	歴のはりができる。 ・ 大学について、その実態や官民の取組状況を共有するとともに、サイトブロッキーングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討する。(短期・中期)	財務省	携しつつ、正規版等の流通の在り方を含む模倣品・海賊版対策について、その実態や官民の取組状況を共有するとともに、サイトブロッキングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
		文部科学省			
		経済産業省			
		関係府省			
41	リーチサイト等を通じた侵害 コンテンツへの誘導行為へ の対応に関して、権利保護と 表現の自由のバランスに留 意しつつ、関係者の意見を 十分に踏まえ検討を行い、 速やかな法案提出に向け て、必要な措置を講じる。(短 期)	文部科学省	リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、臨時国会又は次期通常国会への法案提出を目指し、具体的な検討を加速化。	引き続き取組を実施。	

	越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の	財務省	個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海 賊版について、引き続き、厳正な水際取締りを 実施。	引き続き取組を実施。	
	個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況 等及び諸外国における制度 整備を含めた運用状況を把 握しつつ、具体的な対応の 方向性について検討する。		越境電子商取引の進展に伴う模倣品の流入増加へ対応するため、権利者団体と連携を深め、 意見交換等を実施し、今後の対応の方向性を 検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
	(短期)	14771年末日			
43	知財に関する教材の充実の 観点から、海賊版対策を含 めた著作権教育に資する教 材等の在り方を検討した上 で、教材等の開発・普及を行 う。(短期・中期)		知財に関する教材の充実の観点から、海賊版対策を含めた著作権教育に資する教材等の在 り方を検討した上で、教材等の開発・普及を行 う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

	模倣品・海賊版を購入しない	警察庁	警察白書や警察庁ホームページにおいて知的 財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に 関する情報を公表。 不正商品対策協議会が主催する「不正商品撲滅キャンペーン」に協力し、知的財産権の保護 や不正商品の排除に向けた広報啓発を実施。	引き続き取組を実施。
		消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取引を引き続き実施。
44	ことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模数と、海賊性な変認しない。	については、視聴者	国民の意識啓発を図るため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)	文部科学省	国内における違法コンテンツ流通防止等に向 けた普及啓発活動を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		農林水産省	他省庁と連携して啓発活動を実施。	
		経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を 図るため、国内における消費者を対象とした模 倣品・海賊版撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

	短期						
項目 番号	施策内容	担当府省	2018年度	2019年度		2021年度	
重点	事項(3)新たな分野		ザインする 等のルールのデザイン				
45	2017年10月に産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会でとりまとめられた答申「今後の基準認証の在り方」を踏まえ、ビジネスモデルを踏まえた国全体と	経済産業省	規制関連省庁と標準策定関係機関との連携強	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
	しての基本的対応の方向性を考え、標準の規制や認証での活用を見据えた国際標準化体制を整備し、官民が連携した国際標準化活動を一層促進する。(短期・中期)	関係府省	化。				
46	工業標準化法における、標準化の対象の拡大、JIS制定の迅速化等の整備を踏まえ、サービス分野を含む標準化戦略策定に向けた各省連携の強化や、認定産業標作成機関の認定基準整備等、法の適切な運用環境を整備するための必要な措置を講ずる。(短期・中期)	経済産業省	工業標準化法における標準化の対象の拡大、 JIS制定の迅速化等の整備を踏まえ、法の適切 な運用環境を整備するための政省令の整備 等、必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
	2017年9月に設置した「国際標準獲得に向けた官民連携会議」を活用し、国際的な	内閣官房	- 2017年9月に設置した「国際標準獲得に向けた				
47	ルールや標準の策定に我が国として特に注力すべき分野について検討するとともに、システム分野の国際標	経済産業省	官民連携会議」を活用し、国際的なルールや標準の策定に我が国として特に注力すべき分野について検討するとともに、システム分野等の 国際標準獲得の在り方について検討。	票 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
	準化等についての官民連携 の在り方について検討を行 う。(短期・中期)	関係府省					

	②知財システム基盤の	強化			
48	近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間がちらに延り審査期間がさらに延び期化傾向にあることを踏まえ、審査期間がさらに延び体まえ、審査期間がさらに延び体表でを整備する。また、容にしいまで、蓄養行い、商標を引きる。を見いるでは、高いのでは、高いいのでは、高いいのでは、高いのでは、高いのでは、高いのでは、高いのでは、高いのでは、高いのでは、高いのでは、高いのでは、高いのでは、高いのでは、これのでは、高いのでは、これのでは、これのでは、高いのでは、これのではないのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのではないいいいいいのではないのではないのではいいいいいのでは、これのではないいいのではないのではないのではな	経済産業省	業の創設や調査員の増員等、次年度以降の審査処理促進に繋がるように商標審査体制を整備する。また、商標審査基準等の改訂を視野に新しいタイプの商標の審査内容について実態分析を行い、必要に応じて商標審査基準等の	引き続き左記の対応結果を踏まえ、審査処理 促進に繋がる商標審査体制の整備を進める。 また、新しいタイプの商標については、左記の 検討結果を踏まえ、引き続き商標審査基準等 の改訂を検討するとともに、商標審査基準を改 訂した場合、英訳して公表し、海外ユーザーへ の周知を図る。	引き続き左記の対応結果を踏まえ、審査処理促進に繋がる商標審査体制の整備を進める。また、新しいタイプの商標を進める。また、新しいタイプの商標を進める。引き続き左記の対商標審査基準の改訂の結果を踏まえ、審査の結果を踏まえ、審査の結果を踏まえ、で変し、海の高標審査のでは、高に、海外ユーザの周知を図る。
49	特許協力条約(PCT)に基づ く国際出願について、ユーザーがより高品質な国際調査報告を得ることができるよう、海外知財庁と連携して国際調査報告を作成する枠組みであるPCT協働調査試行プログラムを2018年度中に開始し、着実に実施する。(短期・中期)	経済産業省	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願について、ユーザーがより高品質な国際調査報告を得ることができるよう、海外知財庁と連携して国際調査報告を作成する枠組みであるPCT協働調査試行プログラムを2018年度中に開始し、着実に実施.	左記の状況を踏まえ、必要事項を検討して、試行	〒を実施。 「「で実施。
50	特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」(2017年4月27日公表)に沿って、2017年度に実施した実証事業等の結果を踏まえ、AI技術の活用を加速化するため、必要な体制整備を含め、具体的な検討をさらに進める。(短期・中期)	経済産業省	世界最高の知財立国を目指し、引き続き、特許行政事務の高度化・効率化に取り組む。 「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」(2017年4月27日公表)に沿って2017年度に実施した実証事業等の結果を踏まえ、AI技術の活用を加速化するため、必要な体制整備を含め、具体的な検討をさらに進める。	引き続き、左記の取組を実施。	

51	特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームにおいて、照会できる審査・審判書類情報の拡充、及び、書誌情報・経過情報の提供の迅速化を進める。(短期)	経済産業省	特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、照会できる審査・審判書類情報の拡充、及び書誌情報・経過情報の提供の迅速化に向けた特許情報プラットフォームの整備を進める。	前年度に引き続き、左記の取組を実施。
52	我が国特許庁の審査・審判 情報の発信力を高める不 日本語から英語へ機を 日本語から英語へ機を するシステムの精度を備する とともに、我が国ユーザイアの 国特許庁の知財情報、外国 をともに、教が国本の場合とともに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	経済産業省	機械翻訳の学習用データの作成を含む、機械 翻訳システムの精度を向上させるための具体 的な取組について整理・検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
53	標準必須特許のライセンス 交渉に関する手引きについ て周知するとともに、2018年 4月から開始した標準必須 性に係る判断のための判定 の運用により、ライセンス交 渉の円滑化や紛争解決の迅 速化を図る。(短期・中期)	経済産業省	標準必須特許を巡る紛争の未然防止、早期解決を図るため「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の作成・普及・啓発を実施する。 2018年4月から開始した標準必須性に係る判断のための判定の運用により、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

54	2018年度特許法改正により導入される、書類提出命令・検証物提示命令においてインカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度及び中立的な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		特許法が改正された場合には、適切な運用を 見守り、新制度の周知。		
55	国際的な紛争を解決する手段として有用性が高まっている国際仲裁の活性化に向け、2018年4月の関係府省連絡会議の中間とりまとめも踏まえ、官民連携の下、人材育成や必要な基盤整備等の取組を着実に推進する。(短期・中期)	てい 法務省 省 対も	2017年9月に設置された「国際仲裁の活性化に 向けた関係府省連絡会議」での検討状況を踏 まえつつ、国際仲裁の活性化に向けた調査研	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		関係府省	究の実施, 広報・啓発活動, 人材育成など必要な基盤整備に向けた取組を実施。		
56	我が国における民事訴訟手続等のIT化については諸外国のそれに比べて不十分であるという指摘を踏まえ、迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、利用者の利便に資することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなど、民事訴訟手続等のIT化の検討を進める。(短期・中期)	法務省	迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、利用者の利便に資することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなどの民事訴訟手続等のIT化の検討を進める。	左記の検討状況を踏まえ、引き続き必要な取組	を実施。

		③データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化				
	57	不正競争防止法における データの不正取得等に対す る差止めの創設等の整備を 踏まえ、法の適切な運用環 境を整備するため、ガイドラ インの策定、不正競争防止 法に関する普及・啓発などの 必要な措置を講ずる。(短 期・中期)	経済産業省	不正競争防止法におけるデータの不正取得等に対する差止めの創設等の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、不正競争防止法に関する普及・啓発などの必要な措置を講ずる。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。	
	58	「データの利用権限に関する契約ガイドラインver1.0」を全面改訂し、データに関する契約の深掘りのほか、新たにAIの開発・利用を整理を行う。また、改訂されたが当事ータが、での活用ないて、契がはデったが出がでの利活用を行いまするとともに、利用上際展開での継続的把握や国際短期・中期)	経済産業省	「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver1.0」を全面改訂し、データに関する契約の深掘りのほか、新たにAIの開発・利用を巡る契約の考え方について整理を行う。また、改訂されたガイドラインについて、契約当事者間での活用ひいてはデータ・AIの利活用を促進するため、その周知を行い普及を加速するとともに、利用上の課題の継続的把握や国際展開に向けた検討も行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
		情報信託機能の認定スキー ムに関する指針の運用の推	内閣官房	情報信託機能の認定スキームに関する指針の		
ţ	59	進や官民が連携した実証実 験の実施等による情報銀行 の実装の検討、我が国にお けるデータポータビリティの	総務省	運用の推進や官民が連携した実証実験の実施 等による情報銀行の実装の検討、我が国にお けるデータポータビリティの在り方等に関する 検討を継続。		実証実験の結果や諸外国の検討状況等
		在り方等に関する検討を継 続する。(短期・中期)	経済産業省			

	保健医療データを連結し、迅速・円滑に利用可能な仕組みの構築に向け、データ利	内閣官房	保健医療データを連結し、迅速・円滑に利用可 能な仕組みの構築に向け、データ利活用推進	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
	活用推進のための必要な措置を講ずる。(短期・中期)	厚生労働省	能なは組みの構業に同け、データ利力用推進 のための必要な措置を講ずる。	
	オープンサイエンス推進のため、国際的な議論の動向や事例を注視するとともに、国益や研究分野の特性等を意識したオープン・アンド・クローズ戦略に留意し、データポリシーやデータマネジメントプランの策定について検討を行う。(短期・中期)	内閣府 国	研究分野の特性等を踏まえたオープン・アンド・ - クローズ戦略を考慮したデータポリシーやデー : タマネジメントプランの策定等について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		関係府省		
再掲	ICT等を活用した農業において取得したデータを他者に提供・使用許諾する際の具体的な契約条項のひな形等の検討を行い、農業データ連携基盤等に活用できるデータ利活用・契約に関するガイドラインを作成する。(短期・中期)	農林水産省		13に記載

		スマート農業実現に向けて、ICTやロボット技術等を活用した取組を推進していく必要。 データの連携・共有・提供機	農林水産省	
ā	五坦	能を持ち、農業における Society5.0 の実現に資する 「農業データ連携基盤」の構 築を進める。 また、異なるIT システム間で	内閣官房	14に記載
	门 馆	データの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、これまで標準化ガイドラインを策定してきた。今	総務省	「中に記載
		トラインを策定してきた。今後は新たな標準化ガイドラインを検討するとともに、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。(短期・中期)	経済産業省	
	再掲	スマート水産業の実現に向け、漁業の生産から流通にわたる多様なデータを集積・活用し、水産資源の評価や管理の高度化による資率的が効率的な漁業への転換、流通・加工の低コスト化・高付加価値化等を可能にすることにより、水産バリューチェーン全体の生産性向上を図る。(短期・中期)	農林水産省	15に記載
	再掲	航空レーザ計測やICT等の 先端技術を活用・収集した高 精度な森林資源情報や需給 情報等の各種情報を川上から川下までの関係者間で共 有するサプライチェーンを構 築し、木材の生産・流通の最 適化を図り、「スマート林業」 の実現に取り組む。(短期・ 中期)	農林水産省	16に記載

62	技術やサービスの動向、海外の知財制度の動向の定点 観測の実施と、それを踏まえたさらなる法整備等の必要性の検討。特に、学習用データ、AIプログラム、学習済モデル、AI生成物について、技術やサービス等の変化に伴う知財制度の在り方を継続的に検討する。(短期・中期)		技術やサービスの動向、海外の知財制度の動向の定点観測の実施と、それを踏まえたさらなる法整備等の必要性の検討。特に、学習用データ、AIプログラム、学習済モデル、AI生成物について、技術やサービス等の変化に伴う知財制度の在り方を継続的に検討。	
63	著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。(短期)		著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関するを立め、ガイドラインの策定、著作権に関するを主意を発、及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。	
再排	コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等 技術を活用した著作物の管	経済産業省	39に記載	
T-3']'	理・利益配分の仕組みの構築のための検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	001~6L #X	

		④デジタル化・ネットワ・	一ク化の進展に対	対応した著作権システムの構築	らした著作権システムの構築		
耳	再掲	著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。(短期)	文部科学省		63に記載		
	64	権利者団体と協力して実施している実証事業の結果等を踏まえ、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた方策について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	権利者団体と協力して実施している実証事業 の結果等を踏まえ、著作権者不明等の場合の 裁定制度の利用円滑化に向けた方策について 検討し、必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
	65	著作物等の利用円滑化の観点から、拡大集中許諾制度に係るこれまでの調査研究等の結果を踏まえ、具体的課題について検討を進める。(短期・中期)	文部科学省	著作物等の利用円滑化の観点から、具体的課 題について検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あわせて、音楽分野においてはコンテンツの権利情報を集約化したデータベースの整備と、当該データベースを活用した権利処理プラットフォーム構築のための実証事業を実施する。(短期・中期)	文部科学省	音楽分野において、昨年度構築したデータベースに、新たな権利情報を追加する等データベースの整備に向けた実証事業を実施する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			経済産業省	コンテンツ等の権利情報を集約化したデータ ベースの利用を促進するため、必要な取組を実 施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

五相	コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等 技術を活用した著作物の管	経済産業省	39に記載
	理・利益配分の仕組みの構 築のための検討を行う。(短 期・中期)	文部科学省	351〜記載
	クリエイターへ適切に対価が 還元され、コンテンツの再生 産につながるよう、私的録音 録画補償金制度の見直しや 当該制度に代わる新たな仕 組みの導入について、文化 審議会において検討を進 め、結論を得て、必要な措置 を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	関係府省と連携しながら、クリエーターへの適切な対価の還元という観点から、私的録音録画補償金制度について、文化審議会著作権分科会において引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含めて検討。
		経済産業省	クリエーターへの対価還元がなされ、コンテンツ の再生産につながるサイクルを生み出すため の方策について、諸外国における類似制度の 状況や関係団体等の意見を踏まえた上で、関 係府省と連携しながら検討。
68	ICT活用教育等における著作物の円滑な利活用に向けて、教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有その他の学校等における著作物利用の円滑化方策について検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	ICT活用教育等における著作物の円滑な利活 用に向けて、教員・教育機関間の教育目的で の教材等の共有その他の学校等における著作 物利用の円滑化方策について検討を行う。
69	教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンシング環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	教育機関における著作権法に関する研修・普 及啓発活動の促進、及びライセンシング環境の 整備・充実等に関する課題について検討し、必 要な措置を実施。 要な措置を実施。

	⑤クールジャパン戦略	の持続的強化		
70	ストーリーやコンテクストについては、地域文化や歴史上の背景等から語る、あるいは日本固有の表現から語るなど、効果的な方法を具体的に見いだし、クールジャパン官民連携プラットフォームの	内閣府	とりまとめ内容を、クールジャパン官民連携プ ラットフォームを通じた活動や、関係府省の施	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	目氏連携ノラットノオームの 活動なども活かし、クール ジャパンの付加価値向上に 活かしていく。例えば、知財 事務局で委託、作成した「日 本語り抄」等が参考となる。 (短期・中期)	関係府省	策に反映させていくこと等により、クールジャパン戦略を一層効果的に推進。	
71	国別、属性別のクールジャパン分野への嗜好や市場性などの違いについて、分析する。例えば、知財事務局で行った委託調査「クールジャパン海外展開のための国別調査」や「クールジャパンの再生産のための外国人意識計を更に深め、官民にお財・る活用を促していく。(短期・中期)	内閣府	とりまとめ内容を、クールジャパン官民連携プ ラットフォームを通じた活動や、関係府省の施	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
71		関係府省	策に反映させていくこと等により、クールジャパン戦略を一層効果的に推進。	在心ツ天心が, の。

	⑥ロケ撮影の環境改善	•				
		内閣府				
	我が国における映画のロケ等の環境整備を図ることを目的とし、信人及び有識者を	警察庁				
	集めた連絡会議を設置し、ロケ撮影に関係の深い許認可に係る最新情報の共有、許		我が国における映画のロケ等の環境整備を図ることを目的とし、官民及び有識者を集めた連絡会議を設置し、ロケ撮影に関係の深い許認			
72	認可取得にあたっての優良 事例の整理とノウハウの共 有化等を実施する。また、連	総務省	可に係る最新情報の共有、許認可取得にあたっての優良事例の整理とノウハウの共有化等を実施する。また、連絡会議と並行して、具体的に国内外の作品を対象とし、ロケーション支援の実証を行うとともに、これを通じて、支援フローの構築を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
	絡会議と並行して、具体的に 国内外の作品を対象とし、ロケーション支援の実証を行う とともに、これを通じて、支援 フローの構築を図る。(短期・ 中期)	経済産業省				
		外務省				
		文部科学省				
	諸外国の海外作品誘致に関する制度・経済波及効果等の調査を実施するとともに、海外製作者に魅力のある都市部における撮影環境の現状及び海外製作者のロケ受け入れに係る諸課題の整理を行う。(短期・中期)		海外の大型作品誘致に関して、2017年度に実施した諸外国調査の結果を踏まえ、日本の要			
73		関係府省	素を多く取り扱うことにより、クールジャパンの 発信・インバウンドの促進など外国人への訴求 力を有するような海外作品の誘致を強化する方 策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

	⑦デジタルアーカイブ	と 会の実現				
	ジャパンサーチ(仮称)の普 及・利用促進を効果的なもの とするため年度内を目途に	内閣府	分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」の公開に合わせた機運醸成を図るため、 国立国会図書館や関係省庁の協力を得て、広報・説明イベントであるフォーラムを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
74	試験版を公開すると共に、公開に合わせた機運醸成を図るため、国立国会図書館や関係省庁が協力し、広報・説明イベントであるフォーラム	国立国会図書館	年度内を目途に分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」の試験版を構築し、分野のアーカイブとの連携調整を開始。また、広報・説明イベントであるフォーラムへの実施協力。	各分野のアーカイブとの連携調整を継続し、必要な取組を実施。		
	を実施する。(短期・中期)	関係府省	広報・説明イベントであるフォーラムへの実施 協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
	関係省庁と連携しながら、デジタルアーカイブの利活用モ	内閣府	分野を横断した関係者を集めた委員会を開催			
75	デルの検討や各分野・地域 におけるつなぎ役の役割の 明確化、つなぎ役への国の 支援の在り方について検討 を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	の利活用促進に係る課題等の取組推進策の検	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省	討。			
	ジャパンサーチ(仮称)にお ける共通メタデータフォー マットを踏まえた、各分野に おけるメタデータの在り方に	内閣府	共通メタデータフォーマットを踏まえて、分野に	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
76	ついて検討を行うとともに、メ タデータやデジタルコンテン ツの二次利用条件の表示を	国立国会図書館	おけるメタデータの在り方について検討を行			
	促進する施策を検討し、オープン化を進める(望ましい権利表記の共有等)。(短期・中期)	関係府省	共有等)。			
77	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場とする。(短期・中期)		マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携を行いマンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ発信を行うための検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等が実施する施策につき協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

工程表「知的財産推進計画2017」からの継続項目

項目	2018本文				短	<u>т</u>		期
番号	掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		I. 第4次産業	美革命 (Society5.0) <i>σ</i>	基盤となる知具	オシステムの構築			
		1. データ・人	エ知能(AI)の利活用促	進による産業競争	争力強化に向けた知財制度の構築			
1	1							
			情報セキュリティ確保のため の取組や、標準化、人材育 成などの環境整備を進め る。(短期・中期)	総務省	各種ガイドラインの普及などの情報セキュリティ 確保のための取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。	
				経済産業省	各種ガイドラインの普及や情報セキュリティに 係る認証制度の利用促進などの情報セキュリティ確保のための取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。	
				総務省	IoT時代を支えるネットワークを運用・管理する 人材の育成を目的に、スキルセットの明確化、 スキルの認定制度の在り方等を検討するため に実証実験を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。	
2	2 健全なデータ流 健全なデータ流 通基盤の構築 総務省 総務省 総務省 参様なIoTサービスを創出するため、膨大な数 のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術 等の共通基盤技術の開発を行うとともに、産学 官連携による推進体制の下、先進的な社会実 証を実施し、国際標準化に向けた取組を強化。							
				総務省		措置済み		

	0	0	情報信託機能の認定スキームに関する指針の運用の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装の検討、我が国にお	内閣官房総務省		重点事項 工程表59に記載
			けるデータポータビリティの 在り方等に関する検討を継	経済産業省		
			続する。(短期・中期)	内閣府		措置済み
3	0	公正な競争秩序 の確保	不正競争防止法における データの不正取得等に対す る差止めの創設等の整備を 踏まえ、法の適切な運用環 境を整備するため、ガイドラ インの策定、不正競争防止 法に関する普及・啓発などの 必要な措置を講ずる。(短 期・中期)	経済産業省		重点事項 工程表57に記載
4			IoTやAIなどの技術の進展 に伴って創出されるデータ構造について、特許取得の予 見性を高めるために2016年 度に公表したデータ構造に 関する特許審査事例を、国 内外のユーザーに広く周知 する。(短期)		データ構造に関する特許審査事例及び関連する審査基準を、国内外のユーザーに広く周知。	

5		利活用促進のための制限のある 権利に関する検討	価値あるデータの収集・蓄積・保管等に関する投資インセンティブを確保しつつ、オープンな利活用を促すため、制限のある権利については、データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要かどうかも含めて引き続き検討する。(短期・中期)	内閣府	制限のある権利については、データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、引き続き検討を実施。	ナシの中族性にも9水主を一心声が取れた引き結ち中族
6	データ利活用に 関連する競争確 保などの観点か らの論点整理	データ利活用の実態を踏まえながら、公正かつ自由な競争環境の確保・イノベーション促進の観点から、データ利活用に関連する論点の	公正取引委員会	データ利活用の実態を踏まえながら、公正かつ 自由な競争環境の確保・イノベーション促進の 観点から、データ利活用に関連する論点の整 理の結果を周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
0			整理の結果を周知するととも に、引き続きデータ利活用の 実態を踏まえた所要の検討 を行う。(短期・中期)	経済産業省	データ利活用に関する公正かつ自由な競争環境を確保する観点から、現在のデータ利活用の実態を踏まえた所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
7	〇 作成の促進に	学習用データの 作成の促進に関 する環境整備	我が国のAI作成の促進に向け、特定当事者間を越えて学習用データを提供・提示する行為について、新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討を進める。(短期・中期)	文部科学省		重点事項 工程表63に記載
,		り ②垜児 金順	国及び地方公共団体等が保 有するデータのオープンデー タ化及びその利活用を推進 する。(短期・中期)	内閣官房	官民ラウンドテーブル等を通じ、民間ニーズに即した国等が保有するデータの公開を引き続き推進。また、地方公共団体が公開することが推奨されるデータセットの追加等、地方公共団体の取組支援を引き続き推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

			オープンサイエンス推進のため、国際的な議論の動向や事例を注視するとともに、国益や研究分野の特性等を意識したオープン・アンド・クローズ戦略に留意し、データポリシーやデータマネジメントプランの策定について検討を行う。(短期、中期)	内閣府		重点事項 工程表61に記載									
8	0	オープンサイエン スに対応する知 財システムの検 討		関係府省											
				研究データの再利用による研究リソースを最大化するため、研究データシェアリングのプラットフォーム構築について引き続き検討を行う。(短期・中期)	文部科学省		措置済み								
				経済産業省	改訂したAI・データの利用に関する契約ガイドライン(データの利用に関する契約類型の整理と深堀り、AIをめぐる当事者間の利害調整等)の周知、利用上の課題の継続的把握。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。									
9		学習済みモデル の適切な保護と 利活用促進		内閣府	学習済みモデルの契約上の取扱いに関して具体的な事例を収集し、課題の把握・検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。									
												学習済みモデルを特許化する際の具体的な要件や特許発明の保護されうる範囲について、検討を進める。(短期)	経済産業省	産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会ワーキンググループにおける検討を経た学習済みモデルの特許審査事例及び関連する審査基準について、国内外のユーザーに広く周知。	
10		AI生成物の知財 制度上の在り方	度上の在り方 考え万や、AI生成物が問題 Lts AIのL	内閣府	AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の 考え方や、AI生成物が問題となる可能性について、AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例を収集し、必要な検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。									
10				関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、 必要に応じ関係府省において所要の検討を実 施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。									

11	0	進に向けた権利	著作権法における柔軟性のある権利制限規定について、文化審議を受け、明確なの報告書を受け、明確な人を備えた複数の規定の対の規定が対の規定が対の規定が対の規定が対のを確による「多層が大力をである。 を備える「多層が大力をである。 を備える「多層が大力をである。 を備える「多層が大力をである。 を備える「多層が大力をである。 を作うため、「大力をである。 を行うため、「推進計でかな整備を行うため、「推進計でかって、を発した、対対は、というでは、これが、というでは、これが、というでは、これが、これが、というでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	文部科学省	重点事項 工程表63に記載
12	0	著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる充実	権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁について、一定の場合に後払いを可能とすることとし、「推やかな法案ととし、「推りかな法案を構入した。まな、利人人は出すずる。また、入りは、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、	文部科学省	重点事項 工程表64に記載

			著作物等の利用円滑化の観点から、2015年度及び2016 年度に行った拡大集中許諾制度に係る調査研究の結果 を踏まえ、具体的課題について検討を進める。(短期・ 中期)	文部科学省	重点事項 工程表65に記載
		mata / Los	の利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あわせて、2017年度に既存の権利性対象を統合し新たなデータ整備・ベースを構築するための実証事業を実施するとともに、	文部科学省	重点事項 工程表66に記載
13	0	円滑なライセンシング体制の整備・ 構築		経済産業省	
			集中管理による契約スキームやワンストップ窓口となる「音楽集中管理センター」(仮称)など、民間におけるライセンシングのための環境の整備・構築に係る取組に対して、その具体化に向け必要な支援をさらに行う。(短期・中期)	文部科学省	措置済み
14	0	持続的なコンテン ツ再生産につな	生産につなが、一球回補償金制度の見直しや	文部科学省	重点事項 工程表67に記載
14			組みの導入について、文化 審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置 を講ずる。(短期・中期)	導入について、文化 において検討を進 倫を得て、必要な措置 経済産業省	生品争块 工任衣0八⊂記製

	〇 数章		ICT活用教育における著作物の円滑な利活用に向けて、文化審議会著作権分科会報告書(2017年4月)を著作物等の公衆送信の円代表で、新たに補償金著作物等の公衆送信の円で、新たに補償金を講求権付の権利制限規定を整備するなど必要は機関間の共有については、より詳細なニーズを把握した上で、引き続き検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	重点事項 工程表69に記載
15		教育の情報化の 推進	教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンシング環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンシング環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を実施。
			デジタル教科書の有する公 共性等を考慮し、その学校 教育制度上における位置付 けを踏まえ、デジタル教科書 についても、公表された著作 物の掲載が必要な限度で認 められるよう、必要な措置を 講ずる。(短期・中期)	文部科学省	措置済み

項目	2018本文	-T.D. 6	15.05.1.35	10 11 15	短	ā期	中	期
番号	掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		2. 知財システ	ム基盤の整備					
16	実現 秘密保持義務を課した上で 秘密保持義務を課した上で 証拠収集手続に関与できる ようにする制度について、適 切な運用を見守るとともに制度の周知を行う。(短期)		経済産業省		重点事項 工程表54に記載			
		ビジネスの実態 やニーズを反映 した適切な知財 価値評価の実現	でを反映 フォー人の考え方を広めてい くとともに、金融機関が行っ 金融庁 マンス東書機関が行っ 金融庁					
				重点事項 工程表1に記載				
17								
		ビジネスの実態 やニーズを反映 した適切な損害 賠償額の実現	「特許権侵害における損害 賠償額の適正な評価WG」 報告書を広く周知、普及する こと等によってより適正な損 害賠償請求が認容されやす い環境を整える。	経済産業省	損害賠償額算定時の考慮要素等が検討及び整理された「特許権侵害における損害賠償額の適正な評価WG」報告書について、周知、普及を実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組	を実施。	

18		権利付与から紛 争処理プロセス を通じての権利 の安定性の向上	権利の安定性の向上について、安定した質の高い特許を増やしていく観点から、特許の出願人等に一層の対応がしてませいにの対応がある。 を定した質の高い特許を増やしていく観点から、特許の出願人等に一層の対にのないにのである。 を審査品質の元実を図る。また、権利の早期安定化のために導入した特許異議認を対した特許異議認等の対ともに、裁判的によ判ののもとともに、裁判によ判がの対しては、表述については、表述については、表述については、表述については、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	経済産業省	出願人等とのコミュニケーションの機会を利用して、安定した質の高い特許取得への対応を引き続き促す。 特許要件等の判断を統一するための審査官協議等、審査品質向上のためのこれまでの取組を引き続き推進。 特許異議申立制度の効果について確認するとともに、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況について注視。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
19	0	標準必須特許に 関するライセンス 交渉の円滑化及び紛争解決の迅	標準必須特許のライセンス 交渉に関する手引きについ て周知するとともに、2018年 4月から開始した標準必須 性に係る判断のための判定 の運用により、ライセンス交 渉の円滑化や紛争解決の迅 速化を図る。(短期・中期)	経済産業省		重点事項 工程表53に記載

20		裁判外紛争解決 手続(ADR)の拡	知財紛争を含む紛争当事者がその解決を図るのにふされしい紛争解決手続を容易かつ安心して選択・利用できるよう、適正審査によるADR認証を引き続き実施するとともに、ADRの一層の拡充及び活性化を図るため、認証ADR(愛称:かいけつサポート)の情報等に関する周と関係機関との連携の円滑化等の取組を進める。(短期・中期)	法務省	知財紛争を含む紛争当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易かつ安心して選択・利用できるよう、適正審査によるADR認証を引き続き実施するとともに、ADRの一層の拡充及び活性化を図るため、認証ADR(愛称:かいけつサポート)の情報等に関する周知・広報、認証ADR実施者と関係機関との連携の円滑化等の取組を進める。	引き続き、左記の取組を実施。
		充•活性化	IoTが普及する中、ライセンス交渉や紛争処理に要するコストが大きくなっていることを踏まえ、多様な特許を巡る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、中小企業やベンチャーを含むとで調整を行うADR制度(あっせん)でで、大会で関係を整理しつつ、2017年度中に具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)	経済産業省		措置済み
21	0	国際仲裁の活性	国際的な紛争を解決する手段として有用性が高まっている国際仲裁の活性化に向け、2018年4月の関係府省連絡会議の中間とりまとめも	法務省		重点事項 工程表55に記載
21		化	踏まえ、官民連携の下、人 材育成や必要な基盤整備等 の取組を着実に推進する。 (短期・中期)	関係府省		エ州ナス ニュエ父♥リトロリ教

	22		1. A ** 67 + 10	中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、その自立化について引き続き取り組む。(短期)	経済産業省	中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、セミナーの開催等を通じて制度周知を行い、その自立化について引き続き取り組む。	+=1.0 m40 42 77 m +=
				地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、 関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検	法務省	日本司法支援センターにおいて、国民からの問い合わせに対し、弁護士会、日本弁理士会等の関係機関を紹介する等の協力を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
				索できるデータベースを整備 するなど、地方においても知 財紛争処理に精通した専門 家に依頼できるような体制の 充実を図る。(短期・中期)	経済産業省	中小企業等がより適性の高い弁理士を容易に 探し出せるようにするため、日本弁理士会の運営する「弁理士ナビ」の検索機能を強化するための検討を行う。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			知財関係紛争の 解決をテーマとす	一マとす 間で キレナ 知時間は 公分士	法務省	知財関係紛争の円滑な解決をテーマとする国際会議を開催。	左記の会議を踏まえ、引き続き知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議を実施。
23	20				経済産業省		左記の会議を踏まえ、引き続き知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議を実施。

24	知財関係法令の 海外発信及び他 国における紛争 処理の状況の調	我が国の知財関係等の法令 の透明性を高め、我が国の 企業が知的財産を武器に国際的な事業活動を円滑に行 えるビジネス環境を整備する ため、ニーズも踏まえつつ、 我が国の知財関係等の法令 の高品質な英訳の迅速な作成・公開を推進し、海外発信 する。(短期・中期)	法務省	我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳 の迅速な作成・公開を推進し、海外発信を実 施。	引き続き、左記の取組を実施。
	査	知財紛争について、主要国の裁判所等における解決、裁判外紛争解決及び当事者間の和解などの知財紛争処理システム全体に関する制度・実態等に関する調査結果をホームページ上に公開する。(短期・中期)	法務省		措置済み
25	特許審査体制の 整備・強化	新技術に対応した権利取得を支援する観点から、IoT関連技術に精通した審査官の知見を活用し、協働して審査を行うための審査グループを新設するなど、審査体制の整備・強化を行う。(短期・中期)	栓済圧耒省	IoT関連技術に精通した審査官の知見を活用し、協働して審査を行うための審査体制の整備・強化を実施。	引き続き、左記の取組を実施。

26		先行技術の検索 環境整備	2016年11月に新設し、2017 年4月に業種・用途別に細展 開したIoT関連技術を抽出す る特許分類について、開発 動向の把握、特許取得の予 見性の向上等のために、引 き続き日本文献に付与を 行っていく。また、他国のIoT に関する文献も抽出可能と なるように、当該特許分類の 国際標準化に向けて引き続 き議論を続ける。(短期・中 期)	経済産業省	IoT 関連技術を抽出する特許分類について、引のIoTに関する文献も抽出可能となるように、当論を続ける。	ませきハギの宮敷挿法ルーウルマコキ生き	左記の取組状況を踏まえて、必要な取組 を実施
			標準必須特許に関して、より 適切な権利付与を実現する ため、各標準化機関と連携 し、順次、機関から標準提案 文書等の提供を受け、その 検索環境の整備を進める。 (短期・中期)	経済産業省	より多くの機関から標準提案文書等の提供を 受けられるよう、標準化機関との交渉を実施。 提供を受けた標準提案文書等の検索環境を整 備。	左記の実施状況を踏まえ、標準提案文書等の植	食索環境の整備を継続。
			特許取得の予見性を一層向上させる観点から、様々な技術分野に適用されるIoTなどの新たな技術について、これまで公表したIoT関連の特許審査事例を国内外のユーザーに広く周知する。(短期・中期)	経済産業省	特許取得の予見性を一層向上させる観点から、様々な技術分野に適用されるIoTなどの新たな技術について、これまで公表したIoT関連の特許審査事例を国内外のユーザーに広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
27		IoT関連発明の特許取得・活用のための情報提供の充実	取得した権利を有効活用する観点から、IoTを活用したビジネス関連発明の特許の活用方法の整理を行い、その結果を国内外に発信する。(短期・中期)	経済産業省		措置済み	
			IoT関連発明に密接に関連 するソフトウエア関連発明に 係る審査基準等の明確化の ための点検を行い、その結 果を国内外に発信する。(短 期・中期)	経済産業省	IoT関連発明に密接に関連するソフトウエア関連発明について明確化した審査基準を国内外のユーザーに広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

	世界最速・最高	我が国の産業の競争力を維持・向上し、国際社会で破ります。 特・向上し、切続けるため、を実現し、よの審査する諸果の事を書するまでの「権利との下権を事務を要があることがあることが表審査での「権力をでした。 特許の「権準審査期間」で、 がおいて、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	経済産業省	審査請求から特許の「権利化までの審査期間」 (標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」 を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以 内、平均10か月以内にする目標に向けて審査 の迅速化を進めるとともに、特許審査の質の維 持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を 付与することにより、質の高い審査結果を国内 外へ早期に発信し、世界をリードするため、審 査官の確保などの特許審査体制の更なる整 備・強化を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
28	品質の審査及び その結果の発信	戦略的な知財マネジメントの 実践に向けて事業において 活用される知的財産権のタイムリーな取得を支援するため、特許、意匠、商標に関す る出願を一括して審査・権利 化する「事業戦略対応まとめ 審査」の更なる周知と利用の 促進を図る。(短期・中期)	経済産業省		措置済み	
		引き続き、日本の特許審査 官が拒絶理由通知等を作成 する際に提示した引用文献 に関する詳細な情報を分か りやすい形で国内外に提供 することにより、国内外の出 願人や外国庁審査官へ日本 の特許審査の審査結果をよ り的確に発信する。(短期・ 中期)	経済産業省	引き続き、日本の特許審査官が拒絶理由通知 等を作成する際に提示した引用文献に関する 詳細な情報を分かりやすい形で国内外に提供 することにより、国内外の出願人や外国庁審査 官へ日本の特許審査の審査結果をより的確に 発信.	左記の状況を踏まえ、改善を検討しつつ継続的	に実施。

29	0	意匠制度・運用 の見直しの検討	IoT、AI、ビッグデータ等の新技術による社会変革(イノベーション)を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等、「デザイン経営」に資する制度の整備等の観点から、意匠制度をの在りり方について検討し、その結果を踏まえて、大変正を含めた必要な措置を講ずる。(短期・中期)	経済産業省	重点事項 工程表3に記載
	0	デザイン経営の 奨励	デザイン経営を取り入れて 成功している企業の具体的 な事例について、企業規模 や業種別に取りまとめた事 例集を作成し、経営者への デザイン経営の重要性の普 及啓発を行うとともに、デザ イン経営を奨励する方策に ついて検討を行う。(短期・中 期)	経済産業省	重点事項 工程表4に記載
30	0	商標制度・運用 の普及及び検討	近年、高標は出願作数の大幅な増加により審査期間が書きらにといることを通知した。 関係 では、	経済産業省	重点事項 工程表48に記載
			一部の者から、手続上の瑕疵のある商標登録出願が大量に行われ、後願者が商標登録出願を断念するなどの混乱が一部生じており、その対応を検討する。(短期・中期)	経済産業省	措置済み

31		第4次産業革命時代の知財システムについての情報の発信・共有	第4次産業革命による産業 構造の変化が世界規模の現 象であることに鑑み、第4次 産業革命に対応した知財シ ステムの我が国における検 討状況や整備状況について 諸外国にも発信しつつ、国 際的な協調や調和を促す。 また、当該取組を通じて、海 外知財庁間においても情報 が共有されるよう促す。(短 期・中期)	経済産業省	第4次産業革命による産業構造の変化が世界 規模の現象であることに鑑み、五大特許庁長 官会合等において、第4次産業革命に対応した 知財システムの我が国における検討状況や整 備状況について諸外国にも発信しつつ、国際 的な協調や調和を促す。また、当該取組を通じ て、海外知財庁間においても情報が共有される よう促す。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		新興国等への我 が国知財システ ムの普及と浸透	今後一層拡大が見込まれる 新興国市場に対する我が国 企業のグローバル展開を支 援するため、我が国の審査 官を始めとする知財人材の 新興国等への派遣、新受入 和、他国への審査協力等 通じて、審査基準・審査実 務・知財人材育成方法なムの 普及と浸透を図る。(短期・ 中期)	経済産業省	今後一層拡大が見込まれる新興国市場に対する我が国企業のグローバル展開を支援するため、新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人材育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣及び受入、審査結果・審査基準の発信強化等、特許・意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメードな連携・協力を強化し、我が国の知財システムの普及と浸透を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
32			- -	法務省	JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を通じて、インドネシア最高裁判所及び同国法務人権省の職員等を対象とした本邦研修、現地セミナー等を実施。同プロジェクトの進展状況を踏まえ、関係機関と連携しつつ必要な支援を実施。JICA「ミャンマー法整備支援プロジェクト」において、大学教授、元裁判官等で構成する支援委員会を軸に、日弁連知財センターなどとも連携し、知的財産裁判制度構築及び充実に向けた人材育成支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省	新興国等の司法関係者等に対し、知的財産の 権利行使に関する法制度の整備と運用を支援 し強化する目的で研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				外務省	新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援。	

33		海外展開を図る 我が国企業の権 利取得支援	海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザ語を付かるため、ユーズを踏まえつつ、特許を査いイウェイの各国の実施状況を調査・分析する。また、特許審査ハイウェスの場合の人に、対象国の上に、対象国のとともに、対象国のとともに、対象国のとともに、対象国のとともに、対象国の大き図る。合わせて、特許を図る。合わがら、特許の関連を図る。(短期・中期)	経済産業省	海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえつつ、特許審査ハイウェイの各国の実施状況を調査・分析する。また、特許審査ハイウェイの実効性の向上に向けた取組を進めるとともに、対象国の拡大を図る。合わせて、各国の実情を踏まえながら、特許付与円滑化に関する協力の促進を図る。	左記の結果及び状況を踏まえ、改善を検討しつつ継続的に実施。
			特許協力条約(PCT)に基づ く国際出願について、ユーザーがより高品質な国際調 査報告を得ることができるよう、海外知財庁と連携して国際調査報告を作成する枠組 みであるPCT協働調査試行 プログラムを2018年度中に 開始し、着実に実施する。 (短期・中期)	経済産業省	重点事項 工程表49に記載	
34	0	海外知財庁との連携の推進	日米両国に特許出願した発明について、審査・権利取向 の時期に関する予見性をへ 定した権利を日米両国に取足 定した権利を日米両国に取得 可能とするとともに、より強において早期かつ同時期に取得 可能とする際事業展度より が関始された日米協働調査援 しい運用での試行(3年間)が 開始された日米協働調査試 行プログラムについて、着 に運用する。(短期・中期)	経済産業省	日米両国に特許出願した発明について、審査・権利取得の時期に関する予見性を向上させるとともに、より強く安定した権利を日米両国において早期かつ同時期に取得可能とすることで、我が国企業等の国際事業展開を支援するため、2017年度より新しい運用での試行(3年間)が開始された日米協働調査試行プログラムについて、米国特許商標庁と協力して着実に運用。	左記の状況を踏まえ、必要事項を検討して、試行を実施しつつその在り方について検討。
35		我が国の商標制 度の発信	我が国企業のグローバルな ブランド戦略を支援するた め、新しいタイプの商標に関 する制度の導入等を予定し ている国に対して、国別の受 入研修や意見交換などの機 会を通じて我が国における 制度導入の経験を共有す る。(短期)	経済産業省		措置済み

36		向上に向けた	標章の国際登録に関するマドリッド議定書に基づく商標の国際登録制度の利便性の向上を図るため、世界知的所有権機関(WIPO)及び海外知財庁と協力し、未加盟国への加盟支援、加盟国における業務運用の改善などの課題の解決に向けた取組を推進する。(短期・中期)	経済産業省		措置済み
			今後の自由貿易協定(FTA)	外務省		
			/経済連携協定(EPA)など の二国間・多国間協定交渉 において、知的財産の保護	財務省	「今後のFTA/EPAや投資協定などの二国間・多国間協定の交渉を通じて、我が国産業界の要せを踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度	
		通商関連協定等 を活用した知財 保護と執行強化	強化、模倣品・海賊版対策を 積極的に取り上げ、ACTA	経済産業省	の整備や実効的な法執行の確保等を促し、	
37			(偽造品の取引の防止に関する協定)やTPP協定などの高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際	文部科学省	の知財保護が達成されるよう、積極的に働き掛ける。	
				農林水産省	我が国が既に要請した内容について相手国の 対応状況をフォローするとともに、新たに発生し - た課題について産業界の要望も踏まえつつ、 引 - き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。	
			的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保	総務省		
			に努める。(短期・中期)	法務省		
38	0	特許情報発信の 強化	特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームにおいて、照会できる審査・審判書類情報の拡充、及び、書誌情報・経過情報の提供の迅速化を進める。(短期)	経済産業省		重点事項 工程表51に記載
39	0	特許行政事務の 高度化・効率化	特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」(2017年4月27日公表)に沿って、2017年度に実施した実証事業等の結果を踏まえ、AI技術の活用を加速化するため、必要な体制整備を含め、具体的な検討をさらに進める。	経済産業省		重点事項 工程表50に記載

項目	2018本文		15-15-	In the first	短	 期	中	期		
番号	掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度		
	3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進									
	0		2017年10月に産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会でとりまとめれた答申「今後の基準認証の在り方」を踏まえ、ビジネスモデルを踏まえた国全体としての基本的対応の方向	経済産業省		重点事項 工程表45に記載				
			性を考え、標準の規制や認証での活用を見据えた国際標準化体制を整備し、官民が連携した国際標準化活動を一層促進する。(短期・中期)	関係府省						
40	0	官民の標準化体 制強化	工業標準化法における、標準化の対象の拡大、JIS制定の迅速化等の整備を踏まえ、サービス分野を含む標準化戦略強にに向けた各省連携の強化や、認定産業標準作成機関の認定基準整備等、法の適切な定基準整備等、法の適切な必要な措置を講ずる。(短期・中期)	経済産業省		重点事項 工程表46に記載				
			2017年9月に設置した「国際標準獲得に向けた官民連携会議」を活用し、国際的なルールや標準の策定に我が国として特に注力すべき分野について検討するとともに、システム分野の国際標	内閣官房						
	0			重点事項 工程表47に記載						
			準化等についての官民連携 の在り方について検討を行 う。(短期・中期)	関係府省						

	41	j	社会システム・先 端分野の国際標 準化	デジュール標準だけでなく、コンソーシアム等の国際標準化動向を把握しつつ、国際標準化を推進するため、引き続き官民の標準化体制を強化する。具体的には、新市場創造型標準化制度の活用や、先端の産業技術総合研究所などの国立立研究開発法人を活用し、業種横野プロジェクトとして組成すべき案件の検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	標準化の重要性について、引き続き企業経営者等への普及・啓発を実施するとともに、業種横断的な分野における先進事業者の国際標準化を迅速に推進するため、産業技術総合研究所を始めとする国立研究開発法人の機能を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				中堅・中小企業等の優れた 技術・製品の標準化を推進 するため、国内外の標準化 事例やその意義、支援機関 などについての周知を引き 続き進める。(短期・中期)	経済産業省	「標準化活用支援パートナーシップ制度」におけるパートナー機関等と連携し、中堅・中小企業等向けの標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを行い、標準化の意義や標準化の戦略的な活用事例を紹介するなど啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	42		中堅・中小企業等の標準化の推進	中堅・中小企業等における 標準化の戦略的活用により で、知財総合支援を中小企業等における ず支援拠点や中小企業所 関係者や中小企活の 関係者のとと、利益を は、標関との・中に が、で、大きに を促業等が、で、大きに を は、大きに は は、大きに は、大きに は、大き は は、大き は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	経済産業省	関係団体と一般財団法人日本規格協会(JSA)とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略および知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制での支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			「新市場創造型標準化制度」 や、自治体、産業振興機関 などの幅広い関係者と連携 して中堅・中小企業等の技 術・製品の標準化を推進す る「標準化活用支援パート ナーシップ制度」、地方創生 交付金の活用等を通じて、 地域の中堅・中小企業等の 優れた技術・製品の標準化 を支援する。(短期・中期)	経済産業省	「新市場創造型標準化制度」、「標準化活用支援パートナーシップ制度」等を通じて、地域における案件発掘・標準策定・活用支援を強化。	左記の実施状況を踏まえ、更なるパートナー機関の活用・拡充など必要な取組を実施。	

		,	·			
43		中堅・中小企業 等の海外認証取 得支援	中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援するための取組を推進する。(短期・中期)	経済産業省		措置済み
		標準化人材の育 成強化	国際標準化のための国際会議において国際幹事や議長を担える人材や、国際標準化実務の遂行能力に加え、交渉力とマネジメント力を備えた人材を育成するための若手人材の研修を引き続き実施する。(短期・中期)	経済産業省	国際標準化機関(ISO/IEC)で国際幹事や議長等を担う専門人材を育成するため、若手を中心とする人材を対象とした「ISO/IEC国際標準化人材育成講座」(通称ヤンプロ)を引き続き実施。	
44			2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3ののアクションプラン」等に基常では、標準化・大大でで、標準化を支えるなが、で、標準化・大大なで、表針では、大大なで、表針でで、大大なで、大大なで、大大なで、大大なで、大大なで、大大なで、大大なで、大	経済産業省	2017年1月に策定した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すとともに、標準化教育のモデルカリキュラム及びファカルティ・ディベロップメント教材を活用し、全国の大学等における標準化講義のさらなる拡充を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			一般財団法人日本規格協会 (JSA)と連携して、2017年6 月に創設された標準に関す る資格制度「標準化人材登 録制度」の普及を推進する。 (短期・中期)	経済産業省	一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、「標準化人材登録制度」の普及を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			弁理士の業務に標準関連業務を追加する弁理士法の整備を受け、研修等の必要な環境整備を行う。(短期・中期)	経済産業省	弁理士法改正を踏まえ、日本弁理士会において、標準関連業務についての研修カリキュラムの検討等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

		膨大な数のIoT機器を迅速 かの共通基盤のでは接続する技術証 等を推進するとと工場内の データ等を共関するともに、大のの デート工実証を2020年する代表 マート工実証を2020年する代表 で実施命時で実施命時で実施ので業 第4次産業革のになる が展業を見まれている。 が、大田のののでは、シートエットなどのでは、 で、大田のののでは、 で、大田のののでは、 で、大田のののでは、 で、大田のののでは、 で、大田のののでは、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	総務省	多様なIoTサービスを創出するため、膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤技術の開発を行うとともに、産学官連携による推進体制の下、先進的な社会実証を実施し、国際標準化に向けた取組を強化。	
			経済産業省	大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化等、IoTの進展等に必要な技術の確立とその活用を推進するとともに、スマート工場に関する先進システムの実証を進める。また、自動走行システム、ロボットについては、ISOでの国際標準規格成立に向けた活動を実施するなど、第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス、スマート工場、自動走行システム、ロボット等の分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進。	引き続き、左記の取組を実施。
45	第4次産業革命時代を見据えた。 らTサービス等に 関する国際標準 化戦略の推進	I 情報通信分野における最新 - の動向を踏まえた戦略的な	総務省	情報通信分野における最新の動向を踏まえた 戦略的な国際標準化を行うための体制整備、 定期的な標準化会合への継続的な対応や海 外のIoT関係団体との連携、若手国際標準化 人材の育成等を実施するとともに、ICT分野の 研究開発と国際標準化を一体的に推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		ワイヤレス工場の普及・展開に向けて、工場等の狭空間における無線通信を最適化する技術等の研究開発や国際標準化を推進するとともに、ドイツをはじめとする海外の研究機関等との国際連携、情報発信と仲間作り、人材育成等の取組を一体的に推進する。(短期・中期)	総務省	ワイヤレス工場の普及・展開に向けて、工場等の狭空間における無線通信を最適化する技術等の研究開発や国際標準化を推進するとともに、ドイツをはじめとする海外の研究機関等との国際連携、情報発信と仲間作り、人材育成等の取組を一体的に推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

46	伝統医療の国際 標準化における 取組	我が国の伝統医療の国際的な活用を見据え、伝統医療の国際標準化について、国際会議等において各国の取組を把握しつつ、標準作成等の研究を行うなど必要な対応策を講ずる。(短期・中期)	厚生労働省	伝統医療の国際標準化の各国の取組を国際会議において把握しつつ、標準作成等の研究を行うなど必要な対応策を講ずるとともに、必要な取組について検討。	引き続き、左記の取組を実施。
47	総合知財戦略構 築支援可能な人 材育成	ビジネスモデル検討段階から訴訟がでなどの権利た上で、知的財産に関する法律的な知識や無外情報携したのな知識や事業した、知財見をり、いて、特を書がいい、特を考えらい、いて、特を考えらい、いて、特を考えらい、いて、特を考えらい、いちによい、いて、特を考えらい、いちに、総合の的な知財できる人とにおいて、特をできる人を、総会の方で、総策を引き続き強化・実施する。(短期)	経済産業省	事例を用いた実践的な研修プログラムを活用し、中小・ベンチャー企業において、総合的な知財マネジメント戦略の構築を支援できる人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
48	グローバルな知 財人材育成	世界を舞台に活躍できる知 財マネジメント人材の育成の ため、企業の経営幹部・幹部 候補、経営企画部門や事業 部門の管理職等向けに開発 した教材類の民間セクター への普及・活用を図る。(短 期・中期)	経済産業省	措置済み	
49	高度外国人材の 呼び込み推進	2017年4月に見直された高度人材ポイント制を活用し、 我が国の経済成長への貢献が期待される高度な技術・知識を持った外国人材の我が国への呼び込みを引き続き推進する。(短期・中期)	法務省	高度人材ポイント制を活用し、我が国の経済成長への貢献が期待される高度な技術・知識を持った外国人材の我が国への呼び込みを引き続き推進。	引き続き、左記の取組を実施。

Ę	50	秘密情報の(ハンドブック等 充実・普及		経済産業省	情報のデジタル化に対応した「営業秘密管理指針」及び「秘密情報保護のハンドブック」の改訂を行う。 秘密情報の保護に関する対策などを企業等へ周知するため、「秘密情報の保護の保護に関する対策などを企業等へ周知するため、「秘密情報の保護ハンドブック」及びそれを活用いただけるようにまとめたパンフレット「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」の普及・啓発を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
Ę	51		大学が学生と雇用契約を締結する等によって企業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に管理することを明記した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発を実施する。(短期・中期)	经文本类小	措置済み		
ξ	52	営業秘密管理 ワンストップラの拡充	営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、eラーニングコンテンツの提供など、中小企業を念頭に置いた普及・啓発を実施する。(短期・中期)	経済産業省	企業における総合的知財戦略の取組を支援するため、全国各地でのセミナーを開催するとともに、ポータルサイトにおける情報をより充実。	引き続き、企業における総合的知財戦略の取組に対する支援を着実に実施。	

53		営業秘密情報に 係るタイムスタン プ情報の保管 サービスの普及	営業秘密流出事件等における営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証を円滑にするための手段として、企業等において秘匿管理される技術ノウハウなどの電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するサービス(2016年度末開始)について、産業界等への普及・啓発を実施する。(短期・中期)	経済産業省	サービスの利用促進を図りつつ、サービスの運 用を着実に実施。	引き続き、左記の取組を実施。
54		官民連携の促進	官民の実務者間において、 営業秘密の漏えいに関する 最新手口やその対応策に関 する情報交換を緊密に行う 場として、「営業秘密官民 フォーラム」を開催するととも に、普及・啓発のため、情報 提供を行う。(短期・中期)	経済産業省	本年も官民フォーラムを開催するとともに、漏えい対策等について定期的な情報共有を行うために引き続き官民フォーラムメールマガジン「営業秘密のツボ」を配信し、普及・啓発のため、情報共有を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
		捜査当局等との 連携	「営業秘密官民フォーラム」の開催等を通じ、経済産業省、警察庁・都道府県警察、公安調査庁、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等の連携の強化を進め、産業界に対する意識啓発を実施する。また、都道府県警察において指定された営業秘密保護対策官等と連携し講演を行うなど、普及啓発活動を実施する。(短期・中期)	経済産業省	本年も関係府省等と連携して「官民フォーラム」 を開催し、意識啓発を図るとともに、引き続き、	
55				警察庁	都道府県警察において指定された営業秘密保護対策官等と連携し全国でセミナーを行うなど、現場の事業所レベルでの技術窃取に対する抑止力を向上。	
				法務省	また、INPITの相談窓口における警察庁へのつなぎ機能を引き続き強化。	

項目	2018本文 掲載施策				短	期	中	期	
番号	掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
		II. 知財の潜在	E力を活用した地方創生	とイノベーション	進進				
	1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化								
56		農林水産省の知 財戦略2020の推 進	農林水産分野における知財 戦略を推進するため、「農林 水産省知的財産戦略2020」 (2015年5月)に基づき、知 財戦略を着実かつ強力に実 施するとともに、定期的な検 証を行い、必要に応じて戦略 及び施策の見直しを行う。 (短期・中期)	農林水産省	戦略の実施状況について、取りまとめ・検証を 実施。	引き続き、左記の取組を実施。			
			農林水産物・食品等の地理 的表示(GI)保護制度の活用 促進のため、引き続きGI の 登録申請に係る相談を受け 付ける窓口を整備するほ か、GI制度の普及・啓発及 び日本のGIの知名度向上に 取り組む。(短期・中期)	農林水産省	前年度に引き続き、登録支援窓口を通じたアドバイス等の支援を行うほか、国内外の関係者に対し、GI産品に関する情報発信を行うなど、制度の普及・啓発を進める。本省及び地方農政局等においてはGI法に基づいて登録生産者団体等における品質管理と疑義情報等に基づく不正表示等の監視を実施する。	各都道府県1産品以上の登録を目指し、左記の き実施。	実施状況を踏まえ、』	必要な取組を引き続	
57		品等の地理的表示(GI)の活用促進	BEU経済連携協定(EPA)に対応し、より高いレベルで地理的表示の保護を図るため、広告・インターネット販売等のサービス分野も地理的表示の保護対象とし、現行法では無期限に認められている先使用期間を制限すること等を内容とする特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の改正を行う。(短期・中期)	農林水産省		重点事項 工程表11に記載			

58		農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の海外での保護	海外における我が国のGI保護を進めるため、外国へのGI登録申請の支援、我が国の登録GI産品の名称等が不正に使用された場合等の会別で表示の支援を行う。 出展への支援を行う。 出た、日本のGI産品等の保護のため、海外における模倣品の調査、商標登録等の状況を調査し、都道府県で、海外における知り、海外における知り、大沢を機関と共有すること侵害対策の強化を図る。(短期・中期)	農林水産省	新たに、外国へのGI登録申請の支援や、我が国のGI産品の名称等が不正に使用された場合等の侵害対策に必要な経費等を支援するほか、我が国のGI産品を海外に周知するため、諸外国との協力の下、展示会等への出展支援を行う。また、都道府県、JETRO及びGI登録生産者団体等で構成される農林水産知的財産保護コンソーシアムを運営し、海外における日本のGI等に関する模倣品や商標登録状況、現地市場調査を実施し、侵害等が疑われる事案についての情報提供・相談対応を引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				農林水産省	前年度に作成した、優れた農業技術やノウハウ等の知的財産としての価値や重要性を普及 を発するためのパンフレットについて、地方農 政局、知財総合支援窓口等を通じ農業者や農 業関係機関等に広く周知することで、農業関係 者全体の知財意識の向上に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
59	実	相談体制の充 実、農業者等の 知財意識の向上		経済産業省	農林水産分野における知的財産の保護・活用を促進するため、特許庁が各都道府県に設置している知財総合支援窓口において、農林水産分野の知的財産である地理的表示(GI)保護制度や品種登録制度の相談も一括で受け付け、「地理的表示(GI)保護制度」及び「地域団体商標制度」の両制度を活用したブランド支援等の相談についても引き続き対応する。また、地域ブランドの一層の推進を図るため、知財総合支援窓口の担当者等を対象とした農林水産分野の知的財産に関する研修等を実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
60	0	育成者権の効力 拡大に向けた制 度の見直し	種苗法における侵害の立証の適正化、権利範囲の明確化、品種登録情報へのアクセスの在り方などについての検討をさらに進めるとともに、職務育成品種の帰属、異議申立などの在り方についても検討を行う。(短期・中期)	農林水産省		重点事項 工程表別に記載

	61 O ^和	種苗法と商標法	種苗法に基づき品種登録出 願された品種の名称が、第 三者により悪意で商標出願	農林水産省		重点事項 工程表12に記載		
			の関係整理	される問題について、対応策 を検討する。(短期・中期)	経済産業省			
•	62 🔾	植物新品種の海 外流出防止	海外において品種保護が可能となるよう、「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、東アジア諸国の植物新品種保護に関する国際条約(UPOV条約)に即はた、種保護に係る図の強化、審係の強化を図る今後の10年、審を定し、UPOV事務局国々のを策定し、UPOV事務局国々の植物品種制度に関するのも支援する。(短期・中期)	農林水産省	「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、今後の10年戦略を策定し、UPOV事務局等と連携しつつ、東アジア諸国の植物品種制度に関する制度及び実施体制の整備を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、海外への品種登録出願への支援や、重要な品種についての国内での品種保護の在り方について、制度的な手当も含め検討する。(短期・中期)	農林水産省		重点事項 工程表10に記載	
1	63		品種登録審査結 果の海外提供の 無償化	我が国の植物品種の海外における品種登録を促進するため、我が国における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する体制を整備する。(短期・中期)	農林水産省	前年度に引き続き、本取組に関心を持つ国に無償提供供給体制の確立に向けた働きかけを拡大。	先の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

64		書対な実を持めいう食にのる作査子化	所成者権侵害に対応するたり、品種識別サービスにおいて侵害時に対処できるよい、国立研究開発法人農業・設品産業、カーネーション等の登録品種のDNA分析によい遺伝子型データベースの手成を行うとともに、DNA検査分析機関において、遺伝子型による識別法の高度と・効率化のための基盤技術の充実を図る。(短期・中期)	農林水産省	2017年度までに保存された、カーネーションの登録品種(保存品種)について、DNA抽出及び遺伝子型の解析を進め、2017年度に引き続き、遺伝子型データベースを作成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
65	育成者相拡大	権をおの自約関禁えに効	所成者権者の正当な利益を を にはすることで、新品種開発 にはするため、種苗法権 の力が及ばない農業者の 国家増殖について、UPOV条 的(植物の新品種の保護に 関する国際条約)ではた 関する国際条約)でとと は、農業生産現場への影響 に、農業生産現局の に配慮しつが及ぶ植物囲の拡大 に図る。(短期・中期)	農林水産省	農業者の自家増殖に関する検討会において決定した「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」に従い、育成者権の効力が及ぶ植物候補を選定し、2017年3月に209種類、2018年3月に67種類を追加する等、植物範囲の更なる拡大を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
66	海外には種の適は	おけな保る品護研し保の範ネ品(の範ネ品(の)	展外において品種保護が可物ととなるよう、「東アジア植下東アジア植下見入」の下見として後週で発生を対象を直接で発生を対象を直接を発生を力に、意識を発生を力にある。 一般で発生を力にある。 一般で発生を力にある。 一般で発生を力にある。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	農林水産省		62に記載

67		日本産酒類のブランド価値向上	日本産酒類のブランド価値向上のため、引き続き酒類の地理的表示(GI)保護制度の周知を徹底し、制度の活用促進を図る。また、酒携して海外へ発信するなど認知度向上を図るとともに、酒類のGI制度を導入している国との間で、適切な保護のることにより、輸出促進に向けた枠組み作りを進めることにより、輸出促進に向けた環境整備を実施する。(短期・中期)	財務省	酒類製造業者へのGI制度の周知及びGIの指定を希望する産地に対して適切な支援を実施。 国内外の消費者に向けた酒類のGIの認知度向上のための取組を実施。 海外において日本産酒類のGIが保護されるよう国際交渉等を通じた各国への働き掛けを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
68		日本食・食文化 の海外発信	日本食・食文化の魅力発信による日本産農林水産物の輸出促進を加速するため、海外における日本食・食るとともに、日本産食材を積かしたの連携等を推進する。具体的には、多様なコに事業を推進する。具体的には、を数力発を入るといるでは、を対発を入るでは、たち、大きな人材を、方は、たり、大力を大力を大力をである。といるでは、あり、大力をは、大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大	農林水産省	国産農林水産物・食品の輸出を促進するため、トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を実施。	
69	0	JAS規格の戦略 的な制定・活用と 国際化の推進	アジア諸国におけるJAS認証の取得・活用の促進、新たなJASマークの創設、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの各国の認定機関との相互承認協定締結等を通じて、JAS規格・認証の認知度・影響力向上を図るとともに、国際規格の制定を目指す。(短期、中期)	農林水産省		重点事項 工程表17に記載

70	農業生産分野に おける国際標準 化戦略の推進	GAP 認証の取得拡大を図る。また、日本発のGAP認証(ASIAGAP)について、国際規格化(GFSI承認)に向けた関係者への働きかけ等を官民が連携して推進する。(短期・中期)	農林水産省	日本発GAP 認証(ASIAGAP)の仕組みについて、早期にGFSI承認を取得できるよう、官民一体となって働きかけ。 また、日本発GAP 認証の仕組みがアジアのデファクトスタンダードになるよう、先駆けてアジアヘアピール。	日本発GAP 認証の仕組みがアジアのデファクトスタンダードになるよう、引き続き官民連携してASIAGAPのアジアでの認知度向上を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
71	食品安全管理に おける国際標準 化戦略の推進	HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point (危害要因分析・重要管理点))を食品衛生規制に組み入れ、円満に実施していくため HACCPに関する研修の変変接を行うとともに、日本発の国際的に通するHACCPをベースとする規格での国際で一スと対格を記画に対して、関する場合と、取制を出いて、官民が連携して推進のいて、官民が連携して推進する。また、食品は、定品は、定品は、定品は、定品は、定品は、定品は、定品は、定品は、定品は、定	農林水産省	HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応するため、人材の養成研修や手引書作成の支援を実施。 日本発の食品安全管理規格について、認証の範囲の拡大を検討し、国際的に通用するものとしていくための支援を実施。また、食品安全管理の知識を有する人材、国際的な標準の議論に参画できる人材を育成するため、大学において実施する食品安全の標準カリキュラムを産学官が連携し検討。	HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応するための取組を引き続き実施。 日本発の食品安全管理規格の運営主体が国際的な食品安全管理の議論に参画するための支援を実施。 また、2018年度に検討する食品安全の標準カリキュラムについて、普及させるとともに、その実効性の検証を行う。	引き続き、左記の取組を実施。
72	水産分野における国際標準化の 推進	小規模で多様な漁業が多種 多様な魚種を利用している 我が国水産業の実態等に対 応し、コスト面等で取り組み やすい規格や認証の仕組み の構築と、その国際規格化 に向けた取組等について官 民が連携して推進し、輸出 環境の整備等を図る。(短 期・中期)	農林水産省	運営主体を中心に、我が国水産業の実態等に対応し、コスト面等で取り組みやすい我が国発の水産エコラベルの規格・認証の仕組みの構築を進めるとともに、認証を取得する事業者を増やし、イベント等の様々な機会において事業者及び消費者等への普及を図る。また、この規格・認証の仕組みの国際標準化に向けた取組について、官民連携で推進。	引き続き、左記の取組を実施。	

	0		スマート農業外技術では、ICTや取組を推進、共に現に等を必必連携・共に現に等を必必連携・共に現になる。「農業である。」である。「農業である。」である。「農業である。」である。」である。」では、タのようで、大学では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	農林水産省	
73		スマート農業の実		内閣官房	重点事項 工程表14に記載
70				総務省	
				経済産業省	
			農業分野における様々な データが共有・活用できる 「農業データ連携基盤」の立 ち上げを目指す。また、異な	農林水産省	
				内閣官房	
74		農業情報データ 活用の推進	るITシステム間でデータを共 有・比較するなど農業情報 の相互運用性・可搬性を確	内閣府	73に記載
			保するため、「標準化ガイドライン」を活用するとともに、 データ等の接続性及び互換	総務省	
			ナータ等の接続性及び互換(性を検証する。(短期・中期)	経済産業省	

75		優れた農業技術やノウハウ 等の知的財産としての価値 や重要性を農業者や農業関 係者に広く普及啓発する方 策を検討するとともに、知的 財産として保護・管理の手法 を分かりやすく説明したガイ ドライン等の作成に取り組 む。(短期・中期)	農林水産省	591⊂記載		
76	「知」の集積と活 用の場における 知財戦略の強化	農林水産分野の新たな産学連携研究を推進するための仕組みである「知」の集積と活用の場において、農林水産分野の新たなイノベーション創出や既存ビジネスの問題解決に向けて、適切な知財マネジメントを実施する。(短期・中期)	農林水産省	「知」の集積と活用の場において、参加者間で秘密保持契約を交わすこと等により適切な情報管理を徹底し、研究開発の開始前に必要な知的財産の権利調整の方針を明確にしつつ研究開発に取り組む等、参加者が事前に知的財産に関する情報の取扱いを十分に理解した上で、新たなビジネスモデルが効果的に創出されるように活動を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
77	農林水産関係国 立研究開発法人 における知財戦 略の強化	農林水産分野の研究開発の中核的な役割を担う国立研究開発法人の研究成果を効果的・効率的に事業化・商品化に結び付けるため、農業・食品産業技術総合研究機構などの農林水産関係国立材育成も含めた知財マネジメントの強化を図る。(短期・中期)	農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構等の国立研究開発法人において、知財マネジメント体制の充実を図るため、知財マネジメントについて理解し活用できる実践人材の育成等を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	
78	農林水産分野と 異分野との連携 協調における知 財マネジメント	農林水産分野における地域 活性化及び産業競争力強化 を技術面から支援するため、 事業化・商品化を意識した知 財マネジメントの下、農林水 産分野においてAI、IoTやロ ボット技術などの最新技術を 活用して異分野との連携協 調による研究開発を推進す る。(短期・中期)	農林水産省	事業化・商品化を意識した知財マネジメントに取り組みつつ、AI、IoTやロボット技術を組み合わせた新たな省力的な生産技術等、異分野との連携協調による研究開発を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	

79	農林水産分野に おける遺伝資源	強みのある品種の育成に必要な素材である多様な遺伝資源の二国間共同研究シウへの導入、遺伝情報の解明及び効率的な育種技術の開発・普及を、適切な知財マネジメントの下で推進することにより、地域のニーズに即した新保護・活用を加速する。(短期・中期)	農林水産省	適切な知財マネジメントの下で、二国間共同研究等を通じた我が国ジーンバンクへの多様な遺伝資源の導入、遺伝情報の解明及び育種技術の開発・普及を実施しつつ、地域のニーズに即した新品種の開発と知財化を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
80	官民連携による 新品種開発の活 性化	官民の総力を挙げた種子・種苗の開発供給体制の構築により我が国農業の競争力強化を図るため、適切な知財マネジメントの下で、公的機関が有する種子・種苗の生産に関する知見の提供を推進する。 あわせて、農林水産業・食品産業に関する適切な知財マネジメントの実施を支援する。(短期・中期)	農林水産省	ゲノム情報や形質評価データ等のビッグデータの整備、ゲノミックセレクションやゲノム編集技術の開発・高度化等を行うなど、民間事業者等の種苗開発を支える育種基盤の技術開発に着手しつつ、適切な知財マネジメントの下で育種素材や遺伝情報、高品質な種子を生産するための栽培技術等の知見を必要に応じて提供すること等により、官民連携による新品種開発を促進。また、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む試験研究機関等における適切な知財マネジメントの実施や、知財マネジメント能力の向上に資するため、知財マネジメントに関する優良事例調査、知財マネジメントに関する優良事例調査、知財マネジメントに関する優良事例調査、知財マネジメントに関するでニュアル(ガイドライン)の作成、試験研究機関等への助言・指導の実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

項目	2018本文			担当府省	短	互期	中	期	
番号	掲載施策	項目名	施策内容		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
		2. 地方•中小	企業による知財活用と産	Ē学•産産連携 <i>σ</i>)推進				
		地方創生の実現	知財活動を通じて地域・中小企業のイノベーションを推進するため、「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日公表)に基づき、知財の取得、活用から保護やかな支援を行う。(短期・中期)	経済産業省	「地域知財活性化行動計画」に基づき2017年度に設定した「各都道府県の特色を踏まえた2019年度までの目標」に向けて、地域、中小企業支援に着実に取り組むほか、半期に1回取組の進捗状況を取りまとめ、PDCAサイクルを確立する。また、中小企業向けのニーズ等の調査を実施。また、「地域知財活性化行動計画」に基づき、以下のようなきめ細やかな支援を行う。・知財総合支援窓口(47都道ともに、引き続き介理士・弁護窓口(47都道ともに、引き続き介理士・弁護工等専門家の活用、直接訪問により相談体制の強化を図る。・制度の普及啓発・知財の活用促進等のための各種事業や、審査官の出張面接審査を行「巡回特許庁」の取組を引き続き実施する。・よろず支援拠点に知的財産に関連する相談があった際には、知財総合支援窓口につなぐことを引き続き促す。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・	・導入しつつ、継続的に実施。		
81		に向けた地域中小企業の知財活動支援の着実な実施	地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、テレビ面接や2017年7月に開設したINPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)の利用も含め地域の中小企業等との出張面接を充実させる。(短期・中期)	経済産業省	巡回特許庁等を通じ、出張面接・テレビ面接・ 巡回審判の周知を図り、その機会を充実させ る。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き	引き続き実施。		
		意欲的な地域に対し、中小 企業支援関係者による先導 的・先進的な知財支援の取 組の実施を支援する。(短 期・中期) 経済産業省 とはの中小企業等の知財活用を促進するた め、中小企業支援関係者等による先導的取組 を記実施状況を踏まえ、必要な取組を記したのでは、必要な取組を記したのでは、必要な取組を記した。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き	実施。					
			知的財産総合支援窓口において、農林水産業に係る知的財産の相談についての連携を引き続き推進するとともに「巡回特許庁」においても「地理的表示保護制度」及び「地域団体商標制度」について協同で制度説明を行う。(短期・中期)	経済産業省	知的財産総合支援窓口において、農林水産業に係る知的財産の相談についての連携を引き続き推進するとともに「巡回特許庁」においても「地理的表示保護制度」及び「地域団体商標制度」について協同で制度説明を行う。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き	実施。		

82	0	知的財産の権利化・活用に向けた支援	中小企業による知財活用を 促進するため、平成30年度 特許法等改正によって導入 される中小企業の特許料等 の一律半減について広く周 知するととともに、減免申請 手続きの簡素化についても 検討する。(短期、中期)	経済産業省	重点事項 工程表5に記載
			金融機関による知財の活用 も含めた事業性評価融資や 本業支援等の取組を促すた め、金融仲介機能のベンチ マーク等の指標を活用し、必 要に応じ、知財の活用状況 等も考慮しながら、金融機関 との対話を行う。(短期・中 期)	金融庁	重点事項 工程表7に記載
			地域金融機関および支援機関が地域企業への事業性評価に基づく融資や地域企業の本業支援等を行うことを促すため、「ローカルベンチマーク」の普及・促進に取り組むとともに、知財の価値評価タスクフォースの検討結果を、ローカルベンチマークへ反映することを検討する。(短期・中期)	経済産業省	地域金融機関および支援機関が地域企業への 事業性評価に基づく融資や地域企業の本業支 援等を行うことを促すため、引き続き、財務情 報及び知的財産権の活用状況等を含む非財 務情報により企業の経営力を評価するツール である「ローカルベンチマーク」の普及拡大に向 けた取組を行う。
83	0	金融機関における知的財産を活用した中小企業支援の推進	中小企業の知的財産を含む 無形資産の「見える化」を促進するため、知財のビジネス 価値評価検討タスクフォース の検討結果を、紹介等しつつ、企業における知的資産 経営報告書の自主的な作成 を促すとともに、その効果的 な活用に向け、金融機すや 中小企業支援者に対しる普 及・啓発活動を行う。(短期・ 中期)	経済産業省	企業における知的資産経営報告書の自主的な 作成及びその効果的な活用に向けた普及・啓 発活動を行う。 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

		金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見も踏まえつつ使いやすくするなど、	経済産業省				
		その作成すくするなど、 その作成支援を強化するとともに、中小企業知財金融 支援策の一層の充実に向けて、今後の在り方について検 討を行う。また、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方が普及されるよう促し、それらの状況に基づいて経営デザインシートの見直し等の必要な検討を行う。(短期・中期)	金融庁	重点事項 工程表8に記載			
			内閣府				
84	知財活用に向けた人材支援	中小企業等における知財意 識の向上を図るために、経 営戦略における知財マネジ メントに関するセミナーの開 催等を通じて経営者層を含 む関係者に対する普及啓発 を行う。(短期・中期)	経済産業省	知的財産権制度説明会等の開催による中小企業等の知財意識の向上を図るとともに、商工会議所をはじめとした関係機関へのセミナー講師派遣を拡充することにより、中小企業への知財支援体制の構築をより一層強化。			

		知的財産の普及活動	知的財産に馴染みのない地域中小企業に関する人間では、 を収すして知的をでは、 で知りを活用に関するでは、 を収り、知りを活用し、総のでは、 をでは、 によるでは、 でのは、	経済産業省	地域の中小企業に対し知財総合支援窓口を通じ、知財を活用した成功事例等の周知を行うほか、巡回特許庁においても知財を活用した成功事例等を紹介するプログラムを組み込む等着実な普及啓発活動を実施。また、地方公共団体等の中小企業支援関係者に対して、セミナー等を通じ、知財制度や関連する支援施策の普及・啓発を全国的に実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
85	85		地域中小企業及びその支援 者の知財意識を高めること により知的財産への適切な 取組を促すため、知的財産 管理技能士資格の取得を奨 励する。(短期・中期)	経済産業省	前年度までの実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			中小企業からのビジネス相談に潜在する知的財産に関するニーズを更に発掘していくため、よろず支援拠点の周知活動を強化するとともに、知財相談に対応できる人材を追加配置する。(短期・中期)	経済産業省		措置済み	
86		下請取引におけ る知財の取扱い の適正化の推進		公正取引委員会	「下請代金支払遅延等防止法」の内容に関する 周知を行うとともに、知的財産権に関連する下 請法違反行為があれば厳正に対処。		
00			の適正化の推進 点	した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。(短期・中期)	経済産業省	下請ガイドラインや事例集の周知を徹底して行い、浸透を図る。知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

87	先導的・ 地域の9 の促進		地域における知財支援力の 向上を図る活動を全国へ展 開すべく、意欲的な地域の 中小企業支援関係者による 先導的な知財支援活動に対 する支援を強化する。(短 期・中期)	経済産業省	地域における知財支援力の向上を図る活動を 全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業 支援関係者による先導的な知財支援活動に対 する支援を強化する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
88	地域中/知財活動強化		中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館(IN PIT)を活用し、包括T分析を財務がもとする知財競争力分析等による事業展開力上に関する支援を引き続き実施する。(短期・中期)	経済産業省	INPITを活用し、企業の事業投資や製品開発活動における客観的かつ効果的な意思決定のための判断材料を提供することで、知財情報等を用いた経営環境の把握、競争力優位性を形成する中堅・中小・ベンチャー企業自らが保有する技術の強み等の調査・分析を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
89	デザイン を活用し 化支援(た事業	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値 化及び新市場の開拓を支援 するために、デザイン・ブランドをさらに活用し、付加価値 の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓 や地域ブランドの創出等、事 業化に向けた支援を一層強 化する。(短期・中期)	経済産業省	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化や新市場開拓を支援するため、地域の特性に応じ、デザイン・ブランドを活用したセミナーや伴走型支援等の事業を実施するとともに、地域団体商標の海外展開支援を実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

90		戦略的な知財活 用を支援できる 弁理士の育成	弁理士が「知的財産に関すを専門家」として、知的財産に関す産とビジネスの両方の視点一大の視点一大の視点一大のでで、大力のでは、一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一	経済産業省	日本弁理士会において、弁理士の継続研修の 一つとして、オープン&クローズ戦略等に関す る研修を実施する。また、コンサルティング業務 の質の向上等を図るため、適切な報酬体系の 在り方について検討。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。
91		国際化に対応で きる弁理士育成 の強化	我が国の知財法制の海外発信、海外知財情報の取得等 を視野に入れ、国際化に対 応できる弁理士の育成を強 化・促進する。(短期)	経済産業省	弁理士の継続研修の一つとして、外国の弁理 士と連携する等により、海外の知財制度・実務 に関する研修を実施し、弁理士に対する受講を 促進する。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。

						T		
				戦略的な海外展開を行う中 小企業の外国出願を支援す る(短期・中期)	経済産業省	・戦略的な海外展開を行う中小企業の外国出願費用の1/2を助成。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				中小企業に対し、模倣品対策費用、海外で知財係争に巻き込まれた際の訴訟等の係争費用、異議申立や取消審判請求等、冒認商標の無効・取消係争に要する費用を助成する(短期・中期)	経済産業省	・中小企業に対し、模倣品対策費用、海外で知財係争に巻き込まれた際の訴訟等の係争費用、異議申立や取消審判請求等、冒認商標の無効・取消係争に要する費用の2/3を助成。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
92	92		海外展開に向け		中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、その自立化について引き続き取り組む。(短期)【再掲】	経済産業省	中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、セミナーの開催等を通じて制度周知を行い、その自立化について引き続き取り組む。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した海外でのビジネス展開を支援するため、ブランド戦略策定や、展示会や商談会などのマッチング等の事業化に要する費用を助成する。(短期・中期)	経済産業省	中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、ジェトロを通じて以下の取組を行う。 ①優れた知財を保有する我が国企業等のライセンスビジネス等のパートナー候補を、調査によってリストアップし、②及び③の商談機会で活用。②専門家による国内でのセミナー・研修や、海外での複数回にわたる個別面談などるどうスモデル構築やブランド戦略策定を支援し、イベント等商談機会を提供。 ③国内外での展示会出展、商談会参加等を提供等の支援を実施。 ④技術流出の予防を目的として、知財専門家による助言等を実施。 ④技術流出の予防を目的として、知財専門家による助言等を実施。 ⑤有望な知財を保有する我が国の中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の魅力を技術流出に配慮しながら海外に多言語で発信。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施	

93	3	専門家の海外派遣	海外において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備や特に中小企業等が知的財産を武器に海外展開する際の有用な情報提供のため、弁理士及び法曹有資格者を海外に派遣し、必要に応じて「新輸出大路で活出の枠組の大田本質関係、現地大便館販機と連ボ(JETRO)などはり、在外により、などはり、在外に強ける支援体制や取組の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	ジェトロの海外事務所において当該国の情報 提供を継続的に実施。 弁理士をJETROの海外事務所へ派遣し、現地 の知財情報の収集や日系企業への知財の支 援等の実施を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				外務省	経産省、JETRO等による取組を踏まえ、これと通	重携しつつ、在外公館の取組を強化する。	引き続き左記の取組を実施。
94		新のための知財 活用基盤整備	地域の中小企業が、中核企業や大学・公設試等と連携した研究開発を行う場合に、中核企業と長期的なパートナー関係を築くため、技術流出を防止できる開発環境を構築する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業の技術流出防止に配慮した開発環境 構築を支援。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組	を実施。
		地域における知的財産戦略の推進	各都道府県・政令指定都市 における知財戦略の策定・ 改訂状況を調査し、必要に 応じて支援を行う。(短期・中 期)	内閣府		措置済み	
95	5		的財産戦略の推性化・レベルアップを促すた め、全国9地域に配置されている地域知財戦略本部を活用して、地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携を押し進めるとともに、各地方自治体の取組の共有等	経済産業省	全国9地域に配置されている地域知財戦略本 部を活用して地方自治体を中心とする地域の 関係機関との連携を引き続き行うとともに、各		
				内閣府	地方自治体の優れた取組事例を共有し横展開を図るなど、各県の知財活動の活性化・レベルアップを促進する。		

			「組織」対「組織」の大型の産 学官共同研究を推進し、地 方大学や中小企業も含めた 我が国全体でのイノベーション創出へとつなげていくた め、産学官において「産学官 連携による共同研究強化の ためのガイドライン」(平成28 年11月30日)の実効性確保 の取組を行うことにより、産 で連携活動の強化を図 る。(短期・中期)	経済産業省 文部科学省	「組織」対「組織」の大型の産学官共同研究を推進し、我が国全体でのイノベーション創出へとつなげていくため、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実効性確保のための取組として、「産学官共同研究におけるマッチング促進のための大学ファクトブック」を発行し、周知を行う。 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえた「産学官共同研究におけるマッチング促進のための大学ファクトブック」の周知。	引き続き、左記の取組を実施。 左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
96		産学官連携によ る共同研究の促 進	民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなるコンソーシアム型の連携による非競争領域における大型共同研究と博士課程学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等とを一体的に推進する。これにより、「組織」対「組織」による本格的産学連携を実現し、我が国のオープンイノベーションの本格的駆動を図る。(短期・中期)	文部科学省	「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」を実施することで、大学における知的資産マネジメントを強化するとともに、非競争領域における産学共同研究及び人材育成を推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
			地方創生に資する日本型イ ノベーション・エコシステムを 形成するため、地域の技術 シーズの掘起しや域外から の優れた技術シーズの取込 みを行い、地域中核企業等 への事業計画の提案や地域 中核企業等との共同研究の 組成を行う事業プロデュース チームを地域大学に設置する。(短期・中期)	文部科学省	「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」により、地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉(コア技術等)を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、事業化計画を策定し、地域の成長に資するプロジェクトを推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
97		ベンチャー創出 支援強化	アントレプレナー教育を実施するとともに、基礎研究段階から技術シーズの用途仮説を構築し、顧客へのヒアリングを通じて用途仮説の検証を行うことにより、実用化への意識醸成を行い、起業や大学発新産業創出プログラム(START)などのイノベーション創出支援事業への移行を促進する。(短期・中期)	文部科学省	大学等にて創出された技術シーズについて、研究者や経営者候補等がチームを編成し、アントレプレナー教育の実施や徹底した顧客ヒアリングを通して、技術シーズの用途仮説の有効性等を検証。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。

		橋渡し・事業化支	地域の知財シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の知財ニーズと知財シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。(短期)	経済産業省	「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」により、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の知財ニーズと知財シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施。	左記の取組により得られた知見を周知。	
98			大学における事業化と進生を を選挙を促進期を を選挙を促進期を を選挙を を選挙を を選挙を 大学にがするを ででは、 大学にがいるでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	経済産業省	大学における事業化を見据えた産学連携プロジェクトに対し、産学連携知的財産アドバイザーを派遣。また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する大学・公的研究機関等に知的財産プロデューサーを派遣。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況等 を踏まえ、必要な取 組を実施。
			国立研究開発法人科学技術 振興機構(JST)のネット ワークによって集積した全国 の膨大な大学発シーズと、 地域の企業ニーズとをマッチ ングプランナーが結び付け、 共同研究から事業化までを 支援する。(短期・中期)	文部科学省	国立研究開発法人科学技術振興機構(JST) が、目利き人材(マッチングプランナー)を派遣し、地域中小企業のニーズを掘り起こして、当該ニーズ解決のために最適な技術シーズを全国の大学等から見つけ出してマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階まで支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施	o

		地域中核企業候補が新分取り促す。新来等し、その企業候補が新る限をして、その成活リスを関係を対して、大学の企業、会構中のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、		「地域中核企業創出・支援事業」により、地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース(大学、協力企業、金融機関等)とのネットワーク構築を支援する。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案/販路開拓等をハンズオン支援。 さらに、国際市場に通用する事業等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・オットワーク協議会」を活用し、グローバル・市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援。
		事業プロデューサー、産学連携知的財産アドバイザー、知的財産プロデューサーなどの橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を推進する。(短期・中	内閣府	
99	橋渡し・事業化支援人材の連携と		経済産業省 	措置済み
	育成		文部科学省	
		期)	関係府省	
100	大学等の研究成果の事業化の推	大学・公的研究機関等の研究開発の成果を事業化に結び付けるために、産業界と大学等とのマッチングイベントの開催など産学の交流を促す取組を進める。(短期・中期)	文部科学省	措置済み
100	進		経済産業省	旧旦内の

		大企業と連携する中小企業等を支援していくため、知財総合支援窓口において、中小企業等が大企業と連携する際の留意点や連携の過程で発生した懸念等の相談対応を行う。(短期・中期)	経済産業省	大企業と連携する中小企業等を支援していくため、知財総合支援窓口において、中小企業等が大企業と連携する際の留意点や連携の過程で発生した懸念等の相談対応を行う。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
101	産学連携・連携の促進		経済産業省	中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財連携により地域・中小企業の活性化を支援している大企業の取組について、各種媒体やイベント等を通じて広く周知するとともに、その取組を重点評価すべく、知財功労賞等の表彰制度を積極的に活用。	引き続き、左記の取組を実施。
		中小企業等をはじめとする 現場が抱える問題を解決し 地域活性化につなげるため、大学・高等専門学校の 技術力やネットワークを活か し、大学・高等専門学校と中 小企業等との連携を促進す る。(短期・中期)		地域イノベーション・エコシステム形成プログラム等の施策を通じて大学・高等専門学校と中小企業等との連携を促進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。

	102		研究開発プロジェクトの優れた成果を国内外で適切に権利化・維持するために、事業化を視野に入れる制度においては、研究成果である特許の権利化まで、一部直接経費から支出することも含め、大学における適切な知的財産予算の確保方策を検討する。(短期・中期)	文部科学省		措置済み
				関係府省		
		ネジメントの強化	大学全体の知財マネジメントの高度化・自律化を促進するため、知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を行う。(短期・中期)	文部科学省	知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動に対する各大学の取組強化を促進するとともに、これら取組を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を実施。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
			大学等における知的財産関係の問題を解決し大学等の研究成果を事業化に結びつけていくため、大学等の知的財産関係の相談先である「大学の知的財産関係ホットライン」の周知を行う。(短期・中期)	文部科学省		措置済み
	103	研究マネジメント	大学等において研究資金の 調達・管理や知財の管理・活 用等をマネジメントする研究 マネジメント人材を育成・確 保するために、研究マネジメ ント人材の評価及びキャリア パス等について実態を調査 し、必要な措置を講ずる。 (短期・中期)	文部科学省	「リサーチ・アドミニストレータを育成・確保するシステムの整備」事業を通じて実施した調査を踏まえ、リサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に資する質保証制度についての検討を行う。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。

104	技術移転人材育成システムの強化	マーケティングを実践し、研究開発段階から事業化投稿 までを一気通貫で行う技術 移転人材の育成等が合当性して、 先進的なTLO核が全国け指しの大学等から中核人材を移転のよび技術移を構造の 力がでする仕により、ルを含ことにより、ルを通国の大学等と出いが必要の大学等と生的なTLO 等との間に親密様の大全国の大全国の大学等との間に親密様等を表述技術移転来が、アークを構築する。(短期・中期)	文部科学省	先進的なTLOと大学との連携を強化するため、各大学においてプレマーケティングを含めた一気通貫の知財マネジメントを実践できる体制強化を支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
105	産学連携機能評価による活動改	各大学・TLOから産学連携 活動の評価指標に係るデータを原則一元的・継続的に収集・分析し、その結果についても各大学・TLOへのフィー	経済産業省		措置済み
100	善の促進	ドバックを行うとともに、研究成果を事業化に結び付けるための指標作りについて検討する。(短期・中期)	文部科学省		措置済み
106	る適切な戦略策	大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを把握さつつ、内部評価力に基づき適切な戦略を策定して実行するために、戦略客観がく大がるために、集やと基にかかつ定性的な情援活動に係る化ので連携活動に係る化のになっるとともに、大学のおける適切な管理指標やでするとともに、大学の設にである近な管理指機能を強化する。(短期・中期)	経済産業省		措置済み

107	活用視点による 柔軟な共同研究 成果取扱いの実 現	による共同研究契約の実現 を促進するとともに、経営レ ベルでの産と学の対話を通 じて産学双方のパートナー	文部科学省	大学と企業間での共同研究契約の円滑な締結 に資するさくらツールの周知活動を行い、個別 状況に合わせた活用視点による柔軟な契約交 渉を促すことを通じて、産学連携を促進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
108	概念実証に向けた支援策の整備	シップを強化していく。(短期・中期) 大学の研究成果への民間企業・投資家の関心を高め事業化に結び付けるため、ギャップファンドの充実の検討も含め新たな研究アイディアの実現可能性を検証する概念実証(POC: Proof of Concept)の実施を促す支援を強化する。(短期・中期)	文部科学省	実用化の間の大きなギャップを越えるための支援策として、研究成果最適支援プログラム(A-STEP)の一部に概念実証のためのギャップファンドを新たに創設。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
109	国の研究開発プロジェクトの知財 戦略強化	トの知財ジメントに関する運用ガイド	内閣府	措置済み		
109		業省)も参考にしつつ、国の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの状況に関する情報を収集し、必要な措置を講ずる。(短期)	関係府省			

項目	2018本文			10 10 15	短	期	中期	
番号	掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		3.「国民一人	ひとりが知財人材」を目	指した知財教育・	知財人材育成の推進			
			創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、 小中高等学校において、発達の段階に応じた知的財産 に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨 の徹底を図る。(短期・中期)	文部科学省		重点事項 工程表21に記載		
110	0	の推進	先進的な理数教育を実施する高等学校等において、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則などの知識を実社会と関わりうる形にまで具現化することができる「創造性の発展」を目指して、生徒の資質・能力を持して、生徒の資質の積極的活用・事業化へとつなげる取組を併せて実施する。(短期・中期)	文部科学省	先進的な理数教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクールとして指定し、引き続き支援する中で、「創造性の発展」を目指した取組についても支援。	引き続き、左記の取組を実施。		

		知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)	文部科学省	知的財産教育に関して、全国の大学で活用できる質の高い体系的な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会を実施する大学を、教育関係共同利用拠点として認定。また、当該拠点大学の取組事例について、各種会議等で周知。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を 踏まえ、必要な取組 を実施。
111			経済産業省	2017年1月に策定した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すともに、標準化教育のモデルカリキュラム及びファカルティ・ディベロップメント教材を活用し、全国の大学等における標準化講義のさらなる拡充を支援する。	引き続き、左記の取組を実施。	
	大学等における 知財教育の推進	大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知的財産の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す。(短期・中期)	文部科学省	知財に関する知識を有する教員養成を自主的 に進めていくことができるよう、知財教育に関す る情報を大学等に周知。	引き続き、左記の取組を実施。	
		標準化を担う人材基盤の拡大に向けて、大学の文科系・理科系を問わず、標準化に係る教育の拡充を図る。(短期・中期)	経済産業省	標準化を担える人材基盤の拡大に向けて、大学においては、1回限りの標準化講座のみならず、文科系・理科系を問わず、学期を通した講座の導入を推進するなど標準化に係る教育の拡充を図る。	引き続き、左記の取組を実施。	
		知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる。(短期・中期)	文部科学省	法科大学院における知財教育について、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを通じて支援。また、経営系専門職大学院における知財教育を含めたコアカリキュラムの実証・改善結果をとりまとめた報告書を経営系専門職大学院に周知し、活用を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を 踏まえ、必要な取組 を実施。

				関係府省、関係団体、教育 現場、企業等から構成され	内閣府	構筑 ナー「イロロナ合 生粉卒性'#っト ハィ_・ト。マノ 」ゼ	
				る「知財創造教育推進コン ソーシアム」を活用し、各「地 域コンソーシアム」に対する	文部科学省	・構築した「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、①「知財創造教育」の体系化、②プログラム(題材)の収集・作成、③「地域コンソーシアム」の支援等の課題について具体的に検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	440			支援の在り方等を具体的に 検討する。(短期・中期)	関係府省		
112		ム」における具体 的支援策の検討		内閣府	 構築した「知財創造教育推進コンソーシアム」を		
				する活題も含め、教育現場に提供できる「知財創造教育」に関連する教育プログラム(題材)を幅広く集約し、広く周知する。(短期・中期)	経済産業省	活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる「知財創造教育」に関連する教育プログラム(題材)を幅広く集約し、広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
					文部科学省		
	113 O		の 知財創造教育の 普及・浸透	知財創造教育を実施するための教材の収集、小中学校における知財創造教育の実証、高等学校における知財 は創造教育の関造教育の対象ができません。	内閣府	重点事項 工程表19に記載	
				7 1 1	及・浸透 造教育の成功事例の発信等 を通じ、教育現場に知財創 造教育を浸透させるための 取組を推進する。(短期・中期)	関係府省	主流デタ 土性ないし記載

			産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する知財教育に資する教材等を開発・普及する、民間の取組を奨励し発信する。(短期・中期)	内閣府	産業財産権、営業秘密、著作権、標準化、植物新品種、GI(地理的表示)等を含めた知的教育テキスト等を作成し、教育現場への頒布・活用を促す民間の取組を奨励し発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			知財教育に資する教材等の 在り方の調査研究において 整理した、産業財産権等に 関する「教材対応表」の拡充 を検討するとともに、当該調 査研究において開発した教 材の活用を促す。(短期・中 期)	経済産業省		措置済み	
114	0	教材等の充実	教育現場の教職員が知財創造教育の必要性を理解し、自ら知財創造教育を実施できるようにするため、教職員および教職員を目指す学生向けの教材を作成する。(短期・中期)	内閣府	重点事項 工程表22に記載		
				経済産業省			
			知財に関する教材の充実の 観点から、海賊版対策を含 めた著作権教育に資する教 材等の在り方を検討した上 で、教材等の開発・普及を行 う。(短期・中期)	文部科学省	知財に関する教材の充実の観点から、海賊版 対策を含めた著作権教育に資する教材等の在 り方を検討した上で、教材等の開発・普及を実 施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			知財教育に関わる教員を支援するため、上記において開発された教材の各地域で実施される教員向け研修等での活用を促進する。(短期・中期)	文部科学省	開発された知財教育に係る教材について、教員等を対象とした研修などで周知。	引き続き、左記の取組を実施。	

	知財教育プログ	国際的な素養を身に付ける ため、英語による知財関係 科目の充実を促すとともに、 留学生の派遣・受入れを通 じた双方向の交流を推進す る。(短期・中期)	文部科学省	知財教育における英語を取り入れた授業の実施について、大学等関係者が集まる会議等で呼びかけることで各大学等の取組を促進。大学等の海外留学支援制度の充実や、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを通じ、国際的な素養を身に着けたグローバル人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
115	ラムの国際化	我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確保すべく、英語による知財教育プログラムの実行体制の整備に向けて開発した教材類の普及・活用を図る。(短期・中期)	経済産業省		措置済み
116	国民 4 0 華 5 .	知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定など、知財関連資格の取得を推奨する。(短期・中期)	関係府省	知財管理技能士の検定等を実施する機関の取 組を関係機関等において周知する等の協力を 実施。	引き続き、左記の取組を実施。
再掲	国民への普及・啓発と資格制度の活用	世界を舞台に活躍できる知 財マネジメント人材の育成の ため、企業の経営幹部・幹部 候補、経営企画部門や事業 部門の管理職等向けに開発 した教材類の民間セクター への普及・活用を図る。(短 期・中期)	経済産業省		措置済み

項目	2018本文	-T - 5	16.66.1.4	10 10 25 45	短	互期	t t	期	
番号	掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
		Ⅱ.新しい挑戦	战・創造を促す						
		1. コンテンツ(の持続的なクリエイショニ	ン・エコシステムの	確立				
	0	海外展開のため のコンテンツの制 作・発信・プロ モーション	グローバルな集客につなが る魅力的なコンテンツ製作の 担い手(クリエーター)を中心 としたエコシステムを創出す べく、クラウドファンディング 等による新たな資金調達を 活用するコンテンツ企画製作 や海外プロモーションの取組 に対して支援を実施する。 (短期・中期)						
117			グローバルな集客につながる魅力的なコンテンツ製作の担い手を中心としたエコシステムを創出すべく、海賊版に対抗する世界同時展開の取組に対して支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省		重点項目 工程表36に記載			
			中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭など国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進する。(短期・中期)	文部科学省	中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭などの国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。		

	ー般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)とも連携しつつ、日本の魅力を伝える放送コンテンツを制作し、継続的に海外に展開する取組を支援するとともに、放送コンテンツの海外展開に必要とされる人材育成や、展開先市場の調査に取り組むことで、インバウンドの拡大、クールジャパン、地方創生等に寄与する。(短期)	総務省		重点項目 工程表37に記載		
118		放送コンテンツの 継続的な発信に	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を活用し、我が国の事業者による海外での放送事業を支援するとともに、クールジャパン	総務省	JICTを活用し、海外における放送事業等に対して出資等の支援を行うことで、放送インフラと日本コンテンツのパッケージ展開を促進。	
			機構を活用し、我が国の生活文化の特色を活かした魅力ある商品又は役務の海外需要開拓を行う事業を支援することを通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進する。(短期・中期)	経済産業省	クールジャパン機構を活用し、我が国生活文化の特色を活かした魅力ある商品又は役務の海外需要開拓を行う事業へのリスクマネー供給等の支援を通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			訪日プロモーション事業において、放送コンテンツの海外展開など日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期)	国土交通省	関係府省と連携を図り、日本の放送コンテンツ の海外展開を契機とした戦略的な訪日プロ モーションを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

		ı			T	T
		海外での外国番 組の規制等の撤 廃	海外において、外国製の映画・放送番組・マンガ・アニメ等のコンテンツの輸入や国内放映に係る規制が存在することを踏まえ、こる協議・交渉・対話において、これらの規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう引き続き働き掛けを行う。(短期)	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、働きかけを実施。	引き続き左記の取組を実施。
119				総務省	二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、コンテンツの輸入や国内放映にかかる規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう必要に応じて働きかけを実施。	
				文部科学省	各種国際会議や当局間協議の場を活用し、今後の文化交流や協力の在り方に関する協議を通じて、我が国の文化芸術に対する各国の理解を増進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		市場性が低い国	在外公館や独立行政法人国際交流基金の海外拠点等が現地での文化事業等の機会を活用し、我が国の多様な魅力を発信する日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期)	外務省	在外公館及び国際交流基金の海外ネットワークを活用し、伝統文化からポップカルチャーまで広範な文化芸術分野において、公演や展示、演奏会、映画の上映会の実施等を通じて、コンテンツを含む日本の芸術作品の多様な魅力を海外に向けて発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
120	0	における日本コン商業へテンツの露出のツール・デンツの露出をメがをサイル・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー	を中心に、日本のドラマ・ア ニメ・ドキュメンタリー・映画 等を無償で提供し、対日理 解の促進、親日感の醸成、 将来的な商業的海外展開へ の地盤形成を行う。(短期・	外務省		重点項目 工程表38に記載

再掲		権利処理の円滑 化	権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。併せて、2017年度に既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するたともし、当該データーでは関係の検討を実施する。(短期・中期)	文部科学省		重点項目 工程表66に記載
	0)	権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。併せて、ブロックチェーン等技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みの構築の検討を行う。(短期・中期)	経済産業省		重点項目 工程表66に記載
			独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)、在外公館などの在外機関を活用し、現地企業、関係者の紹介や現地事情の情報提供など、引き続き相談対応を実施する。また、JETRO等が中心となっ	外務省	経済産業省、JETRO等による取組を踏まえ、これと連携しつつ、在外公館の取組強化を図る。	引き続き左記の取組を実施。
121		海外展開に関するコンサルティング機能強化及び商談機会の提供	て、海外展開を目指す中小 企業等に対し、海外見本市 出展及び海外バイヤー招へ いによる商談機会の提供を 引き続き支援する。(短期・ 中期)	経済産業省	世界各地から有力バイヤーが集まる主要な海外見本市にジャパンブースを設置・運営し、中小企業の海外展開を支援。 有力な海外バイヤーを日本に招へいし、中小企業等に国内での商談機会を提供。	市場環境の変化に合わせ、最適な見本市やバイヤーの選定を行い、継続的に取組を実施。
			J-LOP事業などこれまでの 海外展開事業等を通じて蓄 積された知見を踏まえ、海外 展開を考えている企業等へ の助言・情報提供を通じ、海 外展開を促進する。(短期・ 中期)	経済産業省		措置済み

		海外市場のニーズに合致したコンテンツ海外展開をさらに促進するため、政府支援を受けて実施する事業の展	総務省	放送コンテンツの海外展開先として有望と考えられる国・地域について、メディア状況や日本 関連商品へのニーズ等の調査を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		開国については、現地市場について情報収集・分析を行うとともに、情報提供者が	経済産業省		措置済み
		了承する範囲においてこれ らの情報を公開する。(短 期・中期)	外務省	経済産業省、JETRO等による取組を踏まえ、これと連携しつつ在外公館の取組強化を図る。	引き続き左記の取組を実施。
122	海外市場情報の 共有	コンテンツ海外展開による経済効果を捕捉するため、民間とも連携しつつ、把握の方法について検討する。(短期・中期)	総務省	放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、訪日観光客の増加、地域産品の販路拡大、地方創生等に資する放送コンテンツを制作、発信する取組等を支援するに当たり、その経済波及効果の分析を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			経済産業省	業界団体とも連携しつつ把握の方法について 検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、 必要に応じ関係府省において所要の検討を実 施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

		外交上の周年事業や、連 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	文部科学省	外務省・国際交流基金と連携し、欧米、アジア等の各地域において、日本文化の魅力を発信する多様な活動を実施。 活動終了後の文化交流使が活動内容の報告や、各地でのニーズや文化状況を共有するための公開フォーラムを開催。アーティスト・イン・レジデンス事業を支援し、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われる状況を創出。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
123	戦略的な日本文化の発信	文化資源により社会的・経済 的な価値を創出し、訪日外 国人(インバウンド)の増加 や活力ある豊かな地域社会 の形成等に資するため、文 ・ 芸術祭などを中核とし、文化芸 術祭などを中核とし、文 ・ 表観光、福祉、教有機 の他関連分野と信力のある 拠点形成を接する。(短 期・中期)	文部科学省	芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した、国際発信力のある拠点形成を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		日本から世界に広がるマン ガ文化を通じて国際交流と 相互理解の輪を広げるため に、海外でマンガ文化の普 及に貢献する漫画作家に 「日本国際漫画賞」を授与し 顕彰を行う。(短期・中期)	外務省	例年どおり2月頃に授賞式を実施予定。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

			内閣府	昨年度に引き続き、クールジャパン官民連携プラットフォームにおいてマッチングフォーラムを開催。また、セミナー開催等を通じて、異業種連携や海外展開に向けた機運を醸成。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			総務省	他省庁との連携にも努めつつ、放送コンテンツを通じて日本の多様な魅力を発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			外務省	在外公館等を活用し、他省庁との連携にも努めつつ、日本の多様な魅力を発信。	左記の結果を踏まえ、引続き必要な措置を実施。
			財務省	日本産酒類の海外展開を推進するため、和食など異業種との連携を図り、日本産酒類の特性や魅力を効果的に発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	体にフなへさ官おや	シテンツが異分野事業と一ななって海外展開することにより、海外における日本リアン、訪日観光旅客の増加さど、期待される様々な分野への波及効果を最大限発揮さるため、「クールジャパンで民連携プラットフォーム」におってまナーの開催等を通じてこて民や異業種間の連携	文部科学省	国際的に通用する実演家やアーティストの人材育成及び、日本の魅力あるロケ地情報や我が国のアニメ等のメディア芸術の優れた作品の国内外への発信。文化財の多言語での情報発信を推進し、地域の魅力を国内外に発信。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて全国各地で開催される文化プログラム等の取組により地域活性化及び地方への誘客を図るとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを構築し国内外に発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。
		.、目氏や異素性间の連携 ・促進する。(短期・中期)	農林水産省	他省庁と連携して官民や異業種間の連携による海外展開に係る必要な取組を実施。	他省庁と連携して実施
			経済産業省	クールジャパン機構が出資を行った事業のフォローアップとともに、プラットフォーム型事業の案件の開拓を通じて、官民や異業種が連携を推進。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要なフォローアップ等を実施。

		異分野と連携し	国土交通省	関係省庁等と連携を図り、各海外市場における 出展事業などにおいて、他事業と連動した訪日 プロモーションを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
124		環境省	9月に開催される「ツーリズムEXPO」へのブース出展や、環境省ホームページ上での情報発信により、国内のエコツーリズムの取組状況のPRを行う。 国立公園をはじめとする日本の美しい自然を国内外にPRするため、国立公園ウェブサイトにおいて、滞在やアクティビティに関する情報の充実を図る。	引き続き、左記の取組を実施。	
			関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必	要に応じ関係府省において所要の検討を実施。

_	 			
		内閣府	「クールジャパン拠点構築最終報告書」を踏まえ、民間等による拠点構築、連携・ネットワーク 化を後押し。	引き続き、左記の取組を実施。
		総務省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。
	同プラットフォームの下、ア	外務省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。
	同ノフットノオームのト、アニメなどのポップカルチャーから文化芸術等までの幅広い我が国の魅力を効果的に発信するとともに、文化産業を含めた新たなクールジャパ	文部科学省	関係府省等と連携し、文化・アート産業の拠点 形成に向けた民間の取組を後押し。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	ン関連産業を創出する観点 から、各地においてクール ジャパン拠点の構築を目指 す民間の取組を後押しする とともに、こうした拠点間の ネットワーク化に取り組む。 (短期・中期)	農林水産省	「日本産食材サポーター店認定制度」を推進し、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店、小売店をサポーター店としてリスト化し、輸出促進の拠点として活用。	引き続き、左記の取組を実施。
	(AM74) T 741/	経済産業省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。
			訪日プロモーション事業において、クールジャ パン資源である食やコンテンツ等の魅力を戦略 的に発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		関係府省	関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関 係府省において検討。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ(本年3月)に基づき、クールジャパン人材の運用、外国人材の運用、外国人材の活用・集積に向けた制度面での取組や外国人材受入れに係る産学官の地域レベル・国レベルでの情報共有等の協力体制構築、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できる人材の育成に資する取組を推進する。(短期・中期)	内閣府 総務省 外務省 財務省 文部科学省 農林水産省	重点項目 工程表23に記載
有等の協力体制構築、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できる人材の育成に に資する取組を推進する。		

_	_				
		専修学校と産業界・行政機 関等からなる機動的な産学 連携体制の整備を推進する とともに、これからの時代に 対応した教育プログラム等 の充実を図る。(短期)	文部科学省	代表校となる専修学校等に委託を行い、受託 校を中心に産官学の連携により、各種の実践 的な職業教育モデルを構築する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
125	0	実演家やアーティストについて、国際的に通用する人材として育成するために、海外に派遣し、研修する機会を引き続き提供する。(短期・中期)	文部科学省	新進芸術家海外研修制度により、クリエーターなどを海外に派遣し、実践的な研修に従事する機会を提供することにより、我が国の優れたコンテンツを生み出す人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		我が国のメディア芸術水準 の向上と発展のため、若手 クリエイターの創作活動を支 援するとともに海外の優れた クリエイターを招へいし、国 際交流を推進することによ り、次世代のメディア芸術分 野を担うクリエイターの育成 を図る。(短期・中期)	文部科学省	我が国メディア芸術の将来を担うクリエイターを育成するとともに、その水準向上を図るため、若手クリエイター等が行うメディア芸術作品の創作活動を支援。また、アニメーション分野については、制作スタッフに若手人材を積極的に起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、現地における日本コンテンツの海外展開を支える人材育成プラットフォームを構築する。(短期・中期)	経済産業省	クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、引き続き、日本コンテンツの海外展開を支える人材育成支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
		国際共同製作の促進等の観点から、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修を実施する。(短期・中期)	総務省	国際共同制作の促進等の観点から、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子供の頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(短期)	文部科学省	「文化芸術による子供の育成事業」により、小学校、中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や芸術家を派遣することを通じ、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の充実を引き続き図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

126		アニメーション分野における 若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会などの発表機会の提供を引き続き実施する。(短期・中期)	文部科学省	アニメーション分野における若手クリエーター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術分野のクリエイターによる創作活動の活性化のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭での展示・上映等を行う。(短期・中期)	文部科学省	マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術分野のクリエーターによる創作活動の活性化のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示・上映等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
127	地域情報の発信	地域におけるコンテンツ関連 産業の集積や我が国の伝統 文化との融合等により、世界 に通用するコンテンツを創造 する開発拠点を整備し、海 外に発信する自治体や民間 での取組を支援する。(短 期・中期)	文部科学省	地方公共団体が行う文化芸術による地域活性 化・地域文化の国際発信事業を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
128	野拡大	学校教育において、子供たちに対する様々な学習・体験の機会の提供や教職員の意識・指導力向上などを通して、クリエーターを含めた多様なキャリア形成に共通して必要な能力とと併せて、ことと併せて、ことと併せて、を動じ、で通じて価値観を自ら形成・確立することができる子供を育成するキャリア教育を推進する。(短期)	文部科学省	小・中・高等学校における職場体験やインターンシップ、社会人講話等の実施を促進するなど、各学校段階を通した体系的・系統的なキャリア教育の実践に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

		り、開ス検 「対象」 「対象」 「対象」 「対象」 「対象」 「対象」 「対象」 「対象」	官民ファンドの活用などにより、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討。(短期・中期)	経済産業省	日本の魅力により更なる海外需要の開拓を推進。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
129	0		グローバルな集客につながる魅力的なコンテンツ製作の担い手(クリエーター)を中心としたエコシステムを創出すべく、クラウドファンディング等による新たな資金調達製作や海外プロモーションの取組に対して支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省		重点項目 工程表36に記載
			我が国コンテンツの海外展開を促進するための多様な資金調達につき、法制・会計等の観点からの専門家による支援の在り方を検討する。(短期・中期)	経済産業省	我が国コンテンツの海外展開を促進するための多様な資金調達につき、法制・会計等の観点からの専門家による支援の在り方を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		場の環境の改 善・取引の適正	コンテンツ制作現場に適正 にビジネス活動の利益が還 元される環境を整備し、取引 の適正化を図るため、独占 禁止法及び下請代金支払遅 延等防止法を厳正に運用す るとともに、クリエイター等の 就労環境の改善・向上の重 要性にも鑑み、取引適正化 に関するガイドラインの普 及・啓発を進める。(短期・中 期)	公正取引委員会		コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処。
130				総務省	放送コンテンツ分野における製作環境の改善 及び製作意欲の向上等を図る観点から、「放送 コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラ イン」の周知啓発を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				経済産業省	コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、アニメーション制作業界、印刷業界、広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及・啓発等を実施。	大記の実施出現を敬する 必要が取組を引き結ぎ実施

131		コンテンツ視聴環境の多様 化やビジネスモデルの変化 に対応するため、インター ネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施 する上での課題について、 関係者の議の動向や意見 等を把握し、必要に応じて適 切な対応を検討する。(短 期・中期)	総務省	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討。	
	テンツの提供の検討		文部科学省	インターネットを活用した放送コンテンツの提供 サービスを実施する上での課題について、関係 者の議論の動向、他省庁における検討状況等 を踏まえつつ、必要に応じて適切な対応を検 討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
132	制度的な課題等	コンテンツ産業の基盤の強 化を図るため、資金調達に 係る課題、製作委員会方式 に係る課題及びその他課題	経済産業省	コンテンツ産業の中長期的な発展に向け、諸外 国における状況や関係団体等の意見を踏まえ た上で、今後の制度の在り方を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
132	についての検討	について検討し、海外における公的助成の状況も踏まえ、必要な措置を講ずる。 (短期・中期)	関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、 必要に応じ関係府省において所要の検討を実 施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
133		拡張現実(AR)・仮想現実 (VR)やドローン、AIなどの 先進的なコンテンツ技術を活 用した地域活性化に資する コンテンツ制作を支援すると ともに、先進的なコンテンツ 制作・表現技術に係る最適 な活用手法の普及を行う。 (短期・中期)	経済産業省	拡張現実(AR)・仮想現実(VR)やドローン、AI等の先進的なコンテンツ技術を活用した地域活性化に資するコンテンツ制作を支援するとともに、先進的なコンテンツ制作・表現技術に係る最適な活用手法の普及を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

		経済産業省	産業界からの要望を踏まえ、日中間をはじめとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版等の知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施。 各国の取締機関等関連団体と連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したう	文部科学省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。平成24年度からは対象国を拡大し、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムとも協議を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働き掛けに活用。「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」の活動の支援、「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」による官民合同ミッションへの参加。	・左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。
	えで、政府間協議や、官民 一体となった相手国政府へ の働き掛け等を実施し、侵害 発生国・地域での模倣品・海 賊版対策を強化する。(短 期・中期)	総務省	海賊版対策の実効性の強化に向け、関係団体、関係企業等と連携し、ASEANにおける政府機関とのネットワーク強化等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		財務省	税関当局間協議等により、侵害発生国・地域で の模倣品・海賊版の水際対策強化を要請。	引き続き、左記の取組を実施。
		外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化や正規版の流通拡大に向けた取組の支援を実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
		農林水産省	侵害発生国における模倣品対策を強化するため、海外現地調査等により発見した模倣品等について都道府県等関係団体に対し情報提供・相談対応を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

				財務省	途上国・新興国税関に対し、知財侵害物品の 水際取締能力の構築を目的とした人材育成を 支援するため、技術協力を実施。実施に当たっ ては、国際機関(世界税関機構等)や産業界と の積極的な協力も推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
134	0	拡大と一体となっ た模倣品・海賊	侵害発生国・地域政府との 関係を強化し、海外での取 締などの権利執行の支援を	経済産業省	産業界からの要望や相手国政府からの要請等を踏まえ、侵害発生国の政府機関職員等を対象にした知財保護セミナーや真贋判定セミナーを開催。また、侵害発生国の政府機関職員等を日本へ招へいし、日本の政府機関や産業界との意見交換を場を設ける。さらに、当該国政府とける模倣品の抑止に向けて、当該国政府と日本政府及び日本企業等が協力し、共同事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)	文部科学省	侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施。 また、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者や取締機関職員等を対象としたフォーラムやセミナー、訪日研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				法務省	模倣品・海賊版に対しては、刑事罰に加え,侵害差止等の知的財産特有の裁判制度が重要であるところ、JICA「ミャンマー連邦法務長官府及びミャンマー連邦最高裁判所の司法関係者等を対象とし、知財裁判制度の構築に向けた本邦研修を実施。また、日弁連知財センター等と連携し、知財裁判制度充実に向けた現地セミナーを開催するとともに、大学教授、元裁判官等有識者で構成される支援委員会を通じ、ミャンマーにおける知財裁判制度の構築及び人材育成のために継続的に支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

<u> </u>				
度 め () 村 中 修 権	展賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界知的所有権機関WIPO)及び二国間協力の評組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権できナーなどの普及・啓発を動を推進する。(短期・中期)	文部科学省	世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、アジアの侵害発生国などの政府職員等を対象として、著作権や著作隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。また、侵害発生国政府と連携し、著作権に係る教材の共同開発や、普及・啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及・啓発活動を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
国 発 集 版 の の	SEAN域内における、我が国コンテンツの著作権侵害 経生国等に対して、著作権 中管理団体の育成、海賊 対策の強化など、著作権)適切な利用と正規品流通)ための環境整備支援を強 とする。(短期・中期)	文部科学省	ASEAN域内の侵害発生国政府と連携し、著作権に係る教材の共同開発や、普及・啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及・啓発活動を支援するとともに、当該国・地域の著作権法制担当者や取締機関職員等を対象としたフォーラムやセミナー、訪日研修等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)	経済産業省	我が国企業の海外における知的財産権保護を 支援するため、我が国企業の知的財産権の侵 害が多く発生しているアジア諸国を中心に、当 該国の知財制度及びその運用、法令改正の動 向、知的財産を巡る情勢や被害実態などを調 査し、最新の情報を模倣対策マニュアルの提 供やセミナー開催などを通じて提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省	侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行の ための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の 調査を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		外務省	在外公館を通じた知財制度の調査を強化する とともに、各種協議などの場を活用して普及・啓 発などの取組を相手国側へ働きかけ。	左記の状況を踏まえ、引き続き必要な取組を検討。

		国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施	関係機関、権利者との連携 強化により、模倣品・海賊版 の違法な国内流通に対する 国内取締りや、小口化・分散・ 化が進む知財侵害物品の水 際取締りを一層強化する。 (短期・中期)	財務省	権利者との連携強化や、全国の税関における 集中取締りの実施などにより知財侵害物品の 水際取締りを一層強化。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				警察庁	権利者との連携やサイバーパトロール等によって端緒情報の収集に努め、商標法違反事件及び著作権法違反事件の取締りを推進。	引き続き取組を実施。
			模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含むいと、の場が国民の規範で、関係とが「大きない。とが、大きないということが、大きないとなった。とが、大きないということが、大きないということが、大きないということが、大きないということが、大きないとなった。	財務省		
135	0			警察庁	重点項目 工程表44に記載	
				経済産業省		毒占 值日 工程表///□記載
				文部科学省		主爪块口 工性双节10 电影
				農林水産省		
				消費者庁		

			インターネット上で流通する 模倣品・海賊版対策を含に コンテンツの海外展開策府 省における検討の場を設け、各権利者等とも連携を含む つ、模倣品・海賊版対官民の 取組状況を共有倣品・海賊版対策に、 技体系のな論点の検討を に、技体のな論点の検討を に、技体のな論点の検討を は、後の対策のに検討 がた、向性を総合的に検討 する。(短期・中期)	内閣府		重点項目 工程表40に記載
				関係府省		主爪块口 工性权利证职
136	0		リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。(短期・中期)	文部科学省		重点項目 工程表41に記載
			オンライン広告対策については、民間の検討体制の運用に対する支援など、具体的な対応を進める。(短期・中期)	経済産業省	悪質な権利侵害サイトに対するオンライン広告 対策については、民間団体における広告出稿 抑止のための取り組みが適切に実施されるよう、対策の在り方や方向性について具体的な検 討を行う。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			フリマアプリなどのプラット フォーマー、インターネット サービスプロバイダ(ISP)や 各権利者等との連携を深め るとともに、民間の取組を支	経済産業省	インターネット上で流通する模倣品・海賊版対 策の実効性を高めるため、ブラットフォーマー等 7 と連携を深め、意見交換等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			接することにより、インター ネット上で流通する模倣品・ 海賊版対策の実効性を高め る。(短期・中期)	総務省	インターネット上における不正コンテンツの流通 抑止に向け、放送局、プラットフォーマー等の関 係者による今後の対応策の検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

項目	2018本文			担当府省	短	期	中	期
番号	掲載施策	項目名	施策内容		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		2. 映画産業の	の振興・ロケ撮影の環境	改善				
		既存の助成制度等の拡充・強化	日本映画の支援について、 中小制作会社・クリエイター が生み出す優れた映像の支 援の強化を一層図るため、 企画開発支援や大規模作品 への支援など既存の支援制 度のメニューの多様化を検 討する。また、複数年度に亘 る支援や、申請書類の簡素 化などの制度改善を図る。 (短期・中期)	文部科学省	日本映画の支援について、中小制作会社・若 手クリエイターが生み出す優れた映像の支援 の強化を一層図るため、企画開発支援や大規 模作品への支援等既存の支援制度のメニュー の多様化を検討する。また、複数年度に亘る支 援などの制度改善を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
137				文部科学省	アジア等における日本映画特集上映事業等を通じ、産業的及び文化的な国際発信が効果的に展開できる国に向けた文化交流事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
				外務省	国際交流基金による文化交流事業、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想等を通じて、海外における日本映画祭をはじめとする日本映画上映機会の維持・強化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			2020年東京オリンピック・パ ラリンピック競技大会に向 け、インパウンドの取り込み	文部科学省	日本映画への支援、国際共同製作補助金等に おいて、外国人対応のための映画上映の支援 のための措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			を積極的に図るため、外国 人対応のための映画上映の 支援の検討を行う。(短期・ 中期)	関係府省	外国人対応のための映画上映に関し、民間事業者の取組に対し、どのような支援が可能かなどについて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

		資金調達の多様 化	中小制作会社等の海外展開促進に向け、最適な資金調達手法の確立を目指し弁護士・会計士による資金証達のサポートに係る傾証事業制や、資金調達にあたってのビークル(組織体)の選択、スキームの構築、契約における留意点などを明確にする。検証事業で得られた成果に基づき、広くそのノウハウの共有を図る。(短期・中期)	経済産業省		重点事項 工程表36に記載	
138	0		コンテンツ事業における資金 調達時の金融商品取引法の 適用関係について、ガイドラ インQ&Aの作成・周知を通 じて明確化し、必要な資金調	金融庁	措置済み		
			達のための環境整備に取り 組む。(短期・中期)	経済産業省			
			中小制作会社・クリエイター 等への資金供給を図り多様 な映像コンテンツの制作機 会を担保するため、官民ファ ンドの活用の送いに自開発や 資金需要の強い企画開発や 製作段階においてリスクマ ネーを供給する方策を検討 する。(短期・中期)	経済産業省		重点事項 工程表36に記載	
139		若手映画作家の 人材育成等	ワークショップや実際の短編映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作の高成を図るとともに、映画製作(インターンシップ)受け入れの支援を行う。(短期・中期)	文部科学省	ワークショップや実際の短編映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

140		ブの強化	映画フィルムのアーカイブ強化を目的とし、収集・保存・活用の観点から国立映画アーカイブの機能強化を図り、日本映画の国内外への発信力を強化する。(短期・中期)	文部科学省	平成30年4月に、東京国立近代美術館フィルムセンターから改組した「国立映画アーカイブ」を通じ、映画フィルム及び映画関連資料の収集・保存・活用機能の一体的な強化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			産業的及び文化的な国際発信が効果的に展開できる国に向け、市場開拓や裾野拡大を図ることを視野に入れ、	文部科学省	アジア等における日本映画特集上映事業等を通じ、産業的及び文化的な国際発信が効果的に展開できる国に向けた文化交流事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			日本映画の海外映画祭への 出品支援や、アジア諸国等 における日本映画の上映事 業などの文化交流事業等を 継続実施する。(短期・中期)	外務省	国際交流基金による文化交流事業、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想等を通じて、海外における日本映画祭をはじめとする日本映画上映機会の維持・強化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
141	T I	市場開拓や海外市場における裾野拡大のための支援	日本映画への興味・関心を 喚起し、各国での認知院交流を 向上させるため、国際交流金の 事業として、国際交流金の が行う「文セクト」 等において、東京国際映映、 アジアセンターが行う「文セクト」 等において、東京国際映映、 アジアへの日本映画のとが が文化分野の事のと変施の が文化、アジアとの双方向形 が文化交流やネットワーク形成 等を進める。(短期・中期)	外務省	日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			我が国と相手国との国際共同製作映画について、大規模な共同製作に対応するため、補助上限額の引き上げ	経済産業省	我が国と相手国との国際共同製作映画につい	
142		毎外市場の環境	や、複数年度に亘る助成に ついて柔軟な対応を図るとと もに、引き続き映画による国	文部科学省	て、大規模な共同製作に対応するため、補助 上限額の引き上げや、複数年度に亘る助成に ついて柔軟な対応を図るとともに、引き続き映	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
, 12			際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の交渉を含め、	外務省	画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保を図る。また、中国との国際 共同製作協定の交渉を含め、国際共同製作を 促すための基盤整備を実施。	一生はマッスルロッパルビル日のパピ、兄 ス・ケマルベルビック
			国際共同製作を促すための基盤整備を行う。(短期・中期)	関係府省	NO CONTRACTOR OF THE PROPERTY	

143	0	海賊版対策の強 化	海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や官民一体となった相手国政し、侵害発生国・地域での海賊版対策を強化する(短期・中期)	経済産業省	重点事項 工程表40に記載
144	0	撮影環境の改善 に向けた取組	我が国における映画のロケ 等の環境整備を図ることを 目的とし、管民及び有識し、可 に係及び有識し、可 に係る議を設許有優 が撮影に関係するので に係る最新にあたってのの を実施とがする。 はの外等を実施し、 国内からな、 はいし、 で大場とが にの のを はい で、 はい に に は に は に は に は に は に は に は に は に	内閣府 警察庁 国土交通省 総務省 経済産業省 外務省 文化庁	重点事項 工程表721□記載

			海外作品の誘致の強化	諸外国の海外作品誘致に関する制度・経済波及効果等の調査を実施するとともに、海外製作者に魅力のある都市部における撮影環境の現	内閣府		重点事項 工程表73に記載
				状及び海外製作者のロケ受け入れに係る諸課題の整理を行う。(短期・中期)	関係府省		
14	15	0		映画の撮影促進と創造活動 の活性化を図るため、我が 国各地のロケ地情報を集約 し、各地域のフィルムコミッ ションを紹介するとともに、国 内外への発信をさらに強化 する。(短期・中期)	文部科学省	映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、日本各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、引き続き国内外へ発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				インバウンド観光促進の観点から、地域の観光資源の取材を通じて海外で我が国各地の魅力が発信されるよう、海外メディアの招へいを行う。また、インバウンド促進に資する海外の映像作品の誘致を視野に入れた海外製作者向けロケハン支援の在り方を検討する。(短期・中期)	国土交通省	インバウンド観光促進の観点から、地域の観光 資源の取材を通じて海外で我が国各地の魅力 が発信されるよう、海外メディアの招へいを行 う。また、海外の映像作品の誘致に資する訪日 プロモーション事業について検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
14	16		映像コンテンツを 活用した地域振 興等の促進	ロケ受入れを契機とした観 光地域づくりやシティプロ モーションを支援するため、 ロケツーリズムに取り組む全 国各地をネットワーク化し、 ロケ誘致から観光客向けの 情報発信までのノウハウの マニュアル作成を支援する。 (短期・中期)	国土交通省	ロケ受入れを契機とした観光地域づくりやシティプロモーションを支援するため、ロケツーリズムに取り組む全国各地をネットワーク化し、ロケ誘致から観光客向けの情報発信までのノウハウのマニュアル作成の支援を実施。	左記の状況を踏まえつつ、引き続き必要な支援を実施。

項目	2018本文		1645.1.35	10 11 15	知	豆期	中	期		
番号	掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度		
		3. デジタルア	一カイブの構築							
			デジタルアーカイブの構築等 の推進やアーカイブの利活	内閣府						
			用促進に向けた連携を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催	国立国会図書館						
147		産学官でのデジ タルアーカイブの	し、情報共有、意見交換を行う。また、デジタルアーカイブ 推進に係る実務的課題に対 応するため、国立国会図書	文部科学省		重点事項 工程表74~76に記載				
		員会の開催	を記録した関係者を集めた委員会を開催し、望ましい権利表記の在り方を始めとするデジタルアーカイブ構築に係る課題やアーカイブの利活用促進に係る課題等の取組推進策の検討を行う。(短期)	総務省	主派争员 工程数件 7000比较					
				経済産業省						
				関係府省						
				内閣府		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。				
		デジタルアーカイ	我が国の様々なコンテンツを デジタルアーカイブ化してい 〈取組についてまとめた工程 表(2017年9月5日デジタル アーカイブジャパン推進委員	国立国会図書館						
148		ノ推進のだめの		文部科学省	工程表に沿って、各分野の取組を進める。					
			会決定)に沿った対応を行 う。(短期)	総務省						
				関係府省						

			国の統合ポータ ルの構築	我が国における分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」構築のため、各分野のアーカイブにおいて、アーカイブ連携のための課題抽出等を継続し、つなぎ役の先行事例となる特定の分野又は地方におけるポータルサイトの整備のための取組を進める。(短期・中期)	国立国会図書館		重点事項 工程表75に記載		
149	C				関係府省				
				2020年までに国の分野横断 統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」の構築を目指す。 (短期・中期)	国立国会図書館	重点事項 工程表74に記載			
			機関におけるガ	国の各アーカイブ機関においては、2020年までに「デジンタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を順守する形でメタデータのオープン化とその利用条件の表示等を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	国立国会図書館作成の書誌データ等のオープン化とその利用条件の表示に向けた課題と対応策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、実現可能なものから、オープン化とその利用条件の表示に取り組み、利活用しやすい環境を整備。 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
150	•				文部科学省	ガイドラインを踏まえ、必要な取り組みを検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
					関係府省	ガイドラインを踏まえ、必要な取り組みを検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			利活用の推進のための連携	デジタルアーカイブ間の連携の意義を周知するため、フォーラム・実務者検討委員会等を通じ、集約・共有されたコンテンツ及びメタデータの利活用事例や連携の効果を示す事例の収集及び共有化を図るとともに、利活用推	国立国会図書館	- フォーラムや実務者検討委員会を通じ、コンテ			
151					内閣府	フォーラムや美術名検討安員会を通じ、コファンツ及びメタデータ等の利活用事例や連携の効果を示す事例の収集・共有化を行い、アーカイブの利活用推進のための具体的課題、対応 - 策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
				進のための具体的課題、対応策を検討し、必要な措置を 講ずる。(短期)	関係府省				

		1				
			自治体が保有する情報を蓄積する公共クラウドやふるさとデジタル図書館などの取組を通じ、地方ゆかりの文化情報などのコンテンツの収集や利活用を促進する。(短期・中期)	総務省	公共クラウドやふるさとデジタル図書館における登録情報の充実や更新、利活用を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
152	2	地方における アーカイブ連携の 促進	地方におけるアーカイブの	国立国会図書館		
			構築と連携促進のため、 フォーラム・実務者検討委員 会等を通じ、地方における各 機関の協力や連携の在り方	内閣府	フォーラム・実務者検討委員会等を通じ、地方 における各機関の協力や連携の在り方を検 討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			を検討する。(短期・中期)	関係府省		
			公文書分野については 国立 公文書館、書籍等分野館、放送 田立国会図書館、古田会図書館は送コンテンツー(日本の)の 「NHK)と民放の一で大ディア済を 「NHK)と民がのより、 デンツム・アニメーションは文化大学でインでは、 「大一人、で表達では、 大学でインでは、 大学でインでは、 大学でインでは、 大学で、 大学で、	内閣府	各分野における取り組みの実施状況を踏まえ、 必要に応じて、適切な対応を検討。また、公文 書分野におけるメタデータの連携を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				国立国会図書館	書籍等分野において、国立国会図書館サーチの連携拡張に係る実施計画に基づき、各図書館等のデジタルアーカイブとの連携強化を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
153	3	分野ごとのつな ぎ役による取組と 支援		文部科学省	文化遺産オンライン、メディア芸術データベース、S-Net(サイエンス・ミュージアムネット)、nihuINTにおいて、デジタル化の推進、データの集約等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				総務省	放送番組センターの取組状況を把握し、必要に応じて適切な対応を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省	既に運用されているメタデータ形式に基づき、 映画、ゲーム、アニメーション等の分野の業界 との連携を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

				内閣府	各分野における取り組みの実施状況を踏まえ、 必要に応じて、担当府省の取り組みを支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			各分野におけるつなぎ役の	国立国会図書館	書籍等分野におけるつなぎ役として、内閣府の 取組に協力し、必要な検討・情報提供を行う。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	154	分野ごとのつな ぎ役による取組 支援	役割を明確化するとともに、	文部科学省	メディア芸術分野の新たな創造の促進と各拠 点間における協力関係の構築を目指し、産・ 学・館(官)の連携・協力によりメディア芸術分野 おいて必要とされる連携共同事業等を実施。ま た、国立映画アーカイブにおける映画フィルム の収集や保存のためのデジタル化を実施。	; 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				関係府省	必要に応じ、各アーカイブ機関、つなぎ役への 支援策の検討及びそれを踏まえた予算化を検 討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	155	小野様転の取	「明治150年」を契機として、 明治期に関する文書、写真 などの資料についてデジター ルアーカイブ化を推進する。 (短期)	内閣官房	明治期に関する歴史的な文書、写真等の資料のデジタルアーカイブ化に取り組む関係府省と ・連携し、インターネットで公開・展示する等の取 組を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	100	ガギが長のログルバ		関係府省		

				コンテンツの拡充に向けて、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等についての研修等を行う。(短期) 統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料へのメタデータ付与やAPIを付した形での公開をするための助言を支援された、所蔵資料のデジタル化及びアーカイブ連携のための取組を促進するため、必要な情報の周知を図る。(短期)	国立国会図書館	資料デジタル化に関する研修を実施。また、ホームページでの情報提供のほか、文部科学省等と協力し、アーカイブ構築等に関する情報の共有を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
	156				文部科学省	国立国会図書館と協力し、資料のデジタル化に 関する研修を実施。また、図書館業務に関する その他研修を利用した情報提供の実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
					国立国会図書館	公共・大学図書館等に対して国立国会図書館 サーチとの連携に必要な技術的な情報をホームページ等を通じて提供。また、文部科学省等 と協力し、デジタル化等に関する情報を周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
					文部科学省	国立国会図書館と協力し、各種会議・研修等の 場で資料のデジタル化に関する情報周知を実施。		
				国立国会図書館所蔵資料の デジタル化に引き続き取り組 むとともに、デジタル化デー タの利活用に向けた取組を 強化する。(短期)	国立国会図書館	所蔵資料のデジタル化を継続実施。また、デジタル化データを活用した検索機能の拡張、デジタル化データの利活用のための課題を整理し、方策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
	新規		公文書分野	国立公文書館デジタルアーカイブ及びアジア歴史資料センターデジタルアーカイブの充実化を図る。(短期)	内閣府	国立公文書館デジタルアーカイブのためのデジタル化を推進する。また、アジア歴史資料センターのデータベースを拡充を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

		2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)	文部科学省	文化遺産オンラインの画像掲載率の向上を図るため、画像の収集を進めるとともに、国指定文化財の英訳を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
157	文化財分野	全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。また、各自目がの場がであれば、日間のでは、日間のは、日間のでは、日間のは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日はのは、日はのはのはのはのは、日は、日間のでは、日はの	文部科学省	全国博物館長会議等において、文化遺産オンラインについての情報提供を実施し、オンラインへの登録・画像の提供等を依頼。また、デジタルアーカイブ化と利活用促進の具体策については、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会における検討に協力し、検討結果に応じて必要な推進方策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		文化財のデジタルアーカイブ を活用して海外からのインバ ウンド獲得につなげるため、 最新の技術を用いてデジタ		訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して、多恵		
ルアーカイブを表現し、イン バウンド獲得に向けた取組		語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を実施。また、文化財VR等のコンテンツの観光活用に向けた取組を実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。			

		メディア芸術等分野	産・学・館(官)による連携促進事業の実施、メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。(短期)	文部科学省	産・学・館(官)による連携促進事業の実施、メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
158			国立映画アーカイブにおいて、映画フィルムのデジタルアーカイブ化と利活用の促進に向けた取組を強化する。(短期・中期)	文部科学省		140に記載	
			歴史的・文化的価値のある 我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することのないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行う。(短期)	文部科学省	関係機関や有識者からなる文化関係資料のアーカイブに関する検討会を開催し、各分野の特性に応じた保存全般にわたる事項について検討するとともに、調査研究、シンポジウムの開催等を行う。また関係機関の連携体制を構築・検討し、目録の作成・公開を行うとともに、目録・資料のデジタル化を試行的に実施。さらに分野全体のアーカイブの構築・運営や共同利用の促進等を行うための中核となる拠点形成を支援し、分野間における各機関等のネットワーク化を図る。	施。	
新規	ļ	自然史·理工学 分野	S-Netを中心とした活動の継続・推進・教育、データ等のデジタル化、非生物(岩石・鉱物等の地球科学系、産業技術史系)データへの対応を行う。(短期)	文部科学省	S-Netを中心とした活動の継続・推進・教育、データ等のデジタル化、非生物(岩石・鉱物等の地球科学系、産業技術史系)データへの対応につき、適切な対応を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実 施。	
新規	!	人文学分野	統合検索システムnihuINTに おおけるデータ化の促進と データの統一性の確保 (データクレンジング)を実施 する。(短期)	文部科学省	統合検索システムnihuINTにおおけるデータ化の促進とデータの統一性の確保(データクレンジング)につき、適切な対応を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実 施。	

159		放送コンテンツ分	放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を引き続き実施する。(短期)	総務省		左記の検討・実施状況を踏まえ、必要な取組を 実施。	
139			放送コンテンツ分野の充実を図るため、放送番組のデジタルアーカイブ化と利活用の促進に向けた取組を強化するとともに、アーカイブ機関においては、放送番組センターとの連携を強化する。(短期)	総務省	NHKによる利活用の状況を把握し、必要に応じて適切な対応を検討。	左記の検討・実施状況を踏まえ、必要な取組を 実施。	
		オープン化の促 進	「デジタルアーカイブの構築・ 共有・活用ガイドライン」の普 及を進め、各アーカイブ機関 やつなぎ役におけるデジタル コンテンツの拡充、メタデー タ及びデジタルコンテンツの 二次利用条件表示の促進等 の流通促進を支援する取組 を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	ーガイドラインの普及を進め、各アーカイブ機関 やつなぎ役におけるデジタルコンテンツの拡 充、メタデータ及びデジタルコンテンツの二次利 用条件表示の促進等の流通促進を支援する取 組について、検討を行う。実現可能なものから ¬取組を実施。	左記の検討・実施状況を踏まえ、必要な取組を 実施。 実施。	
160				内閣府			
				関係府省	以祖ぞ夫他。		
161		と利活用の促進 のための著作権 制度の整備	美術館等が展示する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、「推進計画2016」を踏まえ、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省		措置済み	

162		0	利活用の促進のための周辺環境	報を集約化したアーダベー人の利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あわせて、2017年度に既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するための実証事業を実施するとともに、当該データベースを活用したの権利処理プラットフォームの経済	文部科学省	重点事項 工程表66に記載		
	62	·			経済産業省			
				デジタルコンテンツの利活用を促進するため、国際標準化機関(ISO)における技術委員会TC46の国内委員会におけるデジタルコンテンツの二次利用を促進するための権利表示の国際標準化に対する取組等を推進する。(短期)	経済産業省		2019年度末までに左記標準文書を国際規格と して制定。状況に応じ、必要な取組を実施。	

		これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人人材の育成を支援、大学・研究機関、下間が設めの重要性の表別であるため、美術館・博物館との関係要性の対し、アイブ人材のの重要性の認識を広めるための事のといったがので要性の認識を広めるため、明惟などの取組を実施する。(短期・中期)人	国立国会図書館	資料デジタル化研修及びデジタル化等に関する情報提供の実施に加え、デジタルアーカイブの必要性・重要性を広く周知するためのイベントを開催。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			文部科学省	美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの取組を広めるためのシンポジウムを開催。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
163			総務省	デジタルアーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣を始めとする支援など、デジタルアーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の連携実現に向け、各機関の職員の能力開発に資する取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において、文部科学省令第21号及び同第22号)により、2012年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人材の育成がより充実するよう促す。(短期・中期)	文部科学省	カリキュラムに基づき実施される司書・学芸員 資格養成課程等について、各大学等機関において適切に実施されるよう、必要に応じて指導・ 助言を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。